

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>第一部 安倍政権の暴走をストップし、戦争法廃止、立憲主義と民主主義をとりもどす。 消費税10%増税中止、TPPからの撤退・調印中止で国民のくらしと地域経済を守る</p>				
<p>1、憲法違反の戦争法廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、立憲主義の回復を政府に強く要望すること。また、それにふさわしい行動を県民とともに行うこと。</p>	<p>安保関連法の廃止や集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回は、国において国民的な議論を十分に行ったうえで、国民総意の下、法にのっとり手続きされるべきものと認識しています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>2、国民の消費が減少し、経済が落ち込んでいる中で、国民に増税を強いる消費税10%増税は中止するよう政府に求めること。</p>	<p>県では、国に対して、平成29年4月に予定されている消費税率の引上げによって被災地の経済の落ち込みや復興の遅れを招くことがないように、引上げ前から国において被災地に配慮した実効性のある対策を十分講じるよう要望してきたところです。 今後も、復興の遅れを招かぬよう、しっかりとした対策を国に対して求めていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>3、米の78400トンの輸入、牛肉・豚肉の関税の大幅引き下げ、乳製品の7万トンの輸入など、国会決議に反するTPP大筋合意は日本と岩手の農業を破壊するもので、TPPからの撤退、調印中止を政府に求めること。</p>	<p>TPP協定は、本県の基幹産業である農林水産業をはじめ、県民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。 そのため、県ではこれまで、国に対し、TPP協定の交渉にあたっては、十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くした上で慎重に判断するよう要請してきたところです。 今後、協定の発効には、参加国における国会承認手続きを経る必要がありますが、詳細な影響分析や具体的な対策などが明らかにされ、平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議も踏まえ、国会を中心に十分な国民的議論に付されるよう、引き続き政府に求めていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>4、東京電力福島第一原発事故の原因も明らかにならず、事故の収束の見通しもなく、10万人余の福島県民が避難生活を余儀なくされている中で、原発を再稼働させることは許されません。政府に対し、原発再稼働の中止、原発輸出をやめるよう求めること。</p>	<p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まっており、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5、圧倒的多数の沖縄県民が反対し、沖縄県知事が埋め立て承認を取り消した米軍新基地建設の強行はやめるよう政府に求めること。憲法と地方自治の精神に基づき、沖縄の歴史を踏まえて対応するよう求めること。</p>	<p>平成28年3月4日、政府は米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる代執行訴訟で、福岡高裁那覇支部が示した工事中止を含む和解案を受け入れると表明し、沖縄県側も受入れ、和解が成立しています。 今後、沖縄県と国とがしっかり話し合い、沖縄県民が納得できるような解決が図られることが望ましいものと認識しています。</p>	<p>総務部</p>	<p>総務室</p>	<p>S その他</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>第二部 東日本大震災津波からの復興の取組－全ての被災者の生活と生業の再建を最優先に、地域社会と地域経済の全体を再建する復興を</p>				
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に―国政上の6つの緊急課題 1、建設費が高騰している被災者の住宅再建に、国の被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げること。平成30年4月10日となっている申請期日を延長するよう求めること。</p>	<p>被災者生活再建支援金の拡充については、これまでも繰り返し国に要望しているところですが、国では依然として慎重な姿勢を示しているところです。 国では、資材高騰等の物価上昇等に対して、災害公営住宅の建設費を含む公共事業費やグループ補助金の額については引上げており、被災者の住宅の再建支援についても同様に扱うべきと考えられることから、今後も引き続き、増額について、国に対して強く要望していきます。 また、申請期限の延長については、住宅再建の前提となるまちづくりの進捗状況等を踏まえ、被災者の方々が安心して自立再建できるよう検討を進めていきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に―国政上の6つの緊急課題 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国として復活し、社会保険被保険者も対象となるようにすること。被災者の「孤独死」を出さない対策、見守りの取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>被災者の国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る医療費の一部負担金及び介護保険の利用者負担の減免措置への支援については、平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置について、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していきます。 応急仮設住宅や災害公営住宅の見守りは、社会福祉協議会に配置する生活支援相談員や市町村が配置する支援員等により行っているところであり、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現を図るため、平成28年度に拡充される国の被災者支援総合交付金を活用しながら、国や市町村、社会福祉協議会等の関係団体とも連携し、引き続き見守り体制の構築に努めていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課、地域福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>3、グループ補助の拡充・改善をはかり、事業者の再建が進むまで継続すること。仮設店舗等の営業継続への支援と事業者の本設への支援策を講じること。</p>	<p>グループ補助金については、これまでも資材価格等の高騰に対応した追加措置などの制度拡充、改善を図っています。平成28年度については、政府予算案にも盛り込まれていることから、県としても必要な予算を確保し、継続する予定です。</p> <p>仮設店舗で営業を行っている事業者に対しては、専門家による販促指導や集客イベントへの助成を通じて売上向上やにぎわいの創出を支援するとともに、本設店舗への移行を計画する事業者に対しては、専門家等を派遣しながらグループ補助金等の活用に必要な事業計画づくりを支援しており、今後も引き続き支援していきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支 援課</p>	<p>A 提言 の趣旨 に沿って 措置</p>
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>4、JR東日本の責任でJR山田線の早期復旧を行うこと。JR大船渡線の復旧については、全線開通から80年の歴史を踏まえ、鉄道での早期復旧を求めること。今年度までとなっている特定被災地公共交通調査事業を延長実施すること。</p>	<p>JR山田線については、復旧に関連する復興まちづくり事業との調整を図るとともに、早期の復旧に向けてJR東日本等との協議を進めているところであり、JR大船渡線については、平成27年12月25日に国の主催により開催された第3回大船渡線沿線自治体首長会議において、BRTによる本格復旧が合意されたところです。</p> <p>また、「特定被災地域公共交通調査事業」について、まちづくりに合わせた生活交通を確保するための実証運行等を実施できるよう、事業の延長を国に要望してきたところですが、平成28年度以降についても事業が継続される方向となりました。</p> <p>今後も被災市町村の生活交通が確保されるよう、必要に応じて国に働きかけを行っていきます。</p>	<p>政策地域 部</p>	<p>地域振 興室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>5、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で汚染されたほだ場・ほだ木の処理、側溝汚泥の除去、山林の除染など徹底した除染と全面賠償を求めること。</p>	<p>県では、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、除染に係るものを含む県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めてきました。</p> <p>また、国に対しても、東京電力が確実かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講じるよう要望してきたところです。</p> <p>今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
	<p>8,000Bq/kg以下のほだ木については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自のガイドライン(第2版)を策定し、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。</p> <p>その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要望しているところです。</p> <p>側溝汚泥については、国に対して処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する費用や地域で必要となる一時保管施設の整備等の掛かり増し経費について、財政支援を拡大するよう要望しているところです。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費については、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援し、東電に賠償を求めています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
	<p>ほだ木の処理については、国の「農林業系廃棄物の処理加速化事業」により対応しています。</p> <p>また、山林の除染については、「広葉樹林再生実証事業」や「林内放射性物質モニタリング調査事業」により除染方法の開発・実証を進めています。</p> <p>ほだ場から除去された落葉層の取扱いや山林の除染については、国から方針が示されていないことから、引き続き早期提示について国へ働きかけていくとともに、関係市町と連携しながら、具体的な処理方法等について国と協議を行っていきます。</p> <p>県では、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、除染に係るものを含む県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めてきました。また、国に対しても、東京電力が確実かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講じるよう要望してきたところです。</p> <p>今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>6、2016年度以降の復興事業費の地元負担の撤回を求め、国が責任を持って復興財源を確保するとともに、地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。</p>	<p>県では、これまでも機会を捉えて、復旧・復興事業の迅速かつ着実な推進のため、国への要望を続けてきたところでありますが、昨年12月2日にも、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 復興に必要な予算の確実な措置、 ② 復興交付金の確実な予算措置及び制度の柔軟な運用、 ③ 社会資本整備総合交付金(復興)の復興の進度に応じた予算措置、等について、国への要望を行ったところです。 <p>平成28年度以降の復旧・復興事業に係る政府方針決定にあたっては、県・市長会・町村会合同要望など市町村や他県と連携し、強力に国への要望活動を行ったところでありますが、今後とも国に対して被災地の実情を説明し、必要な予算が確実に措置されるよう、国に対して要望していきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 1)被災者の国保・後期高齢者医療費の免除や介護保険利用料等の免除措置を、県独自に来年度以降も継続実施すること。</p>	<p>東日本大震災の被災者に係る一部負担金・利用者負担の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了し、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組み(基準を満たした場合に8割を支援)に変更されたことから、県では、被災者の医療及び介護サービスを受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しているところです。</p> <p>県では、多くの被災者が、いまだ応急仮設住宅等での生活を余儀なくされ、健康面や経済面の不安を抱えており、引き続き医療や介護サービス等を受ける機会の確保に努める必要があることから、これまでと同様に県内統一した財政支援を平成28年12月まで継続します。</p> <p>なお、平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置については、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>2) 震災関連の自殺、孤独死の防止のために、保健師の増員をはかり、継続的な見守り支援と心のケア対策、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。仮設団地と災害公営住宅に支援員を配置し、コミュニティと絆の確立に特別の対策を講じること。</p>	<p>被災地における保健師等の人材確保に係る財政支援については、国に対し要望するとともに、必要な情報提供を行ってきたところであり、今後職能関係団体や教育機関等との連携を図りながら、人材確保に係る情報について市町村に対し提供を行うとともに、人材育成等の取組を行っていきます。</p> <p>見守りについては、生活支援相談員を社会福祉協議会に継続して配置し、応急仮設住宅や災害公営住宅等において、戸別訪問、安否確認や相談、見守り活動を行うとともに、保健医療や福祉サービス等への適切な橋渡し、サロン活動など住民同士の交流の場の提供による福祉コミュニティの再生に努めていきます。</p> <p>さらに、求められる支援や相談内容の多様化に対応できるよう、相談員の資質向上のための研修にも取組んでいきます。</p> <p>被災者のこころのケアについては、今後、応急仮設住宅からの転居等の生活環境の変化に伴うストレス等に対応するため、専門家による支援を継続するとともに、人材育成やネットワークづくりを通して、一人ひとりがこころの健康を大切にする地域づくりを推進し、長期的に被災者を支援していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課、地域福祉課、障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
	<p>応急仮設住宅や災害公営住宅の見守り等については、生活支援相談員に加え、市町村が配置する支援員等により行われているところですが、県では、市町村に対し、地域で必要とされる見守り等の支援体制が総合的に確保されるよう要請しているところです。</p> <p>国においても、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現を図るため、平成28年度に被災者支援総合交付金を拡充したことから、この制度も活用しながら、国や市町村、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、引き続きしっかりと見守り体制の構築に努めていきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 3) 震災関連死の申請の周知徹底を図り、長期にわたる避難生活という被災者の実態を踏まえた審査を行うこと。再審査請求についても周知すること。被災市町村で審査できる体制を確立すること。</p>	<p>災害弔慰金については、県のホームページ、被災者支援ガイドブックのほか、各市町村の広報を通じて繰り返し周知を図っています。 審査については、県が市町村から受託している審査会では「認定基準」を策定、公表するなど、客観性を保つとともに、個別具体の案件について丁寧に審査しているところです。 再審査については、新たな事実が明らかになった場合は、市町村で再審査を受け付け、審査会に諮問するなど柔軟に対応しており、市町村に対し、結果通知の際にその旨周知するよう依頼しています。 審査会については、市町村からの依頼を受け県が受託しているものであり、今後については、委託している市町村の意向によります。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 4) 被災地福祉灯油等特別助成事業は、内陸に避難している被災者を含め実施すること。</p>	<p>県では、平成27年度、沿岸被災市町村のうち高齢者等の低所得世帯を対象に福祉灯油事業を実施する市町村に対しては、平成23年度から平成26年度と同様に重点的な財政支援を行う必要があると判断し、その経費の一部を補助する「被災地福祉灯油等特別助成事業」を実施しています。 なお、被災により内陸に避難している世帯についても、福祉灯油の対象となる要件を満たし、かつ、沿岸市町村が助成する場合には、県補助の対象とする取扱いとしています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 5) 防災集団移転事業による自治体への土地買い上げが所得とみなされ、住民税、国保税、介護保険料が大幅に引き上げとなり、居住費・食事代の補足給付の軽減措置が受けられなくなるなどの事態が生じています。国に対し、所得とみなさない特例措置を強く求めるとともに、県独自にも可能な対策を講じること。</p>	<p>東日本大震災津波被災地の防災集団移転促進事業に協力して土地譲渡等をしたにもかかわらず、譲渡代金等が一時所得とみなされ、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料に影響し、被災者の費用負担増となる場合があることから、県では、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料の算定にあたり特例措置を講じ負担軽減を図るよう、国に要望しています。 なお、防災集団移転促進事業による土地譲渡等による介護保険料や補足給付への影響については、負担軽減を図る特例的取扱いを繰り返し国に要望してきましたが、今般、社会保障審議会介護保険部会で制度見直しの方向性が了承され、今後、厚生労働省において必要な政省令改正が行われることとなりました。 県では、今後、制度設計が明らかになった段階で、市町村において制度の見直しについて住民の方々に周知を行うとともに、条例改正等の手続きを適切に行い、対象者がもれなく必要な対応を受けられるよう、助言していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課、長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 5) 防災集団移転事業による自治体への土地買い上げが所得とみなされ、住民税、国保税、介護保険料が大幅に引き上げとなり、居住費・食事代の補足給付の軽減措置が受けられなくなるなどの事態が生じています。国に対し、所得とみなさない特例措置を強く求めるとともに、県独自にも可能な対策を講じること。</p>	<p>県では、防災集団移転促進事業を所管する国土交通省に対して、個人住民税の均等割に影響しないよう譲渡所得の特例措置を申し入れています。 今後も、被災者の負担軽減のため、引き続き、取組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 6) 災害援護資金を使いやすく改善し活用を進めること。義援金や災害弔慰金等の受給を理由とした生活保護の打ち切りは中止すること。</p>	<p>災害援護資金は、被災世帯の生活の早期立て直しを推進するため、市町村の条例に基づく貸付制度であり、県では制度の趣旨に沿って適正な審査をした上で貸付けを行い、また、相談の際には丁寧に説明を行うよう依頼しています。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
	<p>(災害援護資金関係) ※復興局所管(生保) 生活保護制度における義援金等の取扱いについては、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち、「当該被保護世帯の自立更生に当てられる額を収入として認定しない」とし、その超える額を収入として認定することとされています。 各実施機関においては、被災者である被保護世帯に対し、義援金等の取扱いについて説明を行った上で自立更生計画書の提出を受け、ケース診断会議などで保護の可否を組織的に検討しており、また、保護の廃止決定を行う際には、再び保護申請が必要な場合に相談や申請を行うことを助言するなど、適切な対応に努めています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 7) 仮設住宅や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通の確保のために、ワンコインバスやデマンドタクシーなど、きめ細かい対策を講じること。</p>	<p>県では、「地域公共交通活性化推進事業」により、市町村が行うデマンドタクシーの導入等に対し財政支援を行うとともに、有識者等で構成する公共交通活性化支援チームを派遣し、市町村の取組への助言を行うなどの支援を行っています。 今後も被災市町村と連携し、市町村が行う取組への支援に努めていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 8) 仮設住宅団地とともに災害公営住宅に、見守りとコミュニティ確立支援のために支援員を配置すること。集会室にはテレビ、椅子・机、ストーブ、カラオケセット等を設置し、入居者が交流し、自主的な活動ができるよう支援すること。応急仮設住宅の空き室は正月やお盆などでの家族等の帰省にも活用できるようにすること。</p>	<p>応急仮設住宅や災害公営住宅の見守りやコミュニティ支援については、生活支援相談員に加え、市町村の配置する支援員等が行っているところですが、県では、市町村に対し、地域で必要とされる見守り等の支援体制が総合的に確保されるよう要請しているところです。 また、応急仮設住宅の帰省客の利用については、集会所や談話室を利用することについては、市町村や自治会の判断により可能である旨助言しているところです。</p> <p>災害公営住宅の見守りについては、指定管理者が75歳以上の単身入居者及び80歳以上のみの世帯について、定期的に訪問を実施している他、その他の世帯についても入居者からの相談等に随時対応しています。 コミュニティ確立については、平成28年度から災害公営住宅コミュニティ形成支援事業を実施することにしており、コミュニティ形成支援員の配置などにより入居者間の円滑なコミュニティ形成を支援します。 災害公営住宅の集会室の備品については、座布団、机、いす、カーテン、ファンヒーターなどを整備し、自治会や趣味の会などに活用をいただいています。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を—県独自に200万円以上の支援を 1) 住宅の建設費が地元業者の場合坪48.5万円から坪56.7万円に、8.2万円上昇しています。大手ハウスメーカーでは坪70万～80万円となっています。被災者の住宅再建に、県独自にさらなる支援を強化し200万円以上(現行100万円、市町村と共同、11月末現在5605件)に拡充すること。申請期日については、木造戸建ての災害公営住宅の買い取りが可能となるよう延長すること。</p>	<p>県では、これまで国に対し、被災者生活再建支援制度の拡充について繰り返し要望してきたところですが、国では依然として慎重な姿勢をとっているところです。 このため、県では、要望の実現に向けて、限られた財源の中で、100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」を市町村と共同で実施しておりますが、厳しい財政状況の中で、県独自で更なる支援の拡充は極めて難しいものと認識しており、国に対して、被災者生活再建支援制度の増額について、引き続き強く要望していきます。 また、申請期限の延長については、住宅再建の前提となるまちづくりの進捗状況等を踏まえ、被災者の方々が安心して自立再建できるよう検討を進めていきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 2)被災者生活再建支援金は、現行300万円を500万円以上(大規模半壊は400万円)に引き上げるよう国に強く求めること。申請期日の延長を求めること。</p>	<p>被災者生活再建支援金の拡充については、これまでも繰り返し国に要望しているところですが、国では依然として慎重な姿勢を示しているところです。 国では、資材高騰等の物価上昇等に対して、災害公営住宅の建設費を含む公共事業費やグループ補助金の額については引上げており、被災者の住宅の再建支援についても同様に扱うべきと考えられることから、今後も引き続き、増額について、国に対して強く要望していきます。 また、申請期限の延長については、住宅再建の前提となるまちづくりの進捗状況等を踏まえ、被災者の方々が安心して自立再建できるよう検討を進めていきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 3)県の生活再建住宅支援事業費補助、バリアフリー・県産材活用への補助制度の周知徹底を図り、積極的な活用を推進すること。被災者の要望がある限り事業を継続すること。</p>	<p>市町村との連携のもと、住宅再建相談会の開催回数を増やすなど周知の徹底を図り、積極的に活用していただくよう取組んでいます。 事業期間については、事業の利用状況などを踏まえながら、今後検討していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 4)地元業者と県産材活用による岩手県地域型復興住宅(3月末現在、3625戸、うち被災者分939戸、推計では被災者分1777戸)の普及を図り、地元業者の取組を支援すること。住宅建設の需要拡大に対応する供給体制の確立に取組むこと。</p>	<p>県では、民間団体や行政機関等からなる岩手県地域型復興住宅推進協議会を通じた取組や、住宅再建に関する相談会及び展示相談会の開催などにより、地域型復興住宅の普及を図るとともに、建設を促進しています。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 5) 希望者が全員入居できる災害公営住宅の早期建設に取り組むこと。1355戸(9月末現在)に増加した木造戸建て・長屋方式の公営住宅の建設を重視し、集落とコミュニティを維持した公営住宅の建設を行うこと。集合住宅についてもできるだけ県産材を活用すること。重いドアの改善を図るとともに高齢者世帯向けに引き戸式のドアを増やすこと。</p>	<p>災害公営住宅の整備は県と市町村が連携して進めており、必要戸数についても被災者の意向調査を基に市町村と協議しながら整備を進めています。 また、地域の実情等に応じた多様な住宅の供給を推進する方針としており、立地特性等に応じて、戸建て、長屋や木造での整備を実施しています。 集合住宅の玄関ドアについては、住戸の気密性が高いことによる開きづらさの解消のため、換気扇や吸気口の使用について周知を図るとともに、今後整備する住宅については、扉の操作性に配慮して計画しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 6) 自力で住宅の確保が困難な高齢者や障害者のために、グループホーム型公営住宅や介護付き公営住宅の整備を進めること。</p>	<p>県では、グループホーム型仮設住宅の運営費に対する補助について予算措置し、当該運営を支援しています。 グループホーム型災害公営住宅については一部市町村で整備予定があります。今後とも、県内及び県外での整備事例について、市町村や住宅担当部局への情報提供に努めていきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>長寿社会課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>福祉対応型の住宅については、意向調査等により地域のニーズを的確に把握したうえで、整備の主体や手法等について市町村と十分に協議しながら、計画を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 7)金融庁・東北財務局の通知(2013年12月10日)に基づき、「個人版私的整理ガイドライン」の周知徹底を図ること。相談・申請の3分の2が排除されている住宅の二重ローンの解消(10月30日現在、相談件数1085件、債務整理成立件数337件、準備中20件、合計357件)に積極的に取組むこと。申請者の多数が対象となるよう改善を求めること。弁護士等による相談活動を強化すること。原則730万円の収入基準の見直しを求めること。</p>	<p>「個人版私的整理ガイドライン」については、金融庁・東北財務局の通知に基づき、各金融機関において、住宅ローンの利用者に対し、相談を促していると聞いています。また、県においても、被災者全員に配布している「暮らしの安心ガイドブック」により周知を図るとともに、支援者を対象とした勉強会を開催するなど、様々な機会をとらえ、繰り返し被災者への周知に努めているところです。</p> <p>このほか、沿岸4地区に設置している被災者相談支援センターにおいて、弁護士が相談に応じているほか、相談員が情報提供を行っています。</p> <p>なお、被災者の債務整理を確実に促進するためには、制度の運用の見直しはもとより、法整備を含む新たな仕組みの構築が重要であることから、これまでも国に対し要望してきたところであり、引き続き、個人の二重債務解消に向けて要望していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 8)仮設住宅の空き室については、Uターン・Iターンしてきた家族等も活用できるように、県としても積極的に取組むこと。(11月末実績、6市町村212戸)</p>	<p>応急仮設住宅の空き室の利用については、県が国と協議し、応急仮設住宅の集約化・撤去の妨げになったり、入居者のコミュニティ維持に支障が生じないことを条件に、平成26年度から目的外使用として、地元に戻りたいが実家が被災し住む家がない方や、被災地で就職し定住を希望するが住む家がない方などについて、許可を受ければ使用料を支払って居住することが可能としています。</p>	復興局	生活再建課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>1)グループ補助事業については、申請を希望するすべての事業者が対象となるよう大幅に拡充すること。商業者グループや小規模事業者グループも申請し、採択されるよう具体的な支援を強化すること。前払いなどの措置を徹底すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。来年度以降も継続実施するよう国に強く求めること。</p>	<p>グループ補助事業については、商工団体と連携して、復興事業計画の作成や計画の熟度を高めるための支援を行い、できるだけ多くの事業者が補助金を活用できるよう取組んでいます。</p> <p>交付決定事業者には、資金調達の負担を軽減し、補助事業を迅速に進められるよう、前金払いにもきめ細かく対応しています。</p> <p>また、事業者が抱える経営課題の解決を図るため、商工団体と連携して、専門家による指導助言など支援策を講じているところです。</p> <p>グループ補助金事業や、被災事業者への支援策については、平成28年度も引き続き実施することとしており、当初予算案に盛り込んでいます。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	B 実現 に努力し ているもの
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>2)グループ補助に準じた小規模事業者に対する支援策を講じること。</p>	<p>グループ組成が困難な小規模事業者にも、認定済みグループに追加することによりグループ補助金を活用することは可能です。</p> <p>また、事業者単独での申請でも補助金の活用が可能な制度として、沿岸地域の市町村と連携して、事業者の復旧経費に対する補助事業を実施しています。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	A 提言 の趣旨 に沿って 措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>3)362ヶ所・1,811区画(商業・サービス業は577業者)となる仮設店舗・施設については、実態調査を行い、経営支援策を強化すること。本設への抜本的な支援策を講じること。仮設店舗等の5年後の使用と地代などの支援を継続し、解体費用について国が責任を持って対応するように求めること。</p>	<p>仮設店舗・施設については、いわて希望ファンドの活用を促すなどして売上向上やにぎわい創出を支援しています。</p> <p>また、本設店舗への移行を計画する事業者に対しては、専門家などを派遣しながらグループ補助金の活用に必要な事業計画づくりを支援しています。</p> <p>仮設店舗等の使用期間や地代については、設置主体である市町村が土地利用計画など地域の実情を踏まえて管理運営を行っています。</p> <p>仮設店舗の解体費用については、国に対し要望等を行った結果、平成26年度に国の仮設施設有効活用等助成事業が創設され、今般、助成対象期間が完成後5年以内から平成30年度末までに延長されています。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	A 提言 の趣旨 に沿って 措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>4) 県の中小企業被災資産復旧費補助については、内陸の被災事業者も対象に拡充し、継続実施すること。テナントで被災した事業者の再建への支援策を講じること。</p>	<p>沿岸区域の市町村においては、東日本大震災津波により甚大な被害を受けており、地域経済の再生を図っていくには、被災事業者の復旧を迅速に進めることが必要であることから、沿岸地域の市町村を対象として、中小企業被災資産復旧費補助を行っているものです。</p> <p>平成28年度も復旧費補助制度を継続することとし、当初予算案に盛り込んでいるところであり、今後も、沿岸地域のまちづくり事業の進捗状況を踏まえ、当分の間は継続できるよう検討していくこととしています。</p> <p>テナントで被災した事業者については、被災前に所有していた設備等の復旧費用は中小企業被災資産復旧費補助金の対象となります。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	S その 他
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>5) 被災地での基幹産業である水産加工業など食料品製造業では震災前と比べて雇用保険被保険者数が1528人減少しており、販路の回復・新商品の開発等の支援を強めるとともに、雇用の確保に特別の取組を強化すること。</p>	<p>販路の回復・新商品の開発等については、各産業支援機関と連携した専門家による相談会や個別指導の実施、県内外での商談会や大手量販店でのフェアの開催、いわて希望ファンド等による助成事業などにより総合的に支援しており、今後さらに、産学官金の異業種連携、経営革新による新商品開発や共同での輸出促進など支援の充実に努めていきます。</p> <p>被災地の雇用の確保については、企業見学会や面接会等の企業と求職者のマッチング促進や企業向けセミナーの開催による職場定着支援、大手就職情報サイトを初めて活用する中小企業への経費補助、企業の求人情報の発信の支援やU・Iターンの促進など、人材確保に取り組みます。併せて、沿岸地域に所在する事業所については、事業復興型雇用創出助成金による支援を引き続き行っていきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	A 提言 の趣旨 に沿って 措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>6)仮設団地や災害公営住宅など被災者の見守りと生活支援に関わる緊急雇用事業を拡充・継続すること。事業復興型雇用創出事業費補助は、すでに被災者を再雇用した場合も遡及して対象とすること。新規採用を条件にしないよう改善を国に求めること。被災者の生活を支援し、事業の再生に結びつく安定した雇用の創出に取り組むこと。</p>	<p>県では、震災等対応雇用支援事業の実施期間の延長等を国に要望してきましたが、平成27年度限りで終了することになりました。(沿岸12市町村に限り平成28年度まで)</p> <p>なお、被災者支援の課題に総合的かつ効果的に対応するため、被災者支援総合交付金(復興庁所管)により支援を行うこととなりました。</p> <p>事業復興型雇用創出事業については、要件の緩和等を国に要望してきましたが、平成28年度政府予算案において、沿岸地域での事業実施期間が1年延長されたところであり、引き続き、雇用の創出と就業の支援に努めていきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	A 提言 の趣旨 に沿って 措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>7)県は復興事業を推進するためにも、正規職員の大幅な増員を図ること。復興に必要な職員の確保に取組み、任期付職員、全国からの応援職員の確保に努めること。応援職員の健康と心のケア対策を一層強化すること。任期付職員の待遇改善と正職員への登用を進めること。</p>	<p>震災以降増大する業務に対応するため、新採用職員の数を増やしています。この他、任期付職員や再任用職員の採用を増やすとともに、全国の都道府県等からの応援職員の受入れなど、引き続き、多様な方策による人員確保に取り組んでいきます。</p> <p>任期付職員のうち、勤務成績が優秀で、一定の要件を満たした職員については、任期更新時に主任への任用を行っている他、任期の定めのない職員として採用する選考試験については、平成28年5月ごろに募集要項を示す予定です。</p> <p>また、他自治体からの応援職員の健康管理については、本県で健康診断を実施したうえで、その結果を派遣元自治体へ提供するとともに、本人に対し健診結果と併せて、その活用方法や生かし方を周知するほか、健診データが悪化している職員や長時間労働による健康障害が危惧される職員に対しては、産業医等による指導や個別相談を行っていきます。</p> <p>応援職員の心のケア対策については、全員を対象としてメンタルヘルスチェックを行い、その結果に応じて精神科嘱託医や臨床心理士による巡回メンタル健康相談や健康管理サポート研修等を行うとともに、関係課が連携してストレス要因の排除対策等にも取り組んでいきます。</p>	総務部	人事課	A 提言 の趣旨 に沿って 措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>2、<input type="checkbox"/>重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>1)二重ローンを抱えるすべての事業者を対象に、相談活動を強化し、迅速に債権の買い取りを進めること。既存債務を凍結・減免し、新規融資を早急に行うこと。金融機関に返済猶予の延長を求めること。</p>	<p>岩手県産業復興相談センターでは、制度の周知や相談ニーズの把握のため、グループ補助金採択先や仮設事業者等への調査・訪問を行っており、相談件数は増加傾向にあります。</p> <p>センターでは、震災の直接被災者のみならず、風評被害で業況が悪化した事業者や、震災前から財務状況が厳しい事業者等に対して、債権買取支援や長期返済猶予、新規融資等の支援を行っています。また、国が設立した東日本大震災事業者再生支援機構においても同様の支援を行っており、これまで県内事業者に累計342件の支援を行っています。(H28.1月末現在)</p> <p>県としては、センター等と連携し、引き続き、多くの事業者が円滑に支援を受けられるよう努めていきます。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	B 実現 に努力し ているも の
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>2)岩手県産業復興相談センターの機能を拡充し、被災事業者の立場に立った支援を強化すること。岩手県産業復興機構は、事業者を選別することなく、104件(11月末現在)にとどまっている債権の買い取りの対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>岩手県産業復興相談センターでは、現役の金融機関職員など経営・金融の専門家が常駐し、事業再生計画の策定支援や債権買取支援等にきめ細かく対応しています。</p> <p>今後は、土地区画整理事業の進展により本設への移転が本格化し、被災事業者の資金需要の増加が見込まれることから、本格復興に向けた支援を継続して進めます。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	B 実現 に努力し ているも の
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>3)東日本大震災事業者再生支援機構の債権買い取りも157件(11月末現在)にとどまっており、債権買い取りの取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>東日本大震災事業者再生支援機構(震災支援機構)では、宮古市に現地事務所を設置し、本県沿岸の被災地において直接相談に応じているところで</p> <p>す。</p> <p>また、岩手県産業復興相談センターが対応した相談案件のうち、営業拠点が広域にある場合などは震災支援機構が案件を引継いで対応しており、機構とセンターは相互に連携・補完しながら、二重ローン問題の解決に取り組んでいます。</p> <p>今後、仮設から本設への移行が本格化し、債権買取支援等のニーズの増加が見込まれることから、県としても、引き続き円滑な相談対応がとられるよう努めていきます。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	B 実現 に努力し ているも の

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>4)債権買い取りの支援を行った事業者へのフォローアップ支援を強化すること。</p>	<p>岩手県産業復興相談センターでは、債権買取支援を実施した事業者を定期的に訪問して経営状況を確認しており、その状況に応じて、外部専門家の派遣や中小企業再生支援協議会との連携等を通じてフォローアップ支援に取り組んでいます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>1)漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の再建整備と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進めること。</p>	<p>水産業の復興に向けては、漁業と流通・加工業の一体的な再生に取り組んできたところであり、その結果、漁業・養殖業の生産再開が進み、被災した水産加工事業所の8割以上が事業を再開するなど、本格的な水産業の復興に向けて、一定の基盤が整ってきたところです。</p> <p>今後も引き続き、水産業共同利用施設の復旧・整備を支援するとともに、復旧した施設等を有効に活用して、一層の生産回復を図るほか、漁獲から流通・加工までの一貫した高度衛生品質管理体制の構築等に取り組み、水産物の販路の回復・拡大を図っていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>水産振興課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>2)希望する漁船の確保(9月末で整備6478隻、稼働可能漁船数10582隻、震災前の73.9%)を進めること。漁船確保への補助を継続実施するよう国にも求めること。</p>	<p>漁業者の要望に基づいて実施した補助事業による新規登録漁船数は、平成28年1月末現在で、6,479隻となり、第2期復興実施計画目標値の96.8%、自己復旧などを加えた稼働可能な漁船数は10,586隻となり、漁業者が必要とする隻数は、ほぼ確保されたと考えています。</p> <p>今後は、整備した共同利用漁船を有効に活用して、一層の生産回復に取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>水産振興課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>3)養殖施設の整備(10月末で17383台、震災前の65.5%)を引き続き進めること。</p>	<p>養殖施設の整備については、漁業協同組合等の要望に基づき支援を進めてきたところであり、平成28年1月末現在で補助事業により約17,420台が整備され、震災後の養殖生産体制において、必要とされる施設台数は概ね確保された状態にあると考えています。</p> <p>今後も引き続き、漁業協同組合等の要望を踏まえながら支援するとともに、養殖生産量の回復に向けて取組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>4)がんばる漁業・養殖復興支援事業(漁業は9グループ10経営体、養殖は41グループ492経営体)の取り組みを推進すること。申請の簡素化を図ること。漁民の所得確保対策を講じること。</p>	<p>がんばる漁業・養殖復興支援事業については、事業計画の策定段階から助言や指導等を行い、その導入を支援してきており、事業導入後においても、助言や指導を行うほか、事業団体に対して、事業の申請手続き簡素化を求めてきました。今後とも、必要な支援等に取組んでいきます。</p> <p>また、漁協の地域再生営漁計画の実行支援を通じて、漁業者の経営規模拡大や、生産物の付加価値向上などの取組を支援し、漁業経営体の育成を進めます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>5)サケふ化場の再建とともに放流事業の改善に取組み、サケ資源の確保を進めること。アワビ・ウニの種苗生産施設の再建整備に取組むこと。</p>	<p>サケのふ化場施設の復旧は、平成27年度に完了し、28年春のサケ稚魚放流数は概ね震災前の水準となる4億尾を計画しています。資源の回復に向けては、今後も引き続き、国等の研究機関と連携した調査・研究、親魚確保対策やふ化場における適正な飼育管理の徹底等に取り組んでいきます。</p> <p>また、アワビ・ウニについては、平成25年度に種苗生産施設(県有の2施設、漁協所有の3施設)の復旧・整備を完了し、平成27年度の種苗放流実績はウニ270万個、アワビ890万個と震災前を上回る水準となっています。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>6)ワカメ等の風評被害対策を強化し、再生産可能な価格対策を講じること</p>	<p>県では、県産農林水産物の安全・安心をPRするポスターの作成、雑誌への記事掲載、Webサイトによる情報発信、県産食材を提供する飲食店での情報発信、生産者が参加する首都圏でのPRイベントの開催の他、県内市町村や生産者団体等が行う風評被害払拭に向けて行う安全・安心をPRするフェア開催等を支援しています。</p> <p>また、震災以降、売上が縮小しているワカメ等の水産物の販路回復・拡大を図るため、バイヤー等の産地招聘や首都圏等での交流商談会の開催、水産物の輸出拡大が期待される東南アジアへの販路開拓により、県産水産物等のブランド化を図っていきます。今後とも、消費者の信頼を確保し、県産農林水産物の販路回復・拡大に向けた取組を行っていきます。</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>7)不漁に直面している小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。</p>	<p>小型漁船漁業は、経営の規模が小さく収入も不安定なことから、減収補てんを受けられる国の経営安定対策事業の導入や、ケガニなどの資源管理の取組を支援する他、マダラなど資源状態の良い魚種の情報提供により魚種の転換を促すなどにより、経営の安定化を支援していきます。</p> <p>また、天然資源を利用する漁業であり、水揚量や魚価の変動が大きく、水産資源を管理し、漁業秩序を維持することなどが重要なため、県は漁業調整、漁業取締などの業務に取組みます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>8)固定資産税の減免など漁協に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること</p>	<p>固定資産税の減免については、沿岸被災12市町村に対し、漁協が組合員の代わりに取得した漁船、漁具・漁網、養殖施設について、被災代替資産取得特例と同等の減免措置を講ずるよう助言し、各市町村において措置されたところです。また、各漁協が補助事業や負債整理資金の活用などを内容として策定した復興再生計画について、計画が着実に実行されるよう関係団体と連携しながら、進捗管理や現地指導を通じた支援を行っているところです。</p> <p>水産業復興特区(漁業権の免許に関する特別措置)については、本県水産業が沿岸地域の集落を形成し、地域コミュニティの中心となって発展してきたことから、地域コミュニティの再生のためにも、水産業の中核をなし、漁業権の管理主体でもある漁協を核として、漁業、養殖業の復興に取り組んでいるところです。</p>	農林水産部	団体指導課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>9)被災した108漁港の早期再建整備に取り組むこと。</p>	<p>本県水産業は、生産の場としての漁港と生活の場である漁村が一体的な関係を保ちながら成り立っていることから、漁港の早急な復旧・整備が重要と認識しています。こうしたことから、本県では、水産業の復興やまちづくりの方向性と整合を図りつつ、漁協等関係団体や市町村と十分協議しながら、被災した108漁港の早期復旧完了に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>10)被災農地、沿岸717ha(復旧対象農地面積683haのうち471ha完了)の早期復旧と整備に取り組むこと。</p>	<p>まちづくり計画との調整を了し、工事着手可能な511haのうち、28年2月までに471haの復旧を完了しており、今後も調整が済んだ農地から順次復旧していきます。</p>	農林水産部	農村建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>IV、被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>1)被災した県立高田病院、大槌病院、山田病院を早期に再建整備すること。医師・看護師確保に全力で取組むこと。</p>	<p>被災した沿岸の県立3病院(大槌、山田、高田病院)の再建については、平成25年3月及び8月に公表した再建方針に沿って、大槌病院及び山田病院は平成28年度、高田病院は平成29年度の開院を目指し取組を進めています。</p> <p>大槌病院については、平成28年3月中に建築工事を完了し、現在、平成28年5月の開院に向け、準備を進めているところです。山田病院については、平成27年3月に建築工事等契約を締結し、現在、建築工事を進めているところです。</p> <p>高田病院については、平成27年5月に設計業務の契約を締結し、現在、設計業務を進めているところです。被災した3病院の再建にあたっては、今後とも各市町と緊密に連携しながら早期再建に向けた取組みを進めていきます。</p> <p>常勤医が不在となっている診療科への医師の配置については、派遣元の大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況となっています。</p> <p>県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を要請するとともに、即戦力となる医師の招聘、県立病院間や大学からの診療応援等により必要な診療体制の確保に取り組んでいきます。</p> <p>看護師確保対策については、医療局独自に看護職員就職説明会を開催しているほか、県内外の看護師養成校主催の就職セミナーへの参加や、看護学生就職支援業者主催の就職説明会への参加及び看護師養成校への訪問などを行い、県立病院の魅力を積極的に情報発信しています。採用選考試験についても、平成25年度から被災沿岸地域病院への配属を要件として専門試験の免除等、試験区分を追加して実施しており、今後とも、様々な取組を行い看護師確保に努めていきます。</p>	<p>医療局</p>	<p>医療局 経営管理課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>IV、被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>2)被災した民間医療機関の再建への支援を強化し、薬局を含め地域医療体制を確立すること。</p>	<p>被災した医療機関の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助の対象とならない被災医療機関については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開に要した経費に対する補助の他、早期の移転新築に対する支援も行ってきたところです。</p> <p>平成24年度からは、地域におけるまちづくりや住民ニーズに対応した医療機関の移転・新築を支援しており、引き続き地域における医療提供体制の復興を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室、健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>IV、被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>3)被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備を図るとともに、介護職員など人材の確保に努めること。</p>	<p>被災地における介護施設については、全半壊し使用不能となった14施設のうち廃止した1施設を除き、平成26年度までに13施設すべてが再建され、震災前の状況を上回って復旧していますが、被災地においては介護職員の確保が特に厳しい状況にあることから、マッチング支援などの新規参入を促す取組に加え、新規採用職員の住宅確保や就労支度金支給に要する経費への支援などを行い、市町村や事業者、関係団体と連携しながら、介護人材の確保定着に努めています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>IV、被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>4)被災した障害者と就労支援事業所等の職員確保と、事業活動等への支援を強化すること。</p>	<p>本県では、被災により自主生産製品の販売経路喪失や請負業務の打切りなどの影響を受けた就労支援事業所等を支援するため、被災失業者を雇用し事業所における創作活動や生産活動等を支援する事業を平成23年度から実施しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>1)防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業などのまちづくりに当たっては、徹底した住民の協議と合意づくりを大原則に進めること。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。</p>	<p>現在、被災市町村では、住民との合意形成を図りながら、早期の住宅再建に向けて防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業を進めているところ。</p> <p>また、県では、まちづくり協議会等の住民団体からの要請に基づき、まちづくりの専門家をアドバイザーとして派遣する「復興まちづくり活動等支援制度」を平成24年度に創設し、住民主体のまちづくり活動を支援しています。</p>	県土整備部	都市計画課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>1)防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業などのまちづくりに当たっては、徹底した住民の協議と合意づくりを大原則に進めること。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。</p>	<p>漁業集落防災機能強化事業の事業主体である市町村では、専門的な知識を有するコンサルタント等とともに地域住民との懇談会などで出された意見・要望を聞き取り、合意形成を図りながら街づくりを推進してきています。</p> <p>県といたしましても、国等と協力しながら、まちづくり事業に関する協議会等において助言等を行ってきており、今後とも、市町村と緊密な連携を図り、漁業集落の高台移転等が円滑に進むよう支援していきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>2)高台集団移転等に当たっては、集落・コミュニティの維持を基本に、持ち家の再建と災害公営住宅をセットで整備することを重視すること。区画整理事業に当たっても再建しない土地の買い取りなどで、まちなか災害公営住宅の整備を進めること。</p>	<p>災害公営住宅の整備は県と市町村が連携して進めており、建設箇所についても市町村と協議しながら整備を進めています。</p> <p>防災集団移転事業においては、市町村のまちづくりの計画にあわせ、持ち家再建と災害公営住宅を整備している地区もあります。なお、災害公営住宅の整備箇所については、ほぼ用地確保に目処がついたところです。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>3) 津波で浸水した市街地やまちの再建は、二度と住民の命が損なわれないように、津波災害だけでなく、大雨洪水や土砂災害の危険なども総合的に検討し、ハード、ソフトの両面を組み合わせた安全なまちづくりを、住民合意で進めること。避難路の整備を進めること。</p>	<p>津波等の専門家から構成された岩手県津波防災技術専門委員会の意見等を踏まえ、「比較的発生頻度の高い津波(数十年から百数十年)」に対しては、施設整備により人命・財産や種々の産業・経済活動などを守り、「最大クラスの津波」に対しては、住民の避難を軸として土地利用・避難施設の整備などハード・ソフトを総動員するという多重防御の考え方にに基づき取り組んでいます。</p> <p>なお、洪水や土砂災害の危険性も考慮しながら市町村が行うまちづくりと調整を図るとともに、施設の整備に当たっては、地域住民、市町村、国と話し合いながら進めています。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>4) 地盤のかさ上げや防災集団移転事業は、全額国庫負担とし、被災宅地の買い上げは、被災者が住宅再建できるように震災前の価格を基本とすること。まちづくりの事業によって被災者に対する支援に格差が生じないように制度の改善を求めるとともに、県としても独自の支援策を講じること。</p>	<p>東日本大震災に係る復興交付金事業として土地区画整理事業や防災集団移転促進事業を実施する場合、通常の補助に加え、地方負担分の1/2は追加的に国庫補助され、残りの1/2は震災復興特別交付税により手当てされることから、基本的には地方の負担は生じないこととなっています。なお、効果促進事業については、平成28年度から地方負担1%が生じることが復興庁より示されています。</p> <p>防災集団移転促進事業の実施に当たり、移転促進区域内の宅地等を買取る際の価格の評価については、一般の公共事業により用地を取得する場合と同様に、契約締結時における適正な価格により算定することとされています。</p> <p>まちづくり事業については、それぞれの目的を持って事業が創設されたものであり、実施メニューが異なるとともに、被災者向けの支援内容が必ずしも一様となっていないため、市町村では、震災復興特別交付税を活用した独自の支援を行っています。</p> <p>また、県及び市町村では、被災者が住宅の新築、補修又は改修及び宅地復旧を行う場合に、費用の一部を補助する独自の支援を行っています。</p>	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>5) 復興にかかる埋蔵文化財調査の体制を強化し、専門職員の確保に努め発掘調査の効率化を図ること。</p>	<p>大規模な集団移転等に係る発掘調査は今年度末に終息を迎えますが、復興道路に係る埋蔵文化財調査は来年度も継続することから、専門職員の派遣については、継続して国に要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>6)防潮堤の整備については、地域住民の十分な協議と多面的な検討を行い、住民合意を大前提に、必要なら見直しを行うこと。</p>	<p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながら事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきています。市町村からも、復興まちづくりにあわせて、防潮堤を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられており、防潮堤の早期復旧・整備に取り組んでいます。</p> <p>なお、防潮堤の高さは、まちづくりと密接に関連するものなので、今後はまちづくり計画(かさ上げの高さを変えるとか)の大幅な変更がない限り、見直し予定はありません。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>7)「用地取得についての特例措置」について、積極的に活用するとともに、さらなる改善を国に求めること。</p>	<p>用地取得の特例制度の活用については、平成26年5月に部局横断組織の用地取得特例制度活用会議を設置し、積極的な県事業の推進と市町村事業の実務支援により、用地取得の迅速化が図られてきたところであり、一日も早い復興のため、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、更なる改善については、国に対して、将来見込まれる大災害に備えるため、復興に要する土地等の私有財産の制限のあり方について検討を進めるよう提言しているところです。</p>	復興局	復興局	B 実現に努力しているもの
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を</p> <p>1)JR東日本の責任でJR山田線の早期復旧を行うよう求めるとともに、政府に強く働きかけること。JR大船渡線については、全線開通80年の歴史を踏まえ、鉄道での復旧を求めること。気仙沼駅・陸前矢作駅間の鉄道での運行再開を求めるとともに、理不尽な山側ルート(事業費400億円、うち地元負担270億円)の撤回を求めること。</p>	<p>JR山田線については、復旧に関連する復興まちづくり事業等との調整を図るとともに、早期の復旧に向けてJR東日本等との協議を進めているところです。また、国に対しても、早期復旧に向けたJR東日本への適切な指導・助言を図るよう要望しているところです。</p> <p>JR大船渡線の気仙沼から陸前矢作間のみ復旧させた場合、十分な運行本数が保てない、鉄道とBRTとの乗換えが生じる、まちの構造変化に応じた駅設置等ができないなど、持続的な地域公共交通の役割を果たせなくなるおそれがあることから、JR東日本においては、運行再開は行わない旨の考えが示されました。</p> <p>また、現行ルートによる復旧については、JR東日本から移転促進区域に鉄道を復旧させることは、まちづくりや鉄道の永続性の観点から適切ではないとの説明があり、国に対しては、地元負担分の支援を要請しましたが、困難との回答が示されました。</p> <p>以上のことから、沿線市においては、BRTによる本格復旧に合意したものです。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を 2)かさ上げやルート変更による経費については、国の責任で経費の負担措置を行うこと。</p>	<p>県では、宮城県、福島県と連携し、国に対してJR線復旧のための財政支援措置の要請を重ねており、JR山田線復旧に係る鉄道の嵩上げなどのかかり増し費用約70億円については、概ね目途がきつきつあると認識しています。今後、財政支援を要する箇所が生じる場合には、支援の働きかけを図っていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を 3)代替の交通確保にJRは責任を持ち、早朝、夜を含めた必要な便数を確保すること。大船渡線でのBRTの運行はあくまで鉄路復旧までの間の代替交通であり、きめ細かいルートとすること。</p>	<p>JR山田線の代替交通については、路線バスの振り替え輸送により、一定程度確保されている状況ですが、更なる利便性の向上に向け、今後も引き続き関係市町、バス事業者及びJR東日本との協議を継続していきます。 JR大船渡線については、BRTによる本格復旧が合意されたところであり、JR東日本においては、今後、沿線自治体と協議の上、利便性の向上等を図っていくことにしていることから、沿線自治体とともに、その具体化に向けて検討・協議を進め、復興まちづくりの一層の加速化を図ります。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を 4)JR山田線の土砂崩落・脱線事故(宮古市門馬地区)の早期復旧をJR東日本に強く求めること。JR岩泉線の廃線にあたっては、JR東日本の責任を明確にして、地域住民の利便性の確保を前提に行うこと。</p>	<p>県においては、土砂崩落に伴う脱線事故により不通となっているJR山田線(上米内～川内間)について、JR東日本に対して早期復旧を、また、国に対して早期復旧に係る支援を要請しています。 JR岩泉線については、同区間に代替となる路線バスが運行されている他、JR東日本から同線押角トンネルの無償譲渡と整備費用の一部提供を受け、現在、並行する国道340号押角峠の道路改良を進めているところです。</p>	政策地域部	地域振興室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を</p> <p>5)特定被災地公共交通調査事業(H23～27、上限6000万円)は9市町村で活用しているが、仮設住宅や高台、災害公営住宅を結ぶ重要な取組となっている。来年度以降も継続実施されるように強く政府に求めること。</p>	<p>県では、被災市町村における宅地造成や災害公営住宅の整備には相当の時間を要することから、仮設住宅や仮設校舎等が相当程度解消されるまで、引き続き、復興の進捗に応じた交通体系の見直しが必要と考えています。</p> <p>このため、県では、まちづくりに合わせた生活交通を確保するための実証運行等を実施できるよう、特定被災地域公共交通調査事業の継続を国に要望してきたところですが、平成28年度以降についても事業が継続される方向となりました。</p> <p>今後も被災市町村の生活交通が確保されるよう、必要に応じて国に働きかけを行っていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>VII、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>1)防潮堤の高さや水門の整備については、安全の確保とともにまちづくりの計画、漁業や観光、環境との共生など総合的な検討を行い、地域住民との協議と合意に基づいて進めること(19ヶ所22地区で防潮堤の高さを見直し)。</p>	<p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながら事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきています。市町村からも、復興まちづくりとあわせて、防潮堤を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられており、防潮堤の早期復旧・整備に取り組んでいます。</p> <p>なお、防潮堤の高さは、まちづくりと計画策定の過程で、頻度の高い津波に対する安全度が確保される場合などには、地域の意向や他地区への影響を確認したうえで、防潮堤の高さを最大値より低くした箇所もあります。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>VII、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>2)大船渡・釜石の湾口防波堤については、津波による被災状況の検証を行い、漁業への影響なども含め、地域住民に情報を公開し、住民の協議と合意を踏まえて進めること。</p>	<p>湾口防波堤の防災効果等については、国において「東日本大震災による被害状況と津波防災施設の役割の評価」に係る検証が行われ、「中間とりまとめ」において、「防波堤には、</p> <p>①津波波高を低減、</p> <p>②港内の水位上昇を遅延させて避難時間を確保、流速を弱め破壊力を低減させる効果がある。」と報告されており、機能したことがわかっています。</p> <p>また、漁業等への影響について、特に閉鎖性の高い大船渡湾への配慮として中央開口部へ通水管を設置する等の対策を行っており、湾内水質の調査結果の公表等地域住民の理解を得ながら、湾口防波堤の早期復旧を行うよう国に対して強く要請していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>VII、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>3)総事業費1兆1400億円余に及ぶ復興道路については、その必要性、緊急性を精査し進めること。あくまでも生活再建と生業の再生を最優先に優先順位を定め復興事業を進めること。</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考えています。県ではこれらの復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興基本方針」に沿って、着実に整備を進めるとともに、早期に全線開通することを国に対し要望しています。</p> <p>県としては、引き続き、関係市町村と連携を図りながら、復興道路の早期整備、予算の確保について、国に対し強く働きかけていきます。</p> <p>なお、道路事業については、復興道路を補完する復興支援道路、復興関連道路の整備の他、沿岸市町村のまちづくりと一体となった「まちづくり連携道路整備事業」についても最優先で整備を進めています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>1)県として子どもの医療費助成を現物給付に、当面、小学校通院まで拡充すること。</p>	<p>人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、県では市町村等と協議のうえ、昨年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、本年8月から未就学児及び妊産婦を対象とした窓口負担の現物給付を行うこととしたところであり、現在その取組を進めているところです。</p> <p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであり、昨年6月に実施した県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望したところであり、全国知事会からも同様の要請を行っています。</p> <p>国においては、現在、子どもの医療制度の在り方等に関して、有識者による検討会を設置し、見直しに向けた検討を行っているところであり、その動向を注視し、今後の状況を見極めながら、国に対する働きかけに積極的に参加していきます。</p> <p>なお、要望のありました小学校卒業の通院までの拡充は、約2億9千万円と、多額の財源を確保する必要があり、現在の厳しい財政状況の中で、助成対象の更なる拡充は直ちには難しいと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>2)県立高田高校の再建整備を、グラウンド整備を含めできるだけ早期に行うこと。通学やクラブ活動などの交通の確保を行うこと。</p>	<p>【交通確保】 クラブ活動の交通確保については、新校舎と旧大船渡農業高校グラウンド等の部活動場所の間を移動するためのスクールバスを運行し、クラブ活動を行う生徒を支援していきます。 なお、通学については、平成27年度から新校舎の供用を開始したことから、通学バスの運行は終了し、公共交通機関等を利用して通学しているところであり、学校が中心となって関係機関と調整し、通学面の安全確保や、BRTの利便性の向上等に取り組んでいます。</p> <p>【グラウンド整備】 県立高田高校の再建整備については、校舎棟等主要施設と並行し平成27年2月に仮設グラウンドが整備となり、平成27年度から供用開始され新校舎・仮設グラウンドでの授業再開となったところですが、部活動については、一部、旧大船渡農業高校グラウンドを使用せざるを得ない状況となっています。 グラウンドの本整備については、陸前高田市の土地区画整理事業等との関係から平成30年度以降となる見込みですが、平成28年度においては仮設グラウンド拡張整備工事を予定しており、今後も授業に支障が生ずることのないよう可能な限りの早期復旧に向け努めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教育企画室、学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>3)仮設校舎(9校)、他校を間借り(3校)、他施設を使用(5校)の小中学校の早期の再建整備を進めること。当面、仮グラウンドや体育館などの確保に努めること。校庭に仮設住宅が整備されている学校を含め、運動不足対策を講じること。</p>	<p>小中学校の早期再建については、山田町の船越小学校(H26.4完成)に続き、平成28年3月に岩泉町の小本小学校、中学校の校舎が完成し4月から新校舎で授業を再開予定となっている他、復旧整備中の小・中学校11校のうち10校が、平成28年度の完成を目指し工事を進めています。</p> <p>校庭に仮設住宅等が建設されている小中学校においては、仮設グラウンド等を整備するほか、校地内の空きスペースの活用や他校・他施設のグラウンドの利用など、学校の状況に応じて対応しています。</p> <p>平成27年度から本県児童生徒の運動習慣の形成を目指して、「希望郷いわて 元気・体力アップ60運動」を実施しています。1日の運動時間(生活活動を含む)の目安を60分とし、学校・家庭・地域が連携した環境づくりに取り組むできるよう支援しています。また、被災地を含む6教育事務所において、1・2月に各学校の学校体育担当者による会議を開催し、各校の実態に応じた60運動の工夫について、中学校区等で共通理解を図りました。平成28年度もこの運動が推進されるよう支援していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室、スポーツ健康課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>4)仮設住宅から通学する児童・生徒は小学校776人、中学校497人、高校601人となっており、放課後の学習室の確保と学習支援(今年度60教室)の取組を進めること。小中一貫校や統廃合計画については、地域住民による十分な協議と合意を踏まえて行うこと。</p>	<p>【放課後の学習支援】</p> <p>国庫事業を活用し、放課後の安全安心な居場所を確保するため、「放課後子供教室」を24市町村において118教室開設している他、中高生の放課後及び週末の学習支援を7市町村20カ所で行っているところであり、引き続き取組を推進していくこととしています。</p> <p>【小中一貫教育・統廃合】</p> <p>小中一貫教育の導入や小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育む上で必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要であると考えており、被災地の学校においても設置者である市町村が策定する復興計画等に基づき、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化課、学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>5)被災地への教員の加配措置(今年度、小中で200人、高校で47人)を継続し、スクールカウンセラー(今年度巡回型カウンセラー13人)、スクールソーシャルワーカーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取組を強化すること。教員等の宿舍の確保に努めること。</p>	<p>【教員の加配措置】 現在、東日本大震災津波復興支援のための教職員の加配について、文部科学省に対して、学校の実状や要望を踏まえ、県立学校では47人(高等学校34人、特別支援学校13人)を、小中学校では200人を要望しているところで す。 【教員等の宿舍の確保】 県立学校の職員住宅については、平成23年度に被災地沿岸部を中心に83戸の未利用の職員住宅を改修し住居の確保に努めたところ です。 また、職員住宅の入居状況について毎年、調査・確認を行っており、沿岸部の一般住宅の復旧状況等の影響もあり沿岸部の職員住宅の入居率は年々減少してきてはいますが、内陸部に比べ依然高い状況にあることから、今後も被災地区の土地利用計画を見据えながら引き続き沿岸部の職員住宅の確保に努めていきます。 【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー】 スクールカウンセラーの配置については、平成28年度においても被災地への巡回型カウンセラー13人の継続配置に努める他、スクールカウンセラー配置校の拡充に努めていきます。また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課、学校教育室、教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>6)被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(今年度471人)の拡充を図ること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、今年度200人)の活用を図ること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。</p>	<p>いわての学び希望基金奨学金については、平成25年度から定期金、一時金とも給付額を増額しています。 被災高校生を対象とした奨学金については、十分に活用されるよう高校等を通じて周知に努めています。 被災児童生徒就学支援制度については、就学支援を必要とする幼児児童生徒が解消されるまで継続するよう国に要望しています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>7)震災孤児・遺児に対する支援を強化すること。児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、養育里親への支援も強化すること。</p>	<p>被災孤児・遺児に対する支援については、児童相談所の職員や、沿岸広域振興局に配置している「遺児家庭支援専門員」が家庭訪問等により、各種支援制度の周知やきめ細かな相談支援を行うとともに、必要に応じて、子どものこころのケアに努めています。</p> <p>また、他府県からの派遣支援を受けて児童福祉司を児童相談所へ追加で配置するなど、被災孤児を養育する親族里親等への相談支援の拡充に努めてきたところであり、平成28年度においては2名増員する方向としています。</p> <p>今後においても、引き続き支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅸ、震災遺構の保存に取組み、観光と教育旅行・復興支援ツアーで交流人口の拡大を</p> <p>1)東日本大震災津波の教訓を後世に伝える震災遺構の保存に、被災者の感情を踏まえつつ積極的に取り組むこと。被災市町村への支援を強化すること。</p>	<p>震災遺構の保存については、犠牲者の追悼や防災文化の醸成、復興まちづくり、財政負担の観点から、所在市町村の意向が重要であり、市町村における住民との十分な議論による合意形成に基づき、保存と活用方法を決定することが重要と考えています。なお、震災遺構の所在する市町村において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①復興まちづくりとの関連性、 ②維持管理費を含めた適切な費用負担の在り方、 ③住民・関係者間の合意が確認されるものに対し、各市町村につき1箇所までを対象として、保存のために必要な初期費用が復興交付金の対象となっています。 	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅹ、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興支援ツアーで交流人口の拡大を</p> <p>2)震災遺構等を生かした教育旅行(2014年、3,098校、214254人回、うち沿岸は337校、22034人回)、復興応援バスツアー(14年、4284人)の取組を強化し、交流人口の拡大に努めること。</p>	<p>県では、震災(防災)学習を目的とした教育旅行や企業研修旅行、復興支援ツアーを沿岸地域の観光振興の柱とするため、震災語り部活動への支援など受入態勢の整備を進めるとともに、各種情報発信、教育旅行説明会への参加、企業研修旅行誘致説明会の開催などのPRによる誘客促進に取り組んでいます。</p> <p>また、いわて三陸観光応援バスツアーに対する運行支援など二次交通の整備に取り組んでいるところであり、今後においても、引き続きこれらの取組を強化していきます。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>Ⅸ、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興支援ツアーで交流人口の拡大を 3)三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取組を強化すること。</p>	<p>県では、三陸ジオパーク推進協議会と連携して、三陸復興国立公園や三陸ジオパーク等の観光資源を活用した広域的な観光コースの設定や来訪者の受入態勢整備を推進してきたところです。 今後もこうした取組を継続していくと共に、沿岸観光に関する市場調査、震災教育旅行コンテンツの開発等を通じ、沿岸地域における滞在型観光の取組を強化していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅹ、災害廃棄物の処理について 1)災害廃棄物(推計525万トン、実績618万トン)の処理を一昨年度中に完了。</p>	<p>貴党をはじめとする各政党や議員の皆様、国や他自治体の御協力をいただき、平成25年度末までに全ての災害廃棄物を撤去し、最終的に618万トンを処理することができました。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅹ、災害廃棄物の処理について 2)再生利用、焼却処理、県内・県外処理、費用等について今後に生かせるように実績と教訓を明らかにして情報提供すること。</p>	<p>東日本大震災津波における本県の災害廃棄物処理の記録とともに、今後備えた提言をまとめた記録誌を作成し、関係機関に配付するとともに、HPにデータを掲載するなど広く情報発信に努めています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅺ、山田町の緊急雇用創出事業(山田町災害復興支援事業)の破たん問題、(株)DIOジャパンのコールセンター事業について徹底した検証を 1)6億8300万円余の不適正支出と返還が求められた山田町災害復興支援事業について、県の指導・監督、完了検査について、県議会での集中審議を踏まえて、第三者機関で再検証すること。</p>	<p>議会の決議に対応するため、山田町NPO事案の再検証に関する有識者会議を設置して改めて検証を行い、平成28年3月2日に報告書を取りまとめ、議会に報告するとともに県ホームページに掲載しました。</p>	商工労働観光部	商工企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>XI、山田町の緊急雇用創出事業(山田町災害復興支援事業)の破たん問題、(株)DIO日本のコールセンター事業について徹底した検証を</p> <p>2)会計検査院の調査報告、厚労省の最終調査報告を踏まえ、(株)DIO日本によるコールセンター事業の破たんと緊急雇用事業の不適正な実態と支出について徹底した調査を行い、県の対応について検証すること。事業主体である市町村を含め年度内の解決をはかること。</p>	<p>会計検査院からは、市町は、受託者から提出された委託事業に関する実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、県は、市町から提出された実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、及び、市町に対する指導監督が十分でなかったこと、厚生労働省は、本県に対する指導監督が十分でなかったこと、と指摘されており、会計検査院の県に対する指摘については、真摯に受け止めています。このため、緊急雇用創出事業の中間段階における検査の徹底を図るとともに、補助事業等の適正化に向け、補助金等審査委員会の設置、本庁と広域振興局のダブルチェック、内部考査の実施等の新たな取組も取り入れ、再発防止に努めているところです。なお、会計検査院から不当と指摘された金額については、関係法令等に従い、事業主体である市町に対して、平成27年度内の予算措置について検討を求めているところです。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の
<p>XII、復興予算の流用と被災自治体負担許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を</p> <p>1)2016年度以降の復興事業についての被災地地元負担の撤回を求めること。必要な復興財源を確保するよう国に求めること。</p>	<p>平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の復興事業については、平成27年6月に政府方針が決定され、本県が平成28年度以降5年間の復興事業費を2.2兆円と試算し、そのうち、国費により決定されるべき財源約1.6兆円と見込んでいたほぼその全額を国費対象額として措置されたところです。</p> <p>今回の政府方針決定にあたっては、県・市長会・町村会合同要望など市町村や他県と連携し、強力に国への要望活動を行ったところではありますが、今後とも、必要な予算が確実に措置されるよう、国に対し要望していきます。</p>	復興局	復興推 進課	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>XII、復興予算の流用と被災自治体負担許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を</p> <p>2)復興予算の被災地以外での流用を許さず、返還を求めること。流用に道を開いた復興基本法の改正を求めること。</p>	<p>復興予算の使い方については、東日本大震災からの復興の基本方針の中で、「国の総力を挙げて、『東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興』へと取組を進めていかなければならない」とされており、こうした復興の基本方針を大前提として、予算が計上されることが必要と考えています。</p> <p>そこで、復旧・復興が実現するまでの間、まずは、復興交付金やグループ補助金をはじめとする被災地で必要とされている事業予算が確実に確保されるべきであり、県では、復興予算の用途に関する被災地の疑念を払拭するとともに、一日も早い迅速な復興に向けて、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策を講じていただくよう、平成24年10月に財務省及び復興庁に対し復興予算の用途に関する要望を行っているところです。</p> <p>この用途の厳格化の徹底の結果、復興関連予算で造成された「全国向け事業に係る基金」に係る平成25年度における返還額は、1,295億円となったところです。</p> <p>今後とも一日も早い復興の実現に向け、復興が完了するまでの間の確実な財源と、被災地が創意工夫できる自由度の高い財源について、国に対し、引き続き要望していきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>XII、復興予算の流用と被災自治体負担許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を</p> <p>3)県・市町村が自由に使える復興基金の大幅な増額を国に求めるとともに、5省庁40事業に限られている復興交付金の改善を求め、使い勝手の良いものにすること。</p>	<p>復興基金については、今後、具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じ、地域経済の振興に向けた事業に対し活用できるよう追加的な財源措置を国に対して強く要望しており、今後も機会を捉え、国に対し要望していきます。</p> <p>復興交付金の交付対象事業の拡大及び柔軟な制度運用については、昨年12月2日に提出した「東日本大震災津波からの本格復興にあたっての提言・要望書」等、機会を捉えて国に対して要望しており、今後とも改善を強く働きかけていきます。</p>	復興局	復興局復興推進課・まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>1)希望する子どもに健康調査を継続実施すること。住民の要望にこたえる検査・測定の体制と機器の配備を行うこと。</p>	<p>県では、汚染重点調査地域に指定されている県南3市町に対し、希望者への内部被ばく検査実施に要する費用の補助を行っており、引き続き支援していくこととしています。</p> <p>また、現在、福島県で行われている健康管理調査の結果や、放射線の健康影響に関する新たな知見の動向を注意深く見守りながら、県としての対応が必要な場合には、その方策について検討して参ります。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>【学校の測定】</p> <p>今後も定期的に(月1回程度)空間線量率を測定し公表するとともに、その状況に応じて適切に対応していきます。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、平成25年度までにモニタリングポスト10台、サーベイメータ29台、ゲルマニウム半導体検出器5台を配備し、空間線量を定期的に測定し公表しています。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>2)農林水産物の放射能検査体制を抜本的に強化すること。食品、とりわけ学校給食・保育園給食の放射線量の検査を徹底すること。</p>	<p>県では、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき放射性物質濃度の検査計画を策定し、県産農林水産物の検査を実施しています。</p> <p>また、野生山菜類・きのこについては、県内全市町村を対象とした検査の他、産地直売所等に対し安全性確保のための自主的な検査を要請し、検査により放射性物質が一定以上検出された場合には、精密検査を実施しており、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	農林水産部	農林水産部	B 実現に努力しているもの
	<p>毎年度策定する「岩手県食品衛生監視指導計画」に基づき、流通食品の収去検査※において、放射性物質濃度の測定を計画的に実施しており、その結果を県のホームページで随時公表しています。</p> <p>※収去検査とは、食品衛生法に基づいて食品衛生監視員が食品関係施設に立ち入り、試験検査をするために必要最小量の食品や食品添加物等を無償で持ち帰り検査することをいいます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>【学校給食の検査】</p> <p>自校で学校給食を調理している11の県立学校全てにおいて、測定機器を整備し、流通の場を通じない地場産物などの食材及び提供後の給食について、放射性物質濃度測定を実施し、学校給食の安全安心の確保に努めています。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、「県産食材の安全確保方針」に基づき、県産食材等を中心とした放射線量の検査の実施や検査結果の速やかな公表など安全な県産食材の供給に向けた取組を積極的に実施しており、これらの取組により保育所等の給食の安全性の確保に努めてきたところです。</p> <p>更に、給食のより一層の安全安心を確保する観点から、既存の流通段階における検査体制に加え、市町村や関係各部と連携のうえ、給食等で使用する食材の検査体制の整備に努めているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>3)汚染された稲わらや堆肥、牧草の一時保管と処理を国の責任で、県も市町村任せにせず行うこと。牧草の除染については、風評被害対策を含め出来るだけ早期に完了すること。</p>	<p>汚染された牧草、稲わら及び牛ふん堆肥は、各農家、地区若しくは市町村ごとにパイプハウス等の施設で一時または集中保管されており、引き続き、適切な管理が確実にされるよう支援していきます。</p> <p>国の暫定許容値及び酪農における基準値(以下、暫定許容値)を超過した牧草地の除染については、これまで県単の「牧草地再生対策事業」により除染作業を実施し、平成26年度で全ての作業が完了しています。</p> <p>除染完了後の牧草地は、再生した牧草の放射性物質検査を行い、暫定許容値以下であることが確認されたほ場から、順次、利用自粛を解除しており、引き続き、全ての牧草地の利用自粛解除に向け検査を継続していきます。</p> <p>なお、暫定許容値以下のほ場について、市町村が独自で除染に取り組んでいる、県単の「いわて型牧草地再生対策事業」については、平成28年度まで、必要な予算の確保に努めていきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>4)汚染された原木とシイタケの処理を早急に行い、ほだ場の除染に取り組むとともに、シイタケ栽培の再生にあらゆる対策を講じること。</p>	<p>県では、これまで生産物とほだ木の全戸検査、経営緊急支援資金の交付や安全な原木の供給、指標値を超過したほだ木の処理、落葉層除去等のほだ場環境整備、栽培方法転換のための簡易ハウス導入支援など、市町村・関係団体と連携しながら、産地再生と経営再建に向けた取組を実施してきたところです。</p> <p>今後も、これらの取組を継続するとともに、新たに原木購入に要する経費を支援していく他、一刻も早い原木しいたけの出荷制限の解除に向けて国と協議を進めるなど、引き続き産地再生への取組を強化していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>5)農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。</p>	<p>農用地については、平成23年度に農林水産省技術会議と連携して、県内160地点の農地土壌中の放射性セシウムの精密調査を行い、文部科学省が実施した「航空機モニタリング結果」と併せて「岩手県 農地土壌の放射性物質濃度分布図」を県ホームページ等で県民に公開しました。</p> <p>さらに、農業研究センターでは、土壌から農作物への吸収・移行等に関する調査研究を行い、得られた知見に基づき「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」(平成24年2月策定)を作成し、生産者の不安の払拭と安全な農産物の生産に供するとともに、新たに得られた知見に基づき、随時改訂しています。</p> <p>森林については、平成23年度に文部科学省から「航空機モニタリング結果」のデータの提供を受け、森林基本図と重ねて確認できるデータとして各市町村に配布しました。</p> <p>また、生活圏に隣接する森林の除染が行われる際は、市町村に対し、国等が行っている除染、試験研究等で得られた知見・情報等の提言や森林作業の具体的な手順等について、技術的な指導・助言を行うこととしています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業普及技術課 森林整備課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>6)原発災害による農林漁業者や業者、県・市町村の損害について、早期に全面賠償を行うよう強く東京電力と国に求めること。農林水産物の賠償請求額422.53億円に対し支払額は379.39億円・89.8%、商工観光では32.64億円の支払い請求に対して27.94億円、85.6%(10月末現在)となっており、早期の全面賠償を求めること。賠償金については非課税扱いとするよう国に求めること。賠償請求の手続きを簡素化させること。</p>	<p>県では、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めてきました。</p> <p>また、国に対しても、東京電力が確実かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講じるよう要望してきたところです。</p> <p>なお、賠償金への課税については、心身に加えられた損害に対して支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金や、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害に対して支払を受ける損害賠償金は非課税、必要経費を補てんするためのものや営業損害のうち減収分(逸失利益)に対するもの、就労不能損害のうち給与等の減収分に対するものなどは、事業所得等の収入金額となり課税対象となる旨、国税庁から示されています。</p> <p>県としては、東京電力が広く責任を認め、被害の実態に即した十分な賠償が行われることを第一とし、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
	<p>農林漁業者の損害については、国に対し十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するよう要望しているところであり、引き続き農林漁業者に対する損害賠償が確実に実施されるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農林水産部	B 実現に努力しているもの
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>7)「即時原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。</p>	<p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まっており、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。</p> <p>岩手県としては、再生可能エネルギーは地産地消のエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものであり、再生可能エネルギーによる電力自給率を倍増する目標の達成に向けた取組を進めているところです。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>8)再生可能エネルギーの最大限の普及に取り組むこと。発送電の分離など電力体制の改革を求め、地域密着型の新産業の構築をめざすこと。住宅の断熱リフォームなど低エネルギー社会への取組を強化すること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の際の長期間の停電などの経験を踏まえ、将来にわたって豊かさを実現できる環境と共生した持続可能な社会の構築を目指しており、平成24年3月には再生可能エネルギーによる電力自給率を平成32年度までに倍増する目標を盛り込んだ「岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。</p> <p>この目標の実現に向け、市町村と連携して防災拠点や被災家屋等への太陽光発電設備等の導入など、自立・分散型エネルギー供給体制整備に向けた支援の他、低利融資制度による県内中小事業者の設備導入支援や、各種セミナー開催による導入機運の情勢などを行っています。</p> <p>こうした取組により、再生可能エネルギーの導入が進展しつつある一方、今後の導入拡大に当たっては、送電網の接続制約が最大の課題となっていることから、県ではこれまでも機会を捉えて国に対し送電網の増強や発送電分離などの電力システム改革の要望を行ってきたところです。</p> <p>国においては、平成32年度の発送電分離に向け、電力システム改革を実施しているところであり、その状況を注視しながら、地域に根ざした再生可能エネルギーの最大限の導入が図られるよう、具体的課題に応じて必要な働きかけを行っていきます。</p> <p>併せて、省エネルギー対策のモデル事例の普及・啓発や、省エネルギー設備の導入支援等の他、住宅においても国の省エネ施策の周知や県の住みたい岩手の家づくり促進事業の実施、関係団体との連携による講習会の開催などにより、一定の省エネルギー性能を持つ住宅へ支援を行いながら、将来にわたって持続可能な低炭素社会の実現を目指していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>XIV、復興に逆行する消費税の10%増税の中止を求め、TPP参加の撤退を求めること</p>	<p>県では、国に対して、平成29年4月に予定されている消費税率の引上げによって被災地の経済の落ち込みや復興の遅れを招くことがないように、引上げ前から国において被災地に配慮した実効性のある対策を十分講じるよう要望してきたところです。</p> <p>今後も、復興の遅れを招かぬよう、しっかりとした対策を国に対して求めていきます。また、TPP協定は、本県の基幹産業である農林水産業をはじめ、県民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。</p> <p>そのため、県ではこれまで、国に対し、TPP協定の交渉にあたっては、十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くした上で慎重に判断するよう要請してきたところです。</p> <p>今後、協定の発効には、参加国における国会承認手続きを経る必要がありますが、詳細な影響分析や具体的な対策などが明らかにされ、平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議も踏まえ、国会を中心に十分な国民的議論に付されるよう、引き続き政府に求めていきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>政策推進室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>第三部 福祉と防災の新たな県政めざして</p>				
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 1、国民のくらしと経済を悪化させる消費税10%増税の中止を求めること。</p>	<p>県では、国に対して、平成29年4月に予定されている消費税率の引上げによって被災地の経済の落ち込みや復興の遅れを招くことがないよう、引上げ前から国において被災地に配慮した実効性のある対策を十分講じるよう要望してきたところです。 今後も、復興の遅れを招かぬよう、しっかりとした対策を国に求めていきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>政策推進室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。 1)低所得者対策として投入される1700億円を活用し、高すぎる国保税の引き下げを実現すること。 また、国庫負担の復元を求めるとともに、県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保の広域化に反対すること。</p>	<p>国民健康保険税は、各市町村が給付費の状況や収納率等に応じて責任を持って設定すべきものであることから、県が独自補助を行うことや法定外繰入による国保税の引下げを行うよう助言することは、適当でないと考えています。 県としては、国民健康保険法に基づく財政負担を着実にを行うとともに、市町村への助言指導や研修会等を通じて、適切な財政運営が図られるよう支援していきます。 今般の国民健康保険制度改革により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなり、低所得者対策の1千7百億円を含め、国民健康保険に対して毎年3千4百億円の財政支援が行われることとなりました。 しかしながら、今後も医療費の増嵩が見込まれることから、それに耐えうる財政基盤を確立することなどが課題となっており、将来にわたる国民健康保険制度の安定的な運営について、全国知事会を通じて国に働きかけているところです。 一方、制度の詳細については、現在、国と地方3団体で構成される国保基盤強化協議会において検討されており、本年度中を目途に、財政運営の仕組みや、国保運営方針のガイドライン等が示される見込みとなっています。 本県では、平成27年9月から市町村及び国民健康保険団体連合会と協議を進めているところであり、引き続き国の検討状況を踏まえ、関係団体と連携を図りながら準備を進めていきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>2) 窓口全額負担となる資格証明書の発行はやめ、短期保険証の未交付は直ちに是正すること。短期保険証の発行も見直すこと。滞納者への資産の差し押さえを見直すこと。</p>	<p>国民健康保険制度では、被保険者間の負担の公平を図る観点から、災害や病気などの特別な事情がないにもかかわらず、1年以上の国保税滞納者に対し、被保険者証の返還及び資格証明書の交付措置を講ずるよう義務付けています。</p> <p>県としては、交付に際しては一律に交付することなく、滞納者個々の事情に十分配慮するとともに、資格証明書を交付した者に対しては、分納指導などきめ細かな相談対応によって短期被保険者証への移行を促進するなど、制度の適正な運用について、これまで同様、市町村に対し助言していきます。</p> <p>短期被保険者証の交付については、国の通知を受け、保険税を滞納している世帯に対し、市町村の窓口において納付相談をすることができる旨を周知するとともに、納付相談に来ない等を理由に窓口における留めおきを放置することなく、電話連絡や家庭訪問等で接触を試み、できるだけ速やかに手元に届けるよう、市町村に対し通知している他、会議等の場で適切に運用するよう要請しているところであり、今後も必要な助言を行っていきます。</p> <p>滞納処分は、税負担に関する公平性や安定した国保財政を確保するため、担税能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において、地方税法、国税徴収法等の法令に基づき、十分な調査を行ったうえで実施されているものと認識しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>3) 市町村が減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取組を徹底させること。</p>	<p>国民健康保険税は、医療費の動向等をもとに各市町村において判断すべきものであり、国民健康保険税の減免については、県内の全市町村において減免条例を定め、個々の生活実態等を踏まえて減免しています。</p> <p>また、一部負担金の減免については、平成22年9月の国からの一部負担金減免等の取扱いに関する通知を受け、県では、市町村が本通知等の趣旨を踏まえ、地域の実情、被保険者個々の生活実態を考慮しながら減免措置を適切に行うための基準の整備等について要請し、必要な助言を行っていきます。</p> <p>県としては、今後も国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう適切に助言していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。</p> <p>1)子どもの医療費助成は、県議会での請願採択を踏まえ、中学校卒業までの医療費助成と現物給付化をめざすこと。当面、小学校卒業(通院)までの対象年齢の拡充と現物給付化を実施すること。国の現物給付に対するペナルティーの廃止を強く求めること。県単独医療費助成の一部負担(通院、医療機関ごと月1500円、入院月5000円)を計画的に見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。</p>	<p>人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、県では市町村等と協議のうえ、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、平成28年8月から未就学児及び妊産婦を対象とした窓口負担の現物給付を行うこととしたところであり、現在その取組を進めているところで</p> <p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で行われるべきであり、平成27年6月に実施した県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設及び現物給付化による国庫負担金の減額調整の廃止について要望したところであり、全国知事会からも同様の要請を行っています。</p> <p>国においては、現在、子どもの医療制度の在り方等に関して、有識者による検討会を設置し、国民健康保険の国庫負担金等の在り方を含め、見直しに向けた検討を行っているところであり、その動向を注視し、今後の状況を見極めながら、国に対する働きかけに積極的に参加していきます。</p> <p>なお、要望のありました制度拡充には、小学校卒業(通院)までの対象年齢の引上げに約2億9千万円、さらに中学校卒業までの対象年齢の引上げに約5億円、受給者負担の撤廃に約7億9千万円、所得制限の撤廃に約3億3千万円、合計で約16億2千万円と、多額の財源を確保する必要があり、現在の厳しい財政状況の中で、助成対象の更なる拡充は直ちには難しいと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。</p> <p>2)在宅酸素療法患者の負担軽減を図るため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。</p>	<p>重度心身障がい者(児)医療費助成制度において、御要望のありました身体障害者手帳3級まで対象を拡大した場合、粗い試算ではありますが、県費負担額が約3億3千万円と見込まれることから、現在の厳しい財政状況の中で、直ちにこれを実施することは、難しいと考えています。</p> <p>また、在宅酸素療法患者のみ障害者手帳3級まで拡大し、重度心身障がい者(児)医療費助成を行うことは、公平性の観点から難しいと考えています。</p> <p>なお、在宅酸素療法患者の負担軽減を図るため、重度心身障がい者(児)医療費助成制度の対象とならない在宅酸素療法患者の方々に対しては、平成16年から酸素濃縮器の使用電気料金の一部を助成しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。 3)高額医療費の償還払いについて、新潟県のように市町村、国保連と協力して、窓口負担の軽減を図る措置を講じること。</p>	<p>高額療養費の医療機関窓口での支払いについては、限度額適用認定証等の提示により、平成24年4月から自己負担限度額に留めることができるようになっていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。 4)難病医療費助成の新制度について、対象疾患が増加することは評価できるが、市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど重大な問題点があり、抜本的な見直しを求めること。</p>	<p>新たな難病医療費助成制度では、対象疾病数が、これまでの56疾病から306疾病に拡大されたことや医療費の一部負担割合が3割から2割に引き下げられたことなどにより、より多くの方々が医療費助成の対象となり、医療費の負担が軽減されることから、一定程度の自己負担が導入されています。受給者の負担を軽減しながらも、安定した制度運営を図るため、国においてこうした制度としているものと考えています。 なお、医療費助成も含めた難病対策のあり方については、難病法の附則において、施行後5年以内を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされていますので、国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。 1)ひきつづき産婦人科、小児科をはじめとした医師確保と養成にとりくむこと。</p>	<p>本県は、全国的にみても医師不足が著しく、医師確保対策は県政の重要課題であると認識しています。 このため県では、医師確保対策アクションプランに基づき、医師養成のための奨学金制度を拡充してきた他、高校生を対象とした進学セミナーの開催や臨床研修体制の充実などにより、医学部進学者数の拡大や卒業生の県内定着に取組むとともに、即戦力医師の招聘などの取組を進めているところです。 しかし、医師の養成には一定の期間を要することなどから、大学医学部の定数増の恒久化や医師の地域偏在や特定診療科の偏在を解消する施策を充実させるよう国に対して要望を行っているところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。 2)助産師外来とともに院内助産院システムの導入を関係者の理解と協力のもとで円滑に進めること。</p>	<p>本県では、県医師会が設置した「産科医療対策検討会」を中心として、医師会や看護関係団体、助産師養成機関、医療機関、行政などが連携し、助産師外来の拡大に向けた取組を行ってきたところであり、現在では12医療機関において助産師外来が行われています。 また、院内助産システムについては、平成19年度に県立釜石病院で導入され、現在は県立宮古病院でも導入しています。 県としては、助産師がその専門性を生かし、医師と協働で安全で安心できるお産の提供ができるよう、必要な知識・技術の習得や実践能力の向上を図ることを目的とした助産師研修会を開催し、助産師外来や院内助産システムの導入拡大に向けて取組んでいます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。 3)安心して妊婦健診が受けられるよう14回の公費助成を継続すること。妊婦・お産の救急医療体制を確立すること。</p>	<p>妊婦健康診査については、平成25年度以降は、地方財源が確保され、市町村への普通交付税措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行することとされたところです。 また、周産期医療における救急体制については、総合周産期母子医療センターである岩手医科大学附属病院を中核とし、各圏域の地域周産期母子医療センター等との機能分担と連携による周産期医療体制を整備し、分娩リスクに応じた適切な医療の提供に努めています。 さらに、妊産婦や新生児の救急搬送に当たっては、「周産期医療情報ネットワークシステム」を活用し、受入医療機関への迅速かつ必要な医療情報の提供を行っている他、平成23年度から総合周産期母子医療センターに周産期救急搬送コーディネーターを配置し、緊急時の搬送・連携体制を確保しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課、医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、リハビリ医療の制限、療養病床の一方的切捨てに反対し抜本的な見直しを求めること。</p>	<p>療養病床については、平成24年3月末とされていた廃止時期が6年延長されたところから、引き続き国の動向を注視しながら、必要に応じて国に要望を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 1)補足給付の削減、一定以上の所得(年金収入280万円以上、65歳以上の20%)のある人は利用者負担を1割から2割に引き上げ、要支援の訪問・通所介護の切り捨て、特養ホーム入所は要介護3以上とする介護保険制度の改悪の撤回と介護報酬引き下げの撤回を国に求めること。</p>	<p>今般の介護保険制度改正では、補足給付の見直しなど利用者に直接影響する改正が行われましたが、制度改正後も介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを利用できるよう、制度改正による課題把握と必要に応じた見直しを国に対して要望しています。 また、介護報酬改定についても、影響を調査のうえ、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬の設定を国に要望しています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 2)特別養護老人ホームの緊急増設に取組み、待機者(5105人、在宅1614人、早期入所が必要958人)の解消を図ること。小規模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。そのために施設整備への補助を増額すること。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態を調査し、特別の対策を講じること。</p>	<p>県内市町村の平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画においては特別養護老人ホーム991床相当が開設見込となっています。 県では介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援を行っていきます。 なお、市町村の判断により多床室の特別養護老人ホームを整備することも可能となっており、補助の対象となっています。 居住費、食費については、低所得者を対象に、負担限度額を超える分を助成する「補足給付」という制度が設けられています。国に対しては、低所得者であっても必要な介護サービスを利用することができるよう、利用者負担の軽減など低所得者対策を一層拡充するよう要望しています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 3)介護老人保健施設、グループホームの整備、ご近所介護ステーションなどの増設に積極的に取組むこと。療養病床の廃止・削減に反対すること。</p>	<p>市町村においては、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画を策定しており、施設サービスや居住系サービスなど各種介護サービス量の増加を見込み、県全体で、特別養護老人ホームで991床相当、介護老人保健施設で285床相当、認知症高齢者グループホームで347床相当の開設を見込んでいます。 県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを利用することができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し、補助等により支援していきます。 また、ご近所介護ステーションについては、通所・宿泊・訪問サービスを一体的に提供する「小規模多機能型訪問型居宅介護」サービスが制度化されたことから、平成20年度をもって当該ステーションに対する補助を廃止したところですが、療養病床については、平成24年3月末とされていた廃止時期が6年延長されたことから、引き続き国の動向を注視しながら、必要に応じて国に要望を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 4)訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。</p>	<p>平成27年度の介護報酬改定の影響については、国において調査を行っているところですが、県では関係団体との意見交換など通じて寄せられた現場の声を踏まえ、国に対して必要な要望を行っていく予定です。 なお、介護予防・日常生活支援総合事業については、今般の介護保険制度改正により見直しが行われ、平成27年度から一部市町が着手し、平成29年4月までに全市町村が取組むことされており、今後とも市町村が行う地域の実情に応じた取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>5)高齢者の状況が変わらないのに介護度が軽くなる介護認定制度の改悪を見直すこと。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。</p>	<p>要介護(支援)認定については適切な運用がなされるよう、認定関係の研修実施等により、保険者(市町村)の取組を支援していきます。なお、社会保険方式となっている介護保険制度においては、必要な方に適切にサービスを利用していただくことができるよう、要介護認定制度や利用限度額の取扱いには必要であると考えられます。また、軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについては、国の通知により、専門家の意見も踏まえて必要な福祉用具貸与ができるよう改められているところであり、今後も適切なサービスが行われるよう、市町村及び事業者に対し指導等を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>6)全国最低の居宅サービス利用料となっている実態と課題を検証し、対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、在宅介護者訪問相談員の取組を広げること。</p>	<p>居宅サービスの利用が本県で低調な原因としては、山間地が多く、サービス事業者、サービス利用者ともに、訪問や通所の移動コストがかかることなどの地理的要因や、他人を家に入れたくないという意識的な問題が考えられています。このことから、地域包括支援センターの機能を強化し、地域包括ケアを推進することにより居宅サービスの利用を促進する他、訪問・通い・泊りのサービスを一体的に提供できる介護サービス基盤の充実を図ることとしています。</p> <p>また、在宅介護者への支援については、先進事例を提供するなど、市町村が地域支援事業などを活用し、地域の実情に応じた取組が行われるよう支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 7)認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。</p>	<p>認知症のケアは、気づきから地域包括支援センター等への相談、早期対応につながる事が重要です。県では、認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、早期発見から診断、治療に至る市町村の相談体制づくりを支援するとともに、認知症疾患医療センターを中核とした安心の認知症医療体制の構築と、必要な介護サービス基盤の整備を推進するなど、医療と介護等の連携による認知症施策に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 8)地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。</p>	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防など、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を担う中核機関であり、市町村はその設置主体としての責務があります。 県では、市町村がセンターに対し、実施方針(運営方針)の策定・提示を行うよう促すとともに、医療や介護などの多職種が参加し個別事案や地域課題等を話し合う「地域ケア会議」の運営を支援するなど、地域包括ケアシステムの構築に向けて市町村の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 9)介護労働者の深刻な実態をふまえ、労働条件の改善に取り組むこと。介護報酬の引き上げを求めること。</p>	<p>県では介護従事者の処遇改善・労働環境の整備を図るため、介護事業所の管理者や職員を対象としたセミナーを開催し事業所での取組を支援しており、今後とも岩手労働局や介護労働安定センターなど関係機関と連携し、労働条件の改善の取組を進めていきます。また、国に対しては、介護労働を取り巻く状況(低賃金、重労働、高い離職率等)に鑑み、介護従事者全般に対する処遇改善を図るため、適切な水準の介護報酬を設定するよう要望しています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>①応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。</p>	<p>利用料については、平成22年の制度改正において、高額障害福祉サービス費について補装具費と合算し負担軽減が図られた他、所得に応じた負担とするため月額の上限額が定められています。</p> <p>利用者の負担を軽減しながらも、安定した制度運営を図るため、国においてこうした制度としているものと考えています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>②障害者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとする。</p>	<p>障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスの支給決定をする際には、市町村の認定調査員による訪問調査や主治医の診断書等により障がいの状態や特性を把握するとともに、サービスの利用に関する本人の希望を確認し、支給決定を行うこととしています。</p> <p>なお、精神障がい者や知的障がい者の障がい特性が一層反映されやすくなるよう、国において見直しが行われ、平成26年4月から障害程度区分が障害支援区分に変更されたところです。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。 ③グループホームとケアホームの一元化については、安心して暮らせる場にふさわしい体制と条件整備を求めること。</p>	<p>平成26年4月から施行されたグループホームとケアホームの一元化については、一元化後のグループホームにおける介護の提供方法や職員配置基準などが国から示され、本県においても制度説明会の開催等により事業所に制度の周知を図っています。介護が必要な利用者もグループホームで安心して生活できるよう、今後も事業者への指導・助言を行っていきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。 ④「新体系」を見直し、就労保障とともに日常生活の支援も拡充すること。小規模作業所と地域活動支援センターに対する補助金を、実態に見合った水準に引き上げること。</p>	<p>障がい者の就労支援も含めた障害福祉サービスのあり方については、国の社会保障審議会障害者部会において検討されてきましたが、平成27年12月に報告書がとりまとめられ、この結果を踏まえ、所要の措置を講ずることとされており、法改正等に係る国の動向を注視しています。 また、市町村が地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動を行う経費の財源については地方交付税措置とされていますが、相談支援事業や機能訓練等を実施する分については地域生活支援事業で行うこととされており、同事業補助金の額の引上げについて、政府予算要望により国へ要望しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。 ⑤地域生活支援事業の予算を抜本的に拡充し、地域間格差をなくすこと。移動支援事業、意思疎通支援事業などの利用料は無料化すること。</p>	<p>地域生活支援事業については、市町村事業の実施に必要な予算が確保されるよう十分な財源措置をすること、及び移動支援事業を全国共通のサービスとして個別給付化することを、政府予算要望により国へ要望しています。 また、地域生活支援事業に係る利用者負担については、障害福祉サービスと同様に応能負担とするよう国から要請されており、本県では全ての市町村で低所得者の利用者負担を無料としています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。 ⑥日額払いを月額払いにすること。</p>	<p>障がい福祉サービスのあり方については国の社会保障審議会障害者部会において検討されてきましたが、平成27年12月に報告書が取りまとめられこの結果を踏まえ、所要の措置を講ずることとされており、法改正等に係る国の動向を注視しています。 なお、県では、障害福祉サービス事業所等の運営の安定や必要なサービスの確保のため、報酬単価の引上げや加算の見直しについて、政府予算要望により国へ要望しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>⑦発達障がい者の特性を踏まえた支援を拡充すること。</p>	<p>発達障がい児・者への地域における支援体制の構築が喫緊の課題となっている状況に鑑み、県内各障がい福祉圏域の関係事業所において発達障がいに対応できる人材を育成するための研修事業を平成28年から開始したところです。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>2)地域で豊かな生活を保障すること。</p> <p>第3期障がい福祉計画(H24～26)で未達成となっている就労継続支援A型(計画残57人)、B型(44人)、短期入所(177人)、グループホーム(235人)の整備を早急に進めること。障がい者の住まいの保障、障がい者年金の引き上げ、法定雇用率の引き上げと厳守、教育の保障など地域で豊かな生活を保障すること。</p>	<p>平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第4期障がい福祉計画においては、平成29年度の月間サービス見込量を、就労継続支援Aがたは922人、B型は4,135人、短期入所は福祉型・医療型合わせて586人、グループホームは2,006人としており、これら見込量の確保に向け、地域自立支援協議会において関係者間の情報共有を図りながら、サービス主体である市町村を支援していきます。</p> <p>また、年金や法定雇用率の引上げ教育の保障については、国所管事務であり、その検討状況等を注視していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>3)障がい者の医療の拡充 障がい者や難病の医療費は、優先して無料化をめざすこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立するよう求めること。</p>	<p>難病医療費については、世帯の所得に応じた区分により負担上限が定められ、患者負担の軽減が図られており、無料化については、国の動向を注視していきます。</p> <p>重度心身障がい者医療費助成制度を、国の制度として確立するよう求めることについて、本制度の重要性や必要性を鑑み、今後の要望等について検討していきます。</p> <p>自立支援医療費については、世帯の所得に応じた区分により負担上限が定められ、利用者負担の軽減が図られており、無料化については、国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課、障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>4)高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにすること。</p>	<p>高齢障がい者に対するサービス提供を含めた障害福祉サービスのあり方については、国の社会保障審議会障害者部会において検討されてきましたが、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、この結果を踏まえ、所要の措置を講ずることとされており、法改正等に係る国の動向を注視しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>5)障がい者の交通、参政権、情報の保障に取り組むこと。当面、精神障がい者のバス運賃割引を来年度開催される全国障害者スポーツ大会までに実現すること。</p>	<p>障がい者の参政権に関しては、平成25年に公職選挙法の一部改正により成年後見制度で後見人がついて障がい者にも選挙権が付与されています。</p> <p>障がい者の情報保障に関しては、地域生活支援事業により聴覚障がい者の意思疎通支援事業について取組んでいます。</p> <p>精神障がい者へのバス運賃の割引については、岩手県交通(株)、岩手県北自動車(株)及びJRバス東北(株)において、平成28年4月1日より開始することとしています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定をふまえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。</p>	<p>本県では、条例に基づく障害者に対する不利益な取扱いに関する相談窓口を市町村の社会福祉協議会に設置していますが、条例の推進協議会における検討を踏まえ、現在、市町村の状況等を確認しながら一元化に向けた調整を行っているところです。 また、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に合わせ、平成28年2月に知事部局の障がいを理由とする差別の解消に関する対応要領を策定し、職員に周知しているほか、平成28年度以降、不当な差別取扱いや合理的配慮の具体例に関する研修を実施する予定です。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を 1)新しい難病医療制度は難病患者すべてを対象とするよう求めること</p>	<p>対象疾病については、今般の制度改正において、56疾病から306疾病に大幅に拡大が図られています。対象疾病は、国の専門委員会での審議を踏まえ国において決定されており、県では、研究事業や医療費助成の対象に選定されていない疾病があるなど、疾病間の不公平感を解消するために、対象疾病の拡大について、引き続き要望していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を 2)軽症者も引き続き医療費助成の対象とするよう求めること。重症者への自己負担は導入しないこと。</p>	<p>新たな難病医療費助成制度では、国が指定した難病で病状の程度が一定の基準を満たす者を医療費助成の対象としているところですが、症状が基準に満たない軽症者について、月ごとの医療費総額が333,330円を超える月が年間3月以上ある場合、支給認定を行う特例が設けられています。 今般の制度改正で、対象疾病数が、これまでの56疾病から306疾病に拡大されたことや医療費の一部負担割合が3割から2割に引き下げられたことなどにより、より多くの方々が医療費助成の対象となり、医療費の負担が軽減されることから、一定程度の自己負担が導入されています。 重症者への自己負担については、3年間の経過措置が設けられ、自己負担額が軽減されているところであり、受給者の自己負担を軽減しながらも、安定した制度運営を図るため、国においてこうした制度としているものと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を 3)小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開をはかること。</p>	<p>改正児童福祉法により平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が施行され、対象疾病が504疾病から704疾病に拡大されました。本県においても新規対象疾病の支給認定を行っているところです。 小児の慢性疾患により多くの児童等が長期の療養を必要としており、家族の介護や計画的な負担も大きいと認識しており、今般、改正児童福祉法に、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が位置付けられたことにより、各保健所で実施している相談事業を継続するとともに、相談体制の充実に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を 4)難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的対策を強化すること。</p>	<p>県では、これまで難病相談支援センターの充実のため、就労支援員の増員や、地域での交流会や研修会開催予算の増額を行い、適時・適切にその体制を整備してきたところです。 今後におきましても、地域における難病患者への適切な支援を行うため、難病相談支援センターのさらなる充実について、受託者と協議しながら進めていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を 1)格差と貧困の広がりのもとで、生活保護受給者が増加しています。しかし、全国的な捕捉率は約2割となっており、生活保護が必要な人が受けられる制度に改善を図ること。</p>	<p>生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行っているところであり、県では、引き続き、各福祉事務所への指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を</p> <p>2)「水際作戦」の合法化を許さず、国民の受給権を守ること―「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。</p>	<p>相談窓口において、生活保護の制度について理解されるよう十分説明しているところであり、生活保護の申請意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、各福祉事務所に指導を行っているところであり、今後も引き続き指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を</p> <p>3)生活保護の基準引き下げに反対し、給付の抜本的改善を求めること。</p>	<p>生活保護の生活扶助基準の見直しは、国において、平成25年8月から3年かけて段階的に行われたところです。</p> <p>県としては、生活保護法により国が定めた基準等により法定受託事務として実施する立場です。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を</p> <p>4)生活保護基準以下で働いている母子家庭の生活保護受給を進めること。「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。</p>	<p>平成25年度に実施した岩手県母子世帯等実態調査の結果では、母子家庭の月額就労収入は、10万円未満が25.3%、10万円から15万円未満が40.7%、15万円から20万円未満が21.4%、20万円以上が8.8%となっており、この割合は、前回の5年前の調査結果とほぼ同様の傾向となっています。</p> <p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。</p> <p>なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。</p> <p>また、生活保護受給者については、保護開始直後から自立に向けた集中的かつ切れ目のない就労支援を行っています。ハローワークとの連携の下、保護受給者の状況に応じた伴走型の就職支援を行うとともに、福祉事務所に配置した就労支援相談員等がきめ細やかな相談支援を行っています。保護受給者の意向に沿った就労支援が実施されるよう、引き続き福祉事務所の指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課、地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を</p> <p>5)生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。生活保護家庭の子どもの学習支援の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の趣旨に沿って、県内の福祉事務所設置自治体において、生活困窮者への総合的な支援体制として自立相談支援事業の窓口を整備し、相談支援を行っているところです。</p> <p>また、任意事業である子どもの学習支援事業は、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の中学生等を対象として学習会の開催等により、県内では4福祉事務所設置自治体で実施しています。</p> <p>県においては、対象地域の拡大に向けて、引き続き検討するとともに、各市においても取組が進むよう働きかけていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること。 1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパネミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。</p>	<p>医療機関における新型インフルエンザに対する体制の強化を図るため、これまで医療機関が行う人工呼吸器や簡易ベッド、院内感染防止設備、個人防護具などの設備整備を支援してきたところであり、引き続き支援を行っていくこととしています。 また、水際検疫体制やワクチン製造システムの確立など、国が担う業務については、今後も十分な対策を行うように要望していきます。 さらに、新型インフルエンザワクチンの優先接種者の登録については、国が、医療分野及び国民生活・国民経済安定分野について進めているところであり、県としても必要な協力をしていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること。 2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。</p>	<p>はしか(麻しん)及び風しんについては、予防接種法の対象疾病に位置付けられ、積極的に接種勧奨等を行うとともに、国においては、それぞれに特定感染症予防指針を策定し、予防接種の対象者を時限的に拡大するなどの施策を推進してきたところです。 麻しん及び風しん排除のための最も有効な対策は、発生の予防であることから、国では、引き続き生後12月から24月及び小学校入学前1年の者に対し定期の予防接種を行い、それぞれの接種率が95%以上になることを目標として積極的な接種を勧奨しています。県では、市町村が実施する予防接種に対する経費について、十分な財政措置が講じられるよう国に要望してきたところであり、平成25年度からは経費の9割が交付税措置されています。 また、風しんについては、平成26年度から風しんの予防接種が必要な方を抽出する検査の公費助成事業を実施しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること。 3)ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、接種による副反応の検証など、安全性の確保・向上を進めながら、保護者の負担軽減・無料化など、制度のさらなる充実をめざすこと。子宮頸がんワクチンは、副作用の深刻さを重く受け止め、疫学調査など徹底した検証を求めること。</p>	<p>ワクチンの接種については、予防接種の効果とその副反応のリスクに関する正しい知識を持つことが重要であり、専門家による科学的な評価や知見など、国から提供される情報について、引き続き市町村や医療機関等と連携しながら、適切な情報提供に努めていきます。 ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、安全性の確保・向上を確認のうえ、平成25年4月1日より、予防接種法の定期接種に追加されており、 子宮頸がんワクチンについては、国の課題研究事業「HPV ワクチンの有効性及び安全性に関する疫学研究」において調査を進めており、その動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること。 4)ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。</p>	<p>ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、冬季を中心に流行し、社会福祉施設等での集団感染のおそれがあることから、県内の流行状況をホームページ等で情報提供するとともに、社会福祉施設等の職員を対象に研修会を開催し感染予防対策の啓発を行っているほか、社会福祉施設等で集団感染が発生した場合は、調査を行い感染拡大の防止のため、指導を行っています。 B型肝炎ワクチンについては、平成28年10月から定期接種に加わることとなりましたが、他のワクチンの定期接種化について、国に対し制度の充実を図るとともに、必要な財政措置を講ずるよう引き続き要望していきます。 また、HIVや、クラミジアはじめとした性感染症については、発生動向を注視し、保健所で行っている無料匿名検査の周知を図るとともに、引き続き、予防のための普及啓発を行っています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること。 5)エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。</p>	<p>県では、エボラ出血熱患者の発生に備え、フェーズごとの危機管理体制を整備し、医療機関や保健所の対応について再確認しながら、万々に備えています。 また、デング熱等の蚊媒介感染症については、岩手県蚊媒介感染症対策行動計画に基づき、流行時期には保健所に相談窓口を設置するほか、医療機関との連携を強化し、情報提供の徹底を依頼するとともに、県民に対し注意喚起に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること。 6)保健所の体制を強化すること。</p>	<p>新型インフルエンザへの対策については、平成25年度に取りまとめた行動計画・ガイドラインに基づき、各保健所が主体となって、地域の関係機関と連携を図りながら、各圏域において体制を整備し、訓練や研修を実施しているところです。なお、ヒブワクチンの接種や子宮頸がん対策に係る予防接種については、市町村において実施しているところですが、県としても接種について県民に周知する等、市町村を支援していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 1)「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。</p>	<p>県では、がん対策推進条例及び岩手県がん対策推進計画に基づき、がんの予防から早期診断・早期治療、がん医療、緩和ケアなど多岐にわたる分野の取組を、市町村、保健医療従事者、事業者、教育関係者、がん患者・その家族などの県民と一体となって、総合的かつ計画的に実施していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 2)岩手町の取組に学び、がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人20%未満)の具体的な取組を強化すること。</p>	<p>市町村が行うがん検診の受診率向上に向けて、県では、市町村や検診実施機関、医療関係団体などによる検討会の開催や受診勧奨に係る普及啓発等を行っていますが、岩手町などのがん検診受診率の高い市町村の取組について検討会で情報提供するなどし、市町村のがん検診体制の充実を支援しています。 また、平成26年3月に策定された「健康いわて21プラン(第2次)」において、成人の喫煙率の減少を目標に掲げているところであり、禁煙希望者へのきめ細やかな禁煙支援や、公共的な空間での受動喫煙防止対策などの取組を推進していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 3)どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。</p>	<p>県では、岩手県がん対策推進計画に基づき、限りある医療資源を有効活用しながら、がん医療の均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院の整備や拠点病院と地域のがん診療を担う医療機関との役割分担及び連携体制の整備を進めており、平成26年度に県内全ての二次医療圏にがん拠点病院が整備されたところです。今後も、引き続きがん拠点病院の一層の機能強化を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 4)緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。</p>	<p>緩和ケア病棟については、県内に6カ所設置されているほか、緩和ケア病床や外来が設置されており、また、県内全ての二次医療圏において、緩和ケアチームが設置されるなど、緩和ケアの普及が着実に進んでいます。県ではこれまで、緩和ケアに従事する医師の研修やがん診療連携拠点病院における相談体制の整備などへの支援のほか、精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、がん医療に携わる医療従事者への研修や緩和ケアチームの機能強化などにより、緩和ケアの提供体制を充実させることとしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 5)受動喫煙防止対策を徹底し、官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。</p>	<p>平成26年3月に策定された「健康いわて21プラン(第2次)」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。</p> <p>議会棟においては、平成26年11月に喫煙室を設置し、喫煙室以外は全面禁煙としたところですが。 なお、総務部管財課が年3回実施している分煙効果測定において、当該喫煙室及び周辺について調査した結果、浮遊粉じん濃度や一酸化炭素濃度の数値が大幅に基準数値を下回っており、分煙のための必要な措置が適切に講じられているものと理解しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 1)究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業については、被災地における継続的な健康調査が行われることによる地域住民の健康不安の解消や、医師をはじめとする医療人材の派遣による地域医療への貢献が期待される所です。 調査の実施に当たっては、事業の実施主体である東北メディカル・メガバンク機構において、事業の趣旨等について地元自治体に事前に説明を行うとともに、事業に参加される住民の方々に対しては、事業の意義や目的、個人情報の保護、提供された試料の保管、健康診断結果の提供などの利益、あるいは採血の際に生じる体調不良などの不利益を詳細に説明した上で同意書をいただくなど、事業実施主体において、丁寧な説明が行われていると聞いています。 県としては、機構が地元に対して引き続き丁寧な説明を行いながら、地元との信頼関係のもとで事業が適切に進められるよう、機構と市町村、関係機関との連携体制の構築に当たり、必要な協力を行っていきたいと考えています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置 S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 2) 遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンクの実施主体である岩手医科大学においては、遺伝子情報の保護は最優先事項であるとの認識のもと、平成25年7月以降、順次関係市町村と秘密情報の取扱い等に係る覚書を取り交わすとともに、住民に対しても、事業の目的や実施内容を丁寧に説明し、同意された方々のみ参加いただくなど、厳格な運用をしていると聞いています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 3) 遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。</p>	<p>個人情報の取扱いについては、生命倫理の専門家等による国の審査等を経て実施しており、厳格な運用を行っていると聞いています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 4) 沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取組は積極的に取組むよう求めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業においては、沿岸被災地の県立病院に延べ8名の医師が派遣され、地域医療に従事しているほか、これまで3万人超の健康調査を実施するなど、地域医療の復興に寄与することが期待されています。また、同事業は、健康調査のほか、健康相談の対応、病気予防のアドバイスなどを行うこととしており、地域の健康意識の向上と住民の健康保全に寄与することが期待されています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 15、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 1)どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。</p>	<p>県では、これまで、市町村における消費生活相談体制整備への補助や、県及び市町村の相談員のレベルアップに資する研修事業などに取り組んできました。 今後とも、国の財政援助を活用しつつ、県と市町村の連携を一層強化し、消費生活相談対応が適切に行われるよう取組みます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 15、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 2)盛岡市消費生活センターの取組に学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。</p>	<p>相談者は、消費生活問題以外にも様々な問題を抱えている場合があるため、関係機関や市町村と連携して、消費生活問題及び抱えている問題の解決に努めています。 特に多重債務問題の解決については、多重債務者の早期把握や潜在化している多重債務者の掘り起しを行うことによって早期に相談機関につなげることが重要であり、このため庁内各部局や関係機関との情報共有を密にするための連絡会議を開催するなど、連携の強化を図っています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 15、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 3)専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化を図ること。</p>	<p>消費生活相談員の待遇については、報酬額や執務環境の維持改善や研修等による能力向上機会の拡充などに努めています。 正規職員化については、制度上困難な状況です。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>1)被災した県立高田・大槌・山田病院の早期再建整備を進めること。医師確保に全力を上げること。</p>	<p>被災した沿岸の県立3病院(大槌、山田、高田病院)の再建については、平成25年3月及び8月に公表した再建方針に沿って、大槌病院及び山田病院は平成28年度、高田病院は平成29年度の開院を目指し取組を進めています。</p> <p>大槌病院については、平成28年3月中に建築工事を完了し、現在、平成28年5月の開院に向け、準備を進めているところです。</p> <p>山田病院については、平成27年3月に建築工事等契約を締結し、現在、建築工事を進めているところです。</p> <p>高田病院については、平成27年5月に設計業務の契約を締結し、現在、設計業務を進めているところです。被災した3病院の再建にあたっては、今後とも各市町と緊密に連携しながら早期再建に向けた取組を進めていきます。</p> <p>常勤医が不在となっている診療科への医師の配置については、派遣元の大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況となっています。</p> <p>県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を要請するとともに、即戦力となる医師の招聘、県立病院間や大学からの診療応援等により必要な診療体制の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医療局 経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>2)被災した民間医療機関の再建に抜本的な支援を強化すること。</p>	<p>被災した医療機関の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助事業の対象とならない被災医療機関については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開に要した経費に対する補助のほか、早期の移転新築に対する支援も行ってきたところです。</p> <p>平成24年度からは、地域におけるまちづくりや住民ニーズに対応した医療機関の移転・新築に対する支援しており、引き続き地域における医療提供体制の復興を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3)医師確保対策として、医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。</p> <p>①奨学生の確保、臨床研修医・後期研修医の確保、医師の待遇改善などに積極的に取組むこと。</p>	<p>奨学生の確保については、ホームページや各種媒体を活用して、岩手医科大学をはじめとする医学部入学を目指す学生に対して積極的に広報活動を行っています。</p> <p>臨床研修医の確保については、県内12の臨床研修病院が相互に連携する「いわてイーハートブ臨床研修病院群」として県内外の医学生に積極的な働きかけを行うほか、指導医等を対象としたセミナーを実施するなど受入体制の充実に努めています。</p> <p>また、後期研修医の確保については、プログラムの周知や受け入れ体制整備に努め、「新専門医制度」に的確に対応できるよう大学等と連携を図っていきます。</p> <p>医師の待遇改善については、病院現場で勤務する医師から直接意見を聴取するなど幅広く要望の把握に努めている他、「医師の任期付職員採用制度」を導入により、65歳を超えて招聘する医師の待遇改善を図るなど、可能なものから随時実施していくこととしています。</p>	医療局	医療局 医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3)医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。</p> <p>②医師を支える医療クークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。</p>	<p>県立病院における医療クークについては、診療報酬で評価されている医師事務作業補助体制加算の最大基準を取得できる定数配置を行い、医師の業務負担軽減に努めています。</p> <p>また、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの職員配置については、業務量等に応じた適正な配置を原則として、今後も病院の実情等にも十分配慮しながら取組んでいきます。</p>	医療局	医療局 職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3)医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。</p> <p>③地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や宮古市・宮古市医師会の取組を参考に広域基幹病院等への応援などにも取組むようにすること。</p>	<p>二次救急医療を担う地域中核病院と地元医師会や開業医との連携は、病院勤務医の負担軽減と地域の救急医療体制の確保・充実につながるものであり、県としても引き続き、地元開業医による診療応援の取組を支援することで、二次保健医療圏全体で地域医療を守る取組を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3)医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。</p> <p>④地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取組むこと。</p>	<p>地域医療の担い手として、総合診療専門医は必要と考えており、その養成・確保に向け、検討会を設置し、研修プログラムの作成や広報に取組んできたところです。</p> <p>今後は、新しい専門医制度の動向を見ながら、総合診療医の養成・確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>4)看護師の大幅増員を実現すること。月8日夜勤の厳守、夜勤専任看護師の見直し、出産・育児休業等による正規看護師による補充、年次有給休暇が取得できる労働条件の抜本的な改善を図ること。</p>	<p>看護師の増員については、岩手県立病院の経営計画《2014-2018》において、平成26年度から30年度までの5カ年間の職員配置計画について、被災病院の再建及び医療の質の向上を図ることなどを目的として、看護師130名の増員を行うこととしており、必要な職員の配置に努めていきます。</p> <p>各病院に対して看護体制上の必要数を配置するとともに、事前に把握している産前産後休暇や育児休業等の取得者に係る代替職員についても正規職員で補充することとしていきます。</p> <p>また、育児支援制度の充実等に伴い不足する夜勤要員を確保するとともに、多様な勤務形態を導入することで、より働きやすい職場環境とするため、正規及び時間制看護師の夜勤専従を行っています。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>5)民間移管による有床診療所の運営が破たんした花泉診療所については、県と県医療局が責任を持って地域医療の確保と信頼回復に努めること。有床診療所復活に向けて取組むこと。県立沼宮内診療センターの民間移管に当たっては、花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見通しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。</p>	<p>花泉地域診療センターについては、民間移管前の無床診療所に戻し、圏域内の基幹病院を中心に入院患者の受け入れを確保するなど地域医療の確保に努めています。</p> <p>沼宮内地域診療センターについては、岩手町において民間移管の実現に向けた取組みを行っているところであり、医療局では町と連携し、医師情報の提供など必要な支援を行っていきます。</p> <p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するために病床を休止したところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しており、病床を確保することは難しい状況です。</p> <p>「岩手県立病院等の経営計画《2014-2018》」においては、医師不足や患者数の減少等の地域の実情により経営環境が厳しい病院についても、地域における医療提供体制を維持し、公的医療機関の役割を果たしていく必要があることから、現行の体制において、県立病院群全体で効率的な運営を行うこととしています。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>6)国保藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取組に学び、地域医療の確保と高齢者医療の取組を強化すること。市町村立病院への支援と連携を強化すること。沢内病院への医師派遣を引き続き進めること。</p>	<p>平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、平成27年度以降、都道府県は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域の医療需要の将来推計等を活用して、二次医療圏等ごとに、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想を策定することとされています。</p> <p>地域医療構想は、将来の医療需要を踏まえた必要病床数の推計方法など、国が示すガイドラインに沿って策定することとされており、岩手県としては、公的医療機関が地域医療に大きな役割を担っている本県の特殊性や、広大な県土を有し、県内各地において高齢化や医療・介護資源の状況が異なることなどを踏まえ、地域の医療関係団体など意見を伺いながら、地域医療構想の策定を進めています。医師派遣について、県では、「自治医科大学医師養成事業」及び「市町村医師養成事業」で養成した医師を医師不足地域の医療機関へ計画的に配置している他、医師確保対策アクションプランに基づき、医師確保のための各種事業を実施し、医師不足地域の解消に努めているところです。しかし、県内の医師不足は深刻であり、地域の中核的な医療機関である県立病院の機能を維持することが困難となるなど、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望に対して全て応えることは難しい状況にあります。</p> <p>なお、西和賀さわうち病院への医師派遣については、平成26年度から実施しており、平成28年度も継続する予定です。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>7)国に対し、地域の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること。</p>	<p>地域医療提供体制の確保に向けた施策の充実については、県単独の要望の他知事会等、他の都道府県とも連携を図りながら継続して国に要望しているところです。</p> <p>地方病院においては、経営の収入増加のみで地域医療の窮状が解決できる状況になく、診療報酬と医療政策の両面で総合的に対策を講ずる必要があることから、医療提供体制の確保に係る実効ある施策に充実について、引き続き国に対して要望していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>1、東日本大震災で被災した被災孤児、被災遺児、養育里親等に対する親身な支援を強化するとともに、保育所、放課後児童クラブ、児童デイサービス事業の再建整備に取組むこと。</p>	<p>被災孤児については、里親制度の活用により適切な養育環境を確保するとともに、児童相談所職員が訪問等を行い、相談支援に努めています。被災遺児については、沿岸広域振興局に遺児家庭支援専門員を配置し、各種支援制度の周知や相談支援に努めています。</p> <p>また、被災地における養育里親等については、沿岸部にある児童養護施設へ里親支援専門相談員を配置して訪問等による支援を行っている他、里親サロンや里親研修交流会の開催等による支援を行っています。</p> <p>なお、里親支援専門相談員については、平成27年度に内陸部にある乳児院にも配置し、平成28年度以降も児童養護施設及び乳児院に順次配置予定で、今後内陸においても養育里親支援に力を入れていきます。</p> <p>保育所及び放課後児童クラブについては、施設の復旧及び事業再開への支援を行ってきたところであり、平成28年度においても引き続き施設の復旧を支援していきます。</p> <p>なお、被災した障害福祉サービス事業所については、すでに復旧し事業再開しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課、障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>2、子育てするなら岩手県」をめざし、総合的な子育て支援策と本格的な少子化対策を講じて、経済的な負担の軽減や仕事と子育てが両立できる人間らしい働き方などを含めた対策を講じること。</p>	<p>本県の平成26年の合計特殊出生率は1.44と、前年より0.02ポイント減少し、出生数も減少傾向が続いており、依然として厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、本県では、平成27年4月に県民が安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備を図り、一人一人の子どもを健やかに育むことができる社会の実現に寄与することを目的として、「いわての子どもを健やかに育む条例」を施行したところです。</p> <p>また、同条例の基本計画である「いわて子どもプラン」(計画期間：平成27年度～31年度)では、「男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり」という基本方針のもと、施策の基本方向として、「若者が家庭や子育てに夢を持てる環境の整備」「子育て家庭への支援」「子どもの健全育成の支援」の3つを掲げており、今後とも、仕事と子育ての両立支援も含めて、総合的な子育て支援策を推進していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>①待機児童(732人、10月1日現在)を早急に解消すること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2000人)を含め待機児童を解消する計画を立て、認可保育所の新增設を思い切って進めること。</p>	<p>平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、各市町村において、認可外保育施設も含めた保育ニーズの把握に努め、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、これに基づき計画的な認可保育所等の整備を推進することとされており、県はこれを支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>②延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。保育料の軽減・第三子保育料の無料化を実施し負担軽減に取り組むこと。</p>	<p>延長保育など多様な保育サービスの拡充に向けては、地域子ども・子育て支援事業交付金等により市町村の取組を財政的に支援していきます。</p> <p>また、特定教育・保育施設に係る利用者負担額については、各市町村におけるその設定状況や多子世帯に係る軽減措置の状況を踏まえ、実態に則した制度となるよう、逐次必要な見直しを行うよう国に対し要望をしていきます。</p> <p>なお、平成28年度においては、幼児教育の段階的無償化に取り組むこととしており、多子世帯やひとり親世帯等の負担軽減措置が拡大されることとなっています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>③民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。</p>	<p>保育所の民営化については、市町村がその地域の実情に応じて、地域住民の理解を得ながら進められているものと考えています。</p> <p>県としては、民営化以降も保育所の最低基準が遵守され、また適正な保育サービスが提供されるよう、保育所の運営状況等について、児童福祉法の規定に基づく年1回の指導監査等により適切に指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>④保育所の人員や面積要件を緩和することのないようにすること。</p>	<p>保育所の設備及び運営に関する基準については、地域主権改革に関する第1次一括法により、都道府県条例に委任することとされ、このうち、職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準については、国が定める基準を下回ることができないとされる「従うべき基準」とされたところです。本県においては、保育所の職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準について国が定める基準を遵守した条例を策定し、平成25年4月から施行しているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>①保育時間は子どもの状況を基準にし、短時間保育の押し付けはやめること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、「保育の必要性」の事由に、フルタイム就労のほか、新たにパートタイム就労も対象となりました。</p> <p>「保育短時間」は主にパートタイム就労を想定したものですが、保育の必要量の認定は、家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うものとされており、保護者の就労状況を勘案して、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能とされています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>②保育料の負担を抑え無償化をめざすこと。思い切って遊べる園庭、ホールなどの確保を進めること。</p>	<p>保育料については、国が全国一律に定めている基準額を基本とし、各市町村が地域の実情に応じて独自に設定するものですが、生活保護世帯や母子世帯等の低所得者世帯には、国の基準額において保育料が無料とされているところでは、</p> <p>また、保育所同時入所の子どもに係る保育料についても、国の基準額において、第2子が半額、第3子以降が無料とされているところでは、</p> <p>園庭等の確保については、保育所の設備及び運営に関する基準で定められており、地域主権改革に関する第1次一括法によって、都道府県条例に委任することとされ、このうち、職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準については、国が定める基準を下回ることができないとされる「従うべき基準」とされたところでは、本県においては、保育所の職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準について国が定める基準を遵守した条例を策定し、平成25年4月から施行しているところでは、</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>③保育士の配置、保育室など保育の基準を計画的に改善すること。</p>	<p>保育所の設備及び運営に関する基準については、地域主権改革に関する第1次一括法により、都道府県条例に委任することとされ、このうち、職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準については、国が定める基準を下回ることができないとされる「従うべき基準」とされたところでは、本県においては、保育所の職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準について国が定める基準を遵守した条例を策定し、平成25年4月から施行しているところでは、</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>④市町村は児童福祉法第24条第1項に基づき、待機児童の状況を把握し、保育の責任を果たすようにすること。認可保育所の建設や改修への補助金の廃止に反対し、補助金の存続を求めること。</p>	<p>新制度においても、市町村は児童福祉法第24条第1項に規定された保育の実施義務を担うこととされており、さらに、認定こども園や小規模保育など必要な保育の確保のための措置を図ることや、利用者に対する施設・事業者の情報提供や相談対応、優先利用に係る利用調整等の関与を行うこととされ、市町村の責任が後退することはないと考えています。</p> <p>また、保育所整備に係る補助金については、国が市町村に直接補助する「保育所等整備交付金」や、「子育て支援対策臨時特例基金」を活用した補助メニューが平成28年度も継続することとされたところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>⑤株式会社の参入については、全国的に問題が生じており慎重に対応すること。</p>	<p>現在においても、株式会社による保育所の運営は可能ですが、新制度においては、社会福祉法人及び学校法人以外が保育所を設置する場合は、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことが求められます。</p> <p>県としては、株式会社による保育所の設置認可にあたっては、これらの基準や要件への適合状況を十分に審査するとともに、施設の職員や保育計画等の情報開示を徹底し、利用者に対する施設の運営状況の透明化に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>⑥消費税に頼らない財源を確保するよう国に求めること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、消費税の引上げ及び消費税以外の財源により、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を図ることとされています。</p> <p>県としては、子ども・子育て支援新制度の円滑な移行に向けた財源の確保について、引き続き国に要望してきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	D 実現が極めて困難なもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>4)学童保育を拡充すること。</p> <p>①「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善を図ること。学童保育の増設に取り組むこと。</p>	<p>放課後児童クラブの設備・運営基準については、国が省令で定める基準を踏まえ、地域の実状に応じて、市町村が条例により定めているところであり、当面は、当該条例に基づく基準を市町村が満たすよう、必要な助言等を行っていきます。</p> <p>また、放課後児童クラブの増設については、毎年度、市町村と協議しながら設置促進を図っているところであり、平成28年度においても施設整備に要する経費の一部を補助する等の支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>4)学童保育を拡充すること。</p> <p>②指導員の正規化・労働条件の改善を図り、複数配置を行うこと。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、国においては、放課後児童クラブの職員の人件費相当額を含む運営費の補助基準額の改善が図られています。</p> <p>また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準により支援の単位毎に2人以上の放課後児童支援員を配置することとされており、放課後児童クラブに対する財政支援の拡充について、従前から国に要望してきたところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>4)学童保育を拡充すること。</p> <p>③大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行うこと。</p>	<p>国では、省令で定める基準において放課後児童クラブの支援の単位を概ね40人以下としているところであり、大規模な放課後児童クラブの解消のための施設整備費や既存施設の改修費を補助対象としています。</p> <p>県においても、放課後児童クラブを利用する児童に対して適切な環境が提供されるよう、市町村と協議しながら必要な施設整備を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>4)学童保育を拡充すること。</p> <p>④利用料の軽減策を講じること。</p>	<p>国では、放課後児童クラブの運営に要する費用の半分程度は利用者負担と整理しているところですが、県では、従前から放課後児童クラブの運営経費に対する財政支援の拡充について要望してきたところです。</p> <p>放課後児童クラブの利用料の軽減のためにも、財政支援の拡充について、引き続き要望していきたいと考えています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>1)当面、年間労働時間1800時間の達成をめざし、長時間労働の是正を図ること。サービス残業の根絶に取り組むこと。</p>	<p>長時間労働の縮減に向け、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や重点監督等を実施しています。県では、岩手労働局と連携し、労使団体への要請活動の実施、企業を対象とするセミナーの開催等を通じ、企業等に対し働き方の見直しや長時間労働の縮減等について働きかけを行っています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>2)育児休業制度の改善、妊娠・出産に伴う不当な解雇や退職勧奨、不利益な扱いをなくすこと。</p>	<p>妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益取扱いをすることは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されており、県では、ホームページ等により事業主等へ周知、啓発を行っている他、岩手労働局雇用均等室において相談を受付けていることについても周知しているところです。</p> <p>また、問題を抱えた方が県に対し相談された場合には、速やかに岩手労働局につなぐ等、迅速丁寧な対応に努めているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>3)子育てができる賃金・労働時間を保障すること。正規雇用の拡大と派遣・請負の見直し・正社員化で、若者に安定した雇用・仕事を確保すること。</p>	<p>子育てができる賃金・労働時間の保障については、育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度など柔軟な労働時間の設定、労働者のニーズや会社の実情に応じた育児支援措置など具体的な取組が促進されるよう、周知・啓発を図っていきます。</p> <p>また、県では岩手労働局と連携し、商工関係団体や企業に対して、雇用の維持・確保等に関する要請活動を行い、正規雇用の拡大を呼びかけています。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	A 提言 の趣旨 に沿って 措置
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>1)「子どもの貧困」の実態調査を行い、削減目標を設定し、総合的な対策を講じること</p>	<p>国では、国民生活基礎調査を基に、子どもの貧困率等を公表しているところですが、県において国と同様の調査を行うことは困難と考えています。</p> <p>県では、いわて子どもプランに基づき、子育て家庭への支援のひとつとして「経済的負担の軽減」を掲げ、乳幼児や妊産婦を対象とした医療費助成や保育所同時入所第3子以降の無料化、児童手当や児童扶養手当の適切な支給などに取り組んでいます。</p> <p>平成27年度においては、子どもの貧困対策法第9条に基づく「いわての子どもの貧困対策推進計画」を策定し、今後とも、教育の支援や生活の支援等、総合的な子どもの貧困対策に取り組んでいきます。</p>	保健福祉 部	子ども子 育て支 援課	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>2)働いても生活保護基準以下の母子家庭については積極的に生活保護の受給を進めること。母子家庭等の子どもの学習を支援すること。</p>	<p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。</p> <p>なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。</p> <p>また、生活保護受給者及び生活困窮者を対象とした子どもの学習支援事業を実施している地域では、学習会による支援や相談などを実施しています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>3)私学を含め高校授業料の無償化を実現すること。現在授業料が免除されている世帯が増税とならないよう対策を求めること。</p>	<p>私立高校に通う生徒に対しては、国の就学支援金その他、不慮の災害や家計の急変により修学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等に対して負担軽減措置を講じています。</p> <p>また、平成26年度に就学支援金加算金の増額が図られ、平成27年度には授業料以外の学費への支援策である奨学のための給付金の増額が図られ、平成28年度にはこの給付金のさらなる増額が見込まれているなど、支援策の拡充が図られてきております。</p> <p>県としては、これらの制度と併せて実質的な教育費負担の軽減に向け、引き続き支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について、要望してまいります。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの
	<p>【授業料無償化】</p> <p>高等学校等就学支援金制度については、本年度においても国に対して所得基準等の制度見直しについて要望を行っているところであります。</p> <p>今後とも、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう努めてまいります。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>4)就学援助の周知・徹底を図り拡充すること。児童扶養手当の削減を撤回するよう国に求めること。小中高の教育費負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>児童扶養手当は、ひとり親家庭等の自立促進のための制度であるため、受給者が負傷や疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲が見られない場合には、一部支給停止しているものであり、手当の目的を踏まえると削減撤回の要望は困難であると考えています。</p> <p>なお、県では、児童扶養手当の支給のほか、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、母子・父子自立支援プログラムの策定、ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの就業相談、振興局に配置している母子・父子自立支援員による相談対応等により、引き続き、ひとり親家庭等の自立を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	C 当面は実現できないもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>5)給付制の奨学金を創設し、奨学金はすべて無利子とするよう改善すること。東日本大震災によって国の奨学金が返せなくなった場合、返還免除が可能となることを周知徹底すること。</p>	<p>高校生等への給付制の奨学金については、市町村民税所得割非課税世帯等の高校生等の授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、平成26年度の入学生から高校生等奨学給付金を支給しています。</p> <p>なお、公益財団法人岩手育英奨学会が実施している高校生等を対象とした奨学金は全て無利子です。</p> <p>大学生に対する奨学金事業は、国が担っており、県としては、高校卒業後の教育の機会均等を図る上からも、学生への経済的支援は重要であると考えており、繰り返し、給付型の奨学金の創設など、国が行う奨学金事業が充実したものとなるよう要望しています。</p> <p>奨学金制度の周知については、奨学金を希望する生徒に申込から返済方法まで制度の内容を説明する機会を設けており、保護者に対しても制度の周知を図っています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>6)県立大学の授業料の値上げは行わず、減額・免除を拡充し、必要な助成を行うこと。交付金の削減は行わないこと。</p>	<p>県立大学の授業料等は、国立大学の授業料標準額に準拠して決定しているところではありますが、県立大学が検討・決定するところであり、県としては、大学の状況を見ながら必要な助言を行うことにしています。</p> <p>また、県立大学においては、公立大学法人の自主的な運営の下で、経済的な理由により授業料の納付が困難な学生や震災で被災した学生に対し授業料等の減免を行っており、県では大学に、法人に対する経営努力を促しつつ、所要額を適正に算定し、運営費交付金を交付しています。</p>	総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。</p> <p>① 児童福祉司・児童心理司は大幅に増員し、広域振興局に対応した児童相談所の体制を抜本的に強化すること。</p>	<p>児童福祉司については、これまで順次増員するなど、児童相談所の体制強化を図ってきたところであり、平成28年度においては2名増員する方向としています。</p> <p>また、被災地における児童虐待の防止、要保護児童等への適切な対応を図るため、広域振興局に配置している遺児家庭支援専門員等と緊密な連携を図るなど、今後とも、児童相談体制の強化に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。</p> <p>② 満員状態の児童養護施設の整備と定員増を進め、児童養護施設の人員配置を改善し、親への指導と支援を強化すること。小規模ホーム、グループケアの増設を図ること。</p>	<p>児童養護施設の定員については、入所児童数の状況を勘案しながら、施設と協議し、必要に応じた見直しを行っており、現在は必要な定員が確保されているところです。</p> <p>また、平成27年度から児童指導員等の配置基準が改善された他、県内の全児童養護施設に、施設と家庭との調整を担う家庭支援専門相談員を配置して、親等への支援の充実を図っているところです。</p> <p>今後の本県における要保護児童対策をより家庭的な養育環境で進めるための推進計画において、児童養護施設等の小規模化や地域分散化等を進めることとしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。</p> <p>③ 重度の虐待児や医療の必要な児童が半数以上を占めているみちのくみどり学園の看護師配置や児童心理司に対する補助を継続するように国に働きかけるとともに、県としても対策を講じること。</p>	<p>みちのくみどり学園には、国の補助を受けて看護師及び心理療法担当職員が配置されているところであり、県としては、今後も国の補助が継続され、充実した職員体制が維持されるよう、必要に応じて国への要望に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を 6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。 2)相談が急増しているDVへの対応を強化し、緊急一時保護施設の整備と支援、被害者への自立支援を強めること。</p>	<p>県では、市町村や警察等の関係機関と協力のうえ、DV防止に関する周知啓発を行うとともに、相談員等を対象とした研修を実施しているほか、国、市町村、医療や法律の専門家等で構成する連絡会議を開催し、情報交換を行うなど、DV被害者に対する適切な相談対応・支援等に向けた取組を行っています。 さらに、DV被害者に対する緊急避難場所の提供や、一時保護後の自立支援のための生活資金補助等を実施しています。 緊急一時保護施設の整備・支援については、加害者等からの秘匿や24時間対応といった施設の性格上、その設置等には相当な配慮が必要と考えているところです。 今後も関係機関と連携し、被害者の支援を行います。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を 6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。 3)アレルギー・アトピー、化学物質過敏症対策を総合的に強化し、実態調査と相談窓口の設置を行うこと。医療費と食品の購入助成を行うこと。必要な教育が受けられるよう特別の対策を講じること。</p>	<p>食品購入費への助成は困難ですが、医療費について、就学前の乳幼児を対象に医療費助成を実施しています。 アレルギー・アトピー等に関するご相談は、市町村が実施する乳幼児健康診査(集団健診、医療機関委託健診)の他、保健所等の保健指導のなかで相談対応をしています。</p>	保健福祉部	健康国保課、子ども子育て支援課	C 当面は実現できないもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を 6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。 4)子どもの通学路の安全対策を地域の協力のもと講じること。</p>	<p>平成24年度の通学路緊急合同点検を機に、県内の通学路における危険箇所の洗い出しを行い、平成25年度から通学路安全推進事業、平成27年度からは防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業(国庫10/10)を活用しながら、安全対策を実施しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 1、被災地の雇用確保に全力を上げ、被災した事業者の再建への支援を抜本的に強化すること。</p>	<p>被災地に所在する事業所については、平成28年度においても、引き続き事業復興型雇用創出助成金により、安定的な雇用の創出に取り組んでいきます。 また、グループ補助金や被災中小企業重層的支援事業等を実施し、引き続き被災事業者に対する再建支援や経営支援に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 1)政府として経済界に「内部留保の活用で賃上げを」と正面から提起するよう求めること。</p>	<p>県は、「いわて県民計画」に掲げた『産業創造県いわて』の実現に向け、各種産業振興施策に取り組んでいます。 賃金や労働時間等の労働条件の改善を図るため、経済団体等に対して要請を行っていきます。</p>	商工労働 観光部	商工企 画室、雇 用対策・ 労働室	B 実現 に努力し ているも の
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 2)雇用のルールを強化し、非正規社員の正社員化をはかり、人間らしい雇用を保障すること。派遣労働の無制限の拡大をはじめ、雇用のルール破壊に厳しく反対すること。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、商工団体や企業に対して、雇用の維持・確保等に関する要請活動を行い正規雇用の拡大を呼びかけています。 今後も安定的な雇用の確保に向けて取り組んでいきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 3)2度も廃案となった労働者派遣法の改悪に反対し、抜本的改正で均等待遇のルールの確立によって、正社員化の流れを促進すること。</p>	<p>派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、労働者派遣法では派遣会社及び派遣先における均等待遇に向けた配慮が義務化されています。 県としては、岩手労働局及び関係機関と連携を図りながら、関係法令が遵守されるよう周知・啓発に努めていきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 4)ブラック企業・ブラックバイトを厳しく規制し、無法人ストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業への対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設、企業に対する重点監督等を実施しています。 県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置している他、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しています。県では、違法な労働時間等に関する相談については、岩手労働局に伝え改善につなげていくほか、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、長時間労働の縮減や働き方の見直しについて働きかけています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>雇用対 策・労働 室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 5)最低賃金を時給1000円以上に大幅な引き上げを実現すること。そのために中小企業への支援を抜本的に強化すること。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされています。 最低賃金の引上げは、当県における東日本大震災津波からの復興及び被災地における生活再建の観点からも重要であると考えており、県としては、国に対し、本県労働者の生計費や賃金の実情等を十分に考慮し決定をしていただくよう働きかけています。 なお、国や県が、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援策を強化していくことが大切であると考えており、県では商工団体による経営支援や被災中小企業の再建のための補助等による支援を行っています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>雇用対 策・労働 室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 6)「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例に基づき、県が発注・委託する事業で、労働者が適正な賃金・労働条件が確保されるよう実態調査を行うなど取組を強めること。先行事例を踏まえ公共事業においては公共工事設計労務単価の8割の賃金が保障されるように取組むこと。こうした最低賃金の確保を明記した「賃金条項」を盛り込むよう検討すること。</p>	<p>実態調査の実施については、県が締結する契約に関する条例第6条の規定に基づく取組として、庁舎管理業務及び指定管理業務において、適正な賃金水準を確保するための実態調査の実施を検討しています。 賃金条項を規定することについては、条例の附則に「条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」といういわゆる見直し規定を設けていますので、当該規定に基づき、必要に応じて条例の規定の見直しを検討していきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 7)失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取組を進めること。</p>	<p>県では、国からの委託による離職者等再就職訓練事業を実施することにより離職者の再就職に向けた多様な職業訓練コースを実施しています。今後も引き続き、離職者及び求人企業のニーズを的確に把握しながら、離職者に対する安定雇用の実現に向けた支援を行っていきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	A 提言 の趣旨 に沿って 措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 8)県職員の賃金引き下げとなる総合的見直しは行わないこと。</p>	<p>職員の給与改定については、これまでも県人事委員会の勧告を最大限尊重するという基本姿勢で決定しているところです。給与制度の総合的見直しについては、県人事委員会の勧告を踏まえつつ、法に定める給与決定の諸原則にのっとり、国及び他の都道府県の動向等諸般の情勢を総合的に勘案し、勧告どおり実施することとしたものであり、総合的見直しに係る条例案を県議会平成28年2月定例会に提出しています。</p>	総務部	人事課	D 実現 が極め て困難な もの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>3、消費税10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。</p> <p>1)消費税8%への増税は、景気悪化と格差の拡大をもたらしました。増税不況であることは明らかです。暮らしを破壊しさらに不況を深刻化させる消費税の10%増税の中止を求めること。</p>	<p>県では、国に対して、平成29年4月に予定されている消費税率の引き上げによって被災地の経済の落ち込みや復興の遅れを招くことがないように、引き上げ前から国において被災地に配慮した実効性のある対策を十分講じるよう要望してきたところです。</p> <p>今後も、復興の遅れを招かぬよう、しっかりとした対策を国に求めていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>3、消費税10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。</p> <p>2)大企業と大資産家への行きすぎた減税を見直し、応能負担の原則に立った税制改革で財源を確保し、国民の所得を増やす経済改革で日本経済を健全な成長の軌道に乗せ税収増を図る—この二つの柱の同時進行を進め、社会保障充実と財政危機打開の道を開くことを求めること。</p>	<p>社会保障を充実させながら財政危機を打開していくためには、国において、内需拡大型の経済構造改革を進めることによって、強い地方財政に支えられた強い日本経済を実現し、国民の所得を増やしていくことが必要であると考えています。</p> <p>国に対しては、これまで地方重視の経済財政政策の実施を提言してきたところですが、今後とも内需拡大型の経済政策を地方において実施するよう機会を捉えて提言等を行っていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>1)岩手労働局と連携し、就職支援員の取り組みと体制を強化して正規の求人の確保に全力をあげること。大学・高校と県内企業との連携を強化し、県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。</p>	<p>各広域振興局等に配置している就業支援員が地域のハローワーク等と連携して求人開拓を行っており、復興等に伴う経済活動の活発化もあり、新規高卒者の求人数は過去10年で最高となっております。</p> <p>正規求人については、岩手労働局と連携し、経済団体等に対して安定的な雇用の確保について要請活動を行うとともに、昨年岩手労働局が設置した「岩手県正社員転換・待遇改善実現本部」に県も構成員として参加しており、正規雇用の実現に向けた取組を国と連携して推進していきます。</p> <p>また、岩手労働局が主催する「岩手新卒応援本部」に県も参加し、高校・大学等の新規学卒者の就職支援について関係機関が情報共有を行っている他、今年2月に県が設立した「いわてで働こう推進協議会」において、岩手労働局、産業界、教育機関など関係機関が連携し、若者等の県内就職の促進に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。 2)新卒3年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。</p>	<p>新卒3年を超えた青年の就職対策については、ジョブカフェ等による就職相談、各種セミナー等による支援サービスの提供など就職に向けた支援に取り組んでいきます。 また、中小企業に対しては、事業復興型雇用創出助成金の活用や国の助成金制度について周知等を図っていきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。 3)就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。</p>	<p>県では、新卒者の早期離職状況を把握し、ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェを中心に、高校生に対し、卒業前の内定者向けガイダンスを実施するほか、就職後のフォローアップセミナーの開催や、キャリア・カウンセリング等により職場定着を支援しています。 また、企業に対しては、採用力・人材育成力の強化を目的とした研修会を開催するほか、キャリア・カウンセラーの派遣による人材定着の支援を行っており、今後も高校・大学等の新規学卒者の早期離職防止等に取り組んでいきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。 4)ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充をはかること。</p>	<p>ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェでは、就職支援における課題の変化に対応した取組を重点化するとともに、就職後の定着も支援することにより、新規学卒者等の地元就職の確保に努めていきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	A 提言 の趣旨 に沿って 措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。 5)フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。</p>	<p>県では、国からの委託による離職者等再就職訓練事業を実施することにより、離職者の再就職に向けた支援を行っているところです。フリーター等の方々に対しても、早期の再就職が実現するよう、本事業により引き続き支援を行っていきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	A 提言 の趣旨 に沿って 措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>6)キャリア教育では、労働基本法など労働者の権利を身につけること徹底すること。</p>	<p>県では、県内の高校生や大学生等に対し、労働関係法令の基本的知識や相談窓口の総会等を内容としたガイドブックを独自に作成・配布しているほか、県労働委員会において、学生を対象とした出前講座を実施しています。また、県のホームページ等でも労働関係法令等について広く周知・啓発を行っているところです。今後も、こうした取組を通じて、労働教育に取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>キャリア教育については、生徒の発達段階に応じて「総合生活力」「人生設計力」を育成し、生徒が自己の在り方・生き方を考え、主体的に進路選択し、社会人・職業人として自立するための能力を身につけられるよう、学校全体で計画的かつ組織的に取組みます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>5、誘致大企業の一方的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>1)大企業の一方的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくるとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。</p>	<p>解雇等に関する基準については、労働関係法令等で規定・確立されていることから、県としては、岩手労働局と連携しながら、法令等の基準が遵守されるよう周知に努めていきます。</p> <p>また、誘致企業に対しては、市町村と連携しながら日常的なフォローアップ訪問に努めており、さまざまな機会を捉えて雇用の維持・確保などについて要請しています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあつせんと、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。</p>	<p>解雇等を行う場合の労働者に対する賃金の支払や解雇手続等については、労働基準法等関係法令で規定されていることから、県としては、企業において適切な労務管理がなされるよう、岩手労働局と連携を図りながら、関係法令等や国の助成金制度について周知に努めていきます。</p> <p>また、解雇等による労使間の紛争に対する労働委員会や岩手労働局の解決援助制度や、離職した方に対する県の離職者対策資金貸付制度など、利用可能な制度の紹介等も行っています。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>3) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強くもとめること。</p>	<p>県では、地域での雇用の場の確保につながる主要な産業振興政策の一つとして企業誘致を進めるとともに、立地した企業に対しては定期的なフォローアップによる継続的な情報収集と支援に取り組んでいます。</p> <p>立地企業が、安定的、継続的に事業を行うことが重要であるとの認識の下、地域社会のパートナーとして当地において末永く事業活動を行っていただけよう、面談、情報交換等のフォローアップを通して、引き続き企業との連携強化、地元定着に努めていきます。</p>	商工労働 観光部	商工労働 観光部	B 実現 に努力し ているも の
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>6、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。</p> <p>1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。</p>	<p>ワンストップサービスについては、県と岩手労働局が共同で、盛岡市と奥州市に総合就業支援拠点を設置し、関係市と連携しながら、求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までを一体的に実施しています。</p> <p>今後も、関係機関と連携してワンストップサービスの実施に努めていきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 6、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 2)失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、雇用促進住宅や県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。</p>	<p>県では、岩手労働局と共同で、盛岡市と奥州市に総合就業支援拠点を設置し、関係市等と連携を図りながら、求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までを一体的に実施しています。 また、事業主の都合により、就職された方に対する就職者対策資金の貸付も行っているところです。 今後も引き続き、国や関係機関等と連携を図りながら、失業者に対する支援を行っていきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 6、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 3)生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つくらないこと。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している方に対して、県内の福祉事務所設置自治体において、総合的な支援体制として自立相談支援事業の窓口を整備したところであり、引き続き、福祉事務所やハローワーク、社会福祉協議会などと連携した取組を進めていきます。 また、生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言を行っているところであり、県では、引き続き、各福祉事務所への指導に努めていきます。</p>	保健福祉 部	地域福 祉課	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 7、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 1)35人学級の小学校全学年への拡充(小5～6年で80学級増、80人教員増)、特養ホームの待機者解消(在宅1614人、50人定員で33か所、970人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>【35人学級】 生徒数の減少に伴う学級数の減少等により県全体の教職員定数は減少し、国からの加配定数も削減の傾向にあり、教職員の増員は難しいところですが、今後も国の標準法に基づきながら各学校の教職員定数を定めた上で、各学校の特色、現状等を勘案し、教職員の加配等を含め、適切な教職員配置に努めていきます。 また、県内の小中学校35人以下学級については、これまで小学校では小学1年生から小学4年生まで、中学校では中学1年生を対象に実施してきたところです。平成28年度はこれに加えて、思春期に安定した学校生活を送れるよう中学2年生にまで拡充して実施することとしています。これらは、国からの加配定数を活用しているもので、今後の他学年への拡充については、国の動向を注視しながら検討していきます。 学級編制については、国が制度化し、適切に進めることが安定した教育成果につながることから、今後も国に対して要望していきます。 【老朽校舎の耐震化】 県立学校については、財政事情が厳しい中で耐震化事業の予算を確保し、平成28年度においては、1校の耐震改築工事が完成予定であり、さらに1校の耐震改築工事の設計に着手する予定となっており、今後においても今までと同様に継続して計画的な耐震化に努めていきます。 公立の小中学校は、今後統廃合等を予定している校舎以外の耐震化については、平成29年度までに、ほとんどの校舎の改修工事が行われる予定です。引き続き、国に対して、耐震化に係る助成制度の継続について要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室、教職員課	B 実現に努力しているもの
	<p>県内市町村の平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画においては特別養護老人ホーム991床相当が開設見込となっています。県では介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
	<p>消防職員数は、国が示す消防力の整備指針を基本としつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な実情を踏まえ、それぞれ消防活動を行う市町村や一部事務組合等の判断に基づき決定しています。県では、市町村や一部事務組合等の判断を尊重しつつ、消防力の充実強化が図られるよう、今後も必要な対策の実施を働きかけていきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 8、最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。 1)「適正な労働条件の確保」を目的とした公契約条例の制定を生かし、県発注の事業については時給1000円以上とし、「働く貧困層」をなくすこと。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例の立案にあたり、広く関係団体から御意見を伺いましたが、県の契約の相手方に最低賃金を上回る賃金の支払いを義務づけるいわゆる「賃金条項」については様々な考え方や御意見があることを把握・承知したところであり、このことを踏まえ、平成27年3月制定の条例においては、賃金条項が盛り込まれなかったものです。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	C 当面は実現できないもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 8、最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。 2)サービス残業の根絶、長時間残業の解消(1800時間達成で約3万人の雇用)、有給休暇の完全取得ができるよう、県としても岩手労働局と連携し積極的に取組み雇用拡大を図ること。</p>	<p>国では、賃金不払残業の解消を図るため、労使による労働時間適正化の主体的な取組を促進するとともに、事業場に対する監督指導を実施しており、重大かつ悪質な事案が発生した場合は、司法処分も含む厳正な対処がなされています。 県や労働委員会等に対し、違法な労働時間等に関する相談があった場合は、速やかに岩手労働局につなぐ等、迅速かつ適切な対応に努めています。 また、県では岩手労働局と連携し、長時間労働の抑制や年次休暇の取得促進など、「働き方改革」の推進について、労使団体等に対し要請活動を行っています。今後も引き続き、岩手労働局と連携し、取組を進めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 8、最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。 3)厚生労働省の通知を踏まえ、県職員の始業時間、就業時間を記録しサービス残業を根絶すること。</p>	<p>職員の始業は、管理・監督の立場にある職員が出勤簿により確認しており、一方、終業は、管理職員自ら確認できる場合はその確認により、また、超過勤務を命じた場合は、その記録簿等により確認しているところです。 なお、必要に応じて行われた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正に手当を支給しています。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。 1)小規模企業振興基本法と中小企業振興条例に基づき、県内中小企業・小規模企業地域経済と地域社会の主役としての役割を明記し、その現状と課題を明らかにすること。</p>	<p>現在策定中の岩手県中小企業振興基本計画案においては、第2章「本県の中小企業・小規模企業者の現状」において、現状や課題の分析を行っているところです。 また、この現状分析のまとめとして記載している、第3章「目指す姿及び推進する施策」の「1 目指す姿 <本県中小企業・小規模企業者の現状>」において、「本県の中小企業者は、(中略)事業活動や雇用を通じて、県民の暮らしや地域づくりを支えています。」「中小企業は本県経済を牽引する存在です。」と記載し、中小企業・小規模企業者が地域経済において大きな役割を果たしていることを明記しています。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。 2)中小企業の最も切実な人材の確保・育成に取り組むこと。中小企業、行政、大学・高校・専門学校等との連携を強化すること。</p>	<p>現在策定中の岩手県中小企業振興基本計画案においては、第3章「目指す姿及び推進する施策」の「2 推進する施策」の中で、「(1)事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実」を掲げているところです。 また、同項目の中の具体的な施策である「人材の確保と若年者の就業支援・職業能力開発」については、県や岩手労働局、経済団体、教育機関等関係団体が連携した組織である「いわてで働こう推進協議会」等により取り組んでいきます。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。</p> <p>3) 中小企業の自主的な取組みを基本にしつつ、営業力・販売力・新商品開発や技術革新への支援を強化すること。大学や工業技術センター、金融機関等との連携を強化すること。中小企業間、異業種等との連携を強化すること。</p>	<p>現在策定中の岩手県中小企業振興基本計画案においては、第3章「目指す姿及び推進する施策」の「2 推進する施策」の中で、「(2)新たな商品・役務の開発、研究成果の事業化、新たな販売先の開拓等による事業規模の拡大等の支援」を掲げているところであり、この中で、御提言のあった内容についても取組んでいきます。</p> <p>また、第4章「計画推進に向けて」の「1 推進体制」においても、大学や試験研究機関、金融機関等と連携して取組んでいくこととしています。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	A 提言 の趣旨 に沿って 措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。</p> <p>4) 中小企業の「事業の持続的発展」の重要性を踏まえ、事業継承・後継者対策に取り組むこと。</p>	<p>現在策定中の岩手県中小企業振興基本計画案においては、第3章「目指す姿及び推進する施策」の「2 推進する施策」の中で、「(1)事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実」及び「(7)創業、円滑な事業承継」を掲げているところであり、この中で、後継者対策・事業承継について取組んでいきます。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	A 提言 の趣旨 に沿って 措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。</p> <p>5) 条例に基づく毎年度の事業実績の報告に当たっては、中小企業者を含めた第三者機関で検証し、翌年度の政策・方針に生かすようにすること。</p>	<p>現在策定中の岩手県中小企業振興基本計画案においては、第4章「計画推進に向けて」の「5 施策の実施状況の公表と計画の見直し」の中で、中小企業振興施策に関して中小企業者を含めた外部委員の御意見をいただく組織を設け、いただいた御意見等を踏まえて柔軟に計画内容の見直しを行い、効果的かつニーズに合った施策の推進に努めることとしています。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	A 提言 の趣旨 に沿って 措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。商店街リフォームも助成の対象とすること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の被災者に対する独自支援として既往及び新規ローンに対する利子補給補助制度や住宅の補修及び改修に対する補助制度を実施しています。 一般の住宅リフォームに対する助成制度等の創設については、今後の需要等を踏まえて検討を行っていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。2014年度は復興事業関連などで、件数では90.4%だが、金額では63.3%にとどまっています。実態を調査・検証し改善をはかること。</p>	<p>中小企業の受注機会の確保を図るため、地元中小企業への優先発注を図るための地域要件の設定や、官公需適格組合の積極的な活用などを行っている他、県各部局のみならず県内市町村に対して要請を行うとともに、岩手県中小企業団体中央会を通じた発注情報の提供、官公需に関する協議会を通じた県の取組などの周知により、中小企業向けの発注率が向上するよう努めています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。</p>	<p>「小規模工事希望登録者制度」については、都道府県レベルでの取組として、鳥取県で県庁舎等小規模修繕において実施していましたが、平成21年に廃止したと聞いています。 県営建設工事の発注に当たっては、発注金額に応じた等級区分を定めて入札参加資格者名簿を作成するとともに、入札執行を担当する総務部においても発注金額に応じた地域要件を運用するなど、地域の建設企業の受注機会の確保に配慮した発注を行っていますが、引き続き、他県の取組も参考に、地域の建設企業の振興に配慮した制度運用に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建設技術振興課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>11、金融円滑化法の復活を求め、さらに使い勝手の良い制度とするよう求めること。中小企業の機械設備のリース代の支払い猶予についても、経産省の通達(2012年11月1日)の趣旨を生かして活用を進め、遅延損害金を求めないこと。遅延があってもリース物件を引き上げないこと。銀行による貸し渋り・貸しはがしをやめさせること。</p>	<p>中小企業金融円滑化法の適用は平成25年3月末をもって終了しましたが、その後も、金融の円滑化に継続して対応するよう経済産業省や金融庁からの要請もあり、金融機関では現在においても中小企業者からの貸付条件の変更等に柔軟に対応しているものと考えております。</p> <p>県としても、金融機関には中小企業者への円滑な資金供給について継続的に取組むよう働きかけていきます。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	B 実現 に努力し ているも の
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>12、大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など、下請けいじめをやめさせる取組みを国と連携して強化すること。</p>	<p>県では、いわて産業振興センターが、国の「下請かけこみ寺事業」により相談窓口を設置し、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けているほか、県内下請中小企業と親企業との取引条件等の実態調査を行っています。</p> <p>今後もこれらの取組を通じ、国と連携しながら、下請取引の適正化に努めていきます。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	B 実現 に努力し ているも の
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>13、100%保証の緊急保証制度が、最大限活用されるように周知徹底を図るとともに、審査の迅速化、簡素化を図ること。中小企業庁長官名の通達を踏まえ「赤字や債務超過があっても形式的に判断するのではなく、実態や特性を十分に踏まえて判断するよう」徹底すること。全業種が対象となるよう国に求めること。部分保証制度は撤回すること。</p>	<p>県では、県単融資において100%保証制度を活用しております。中でも、震災後に創設した「中小企業東日本大震災復興資金」は、直接・間接の被災者を広く対象とし、特に長期・低利の条件を設定しており、県制度の過半を占めるほど多く利用されております。</p> <p>一方、そもそも信用保証制度は金融機関による融資の補完であり、金融機関にも貸し手の責務として一定のリスクを持たせることが前提とされています。特に、国では、金融機関が担保・保証に必要以上に依存せず、事業性や成長性を評価して融資を促進するよう求めています。したがって、災害など特別な場合を除き、一般的な信用保証については、部分保証制度の撤回は困難であると考えています。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	C 当面 は実現 できない もの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>14、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し、商店街を守る対策を強化すること。</p>	<p>床面積が6,000㎡を超える特定大規模集客施設の立地に関しては、都市構造に与える影響などを勘案し、広域的な見地から適地への誘導など、適正な制度運用に努めています。</p> <p>また、「まちづくり」の推進については、中心市街地活性化法における多様な主体による協議会活動に参画、助言するなど市町村、商工団体等との連携を進める他、中心市街地や商店街の活性化に向けての革新的な取組への助成などを通じて商店街を支援しています。</p> <p>小売商業調整特別措置法は、小売商業の事業活動の機会の適正な確保等を目的とし、中小小売業に関わる紛争解決のための措置を定めており、法に基づく調査の申し出があった場合には、適切に対応することとしています。</p>	商工労働 観光部	経営支 援課	A 提言 の趣旨 に沿って 措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>15、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。県としても全国的に先進的な取り組みとして評価されている消費者救済資金貸付制度に出資し拡充を図ること。</p>	<p>被害者救済については、県民生活センターにおいて消費者からの相談に対応しているほか、消費者110番などの特別相談会を実施し、相談機会の確保に努めるとともに、詐欺等の疑いがある相談の場合には警察にとりつぐ等の対応を行っています。</p> <p>また、多重債務問題に対しては、庁内関係部局や、岩手弁護士会、岩手県司法書士会などとの連絡会議を開催するほか、多重債務弁護士無料相談を県内各地で実施するなど関係機関との連携に努めています。</p> <p>県としては、市町村では対応が難しい専門的な相談への対応や、消費者被害の未然防止のための普及啓発事業などの実施を通じて、多重債務者対策の充実に努めており、消費者救済資金貸付の預託は考えていません。</p>	環境生活 部	県民く らしの安全 課	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 16、平泉の世界遺産登録と三陸復興国立公園、三陸ジオパークの認定を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。復興支援ツアーや震災教育旅行など沿岸県北の観光対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県では、平泉と橋野鉄鉱山の2つの世界遺産を情報発信の柱とし、三陸復興国立公園、三陸ジオパーク、三陸鉄道など、県北・沿岸地域の特色ある観光資源を組み合わせた旅行商品の造成を促進し、内陸から沿岸への観光周遊ルートの定着に取り組んでいます。 また、復興支援ツアーや震災(防災)学習を目的とした教育旅行・企業研修旅行を沿岸地域の観光振興の柱とするため、震災語り部活動への支援など受入態勢の整備を進めるとともに、各種情報発信などにより誘客促進に取り組んでいるところであり、今後においても、引き続き、これらの取組を強化していきます。</p>	商工労働 観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。 1、TPP大筋合意の内容とその具体的な影響について、全面的で徹底した情報公開を求めること。国会と国民レベルでの徹底した議論を行い、国会決議違反の実態を明らかにしていくこと。 大筋合意で決着がついたわけではありません。アメリカでもカナダでも反対の声が上がっており、TPP協定書作成作業からの撤退、調印中止を強く求めること。</p>	<p>TPP協定は、本県の基幹産業である農林水産業をはじめ、県民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。 そのため、県ではこれまで、国に対し、TPP協定の交渉にあたっては、十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くした上で慎重に判断するよう要請してきたところです。 今後、協定の発効には、参加国における国会承認手続きを経る必要がありますが、詳細な影響分析や具体的な対策などが明らかにされ、平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議も踏まえ、国会を中心に十分な国民的議論に付されるよう、引き続き政府に求めています。</p>	政策地域 部	政策推 進室	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。 2、市場任せの米政策を転換し、国の責任で米価の暴落を抑え、再生産可能な米政策の実現を 1)政府の責任で過剰米を買い上げ、半額に減らした米直接支払いの10a15000円の復活、全生産者を対象とした価格補てんを行うこと。</p>	<p>県では、国に対し、 ①米政策の見直しにあたっては、国の一定の関与を前提とした需給調整の仕組みにすること、 ②収入保険制度については、万全なセーフティネットを構築できるよう、地域の農業生産や経営状況を十分に踏まえた上で、より多くの農業者が加入できる制度設計を行うことなどを要望しており、国の検討状況等も踏まえ、引き続き、必要な要望を行っていきます。</p>	農林水産 部	農産園 芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、市場任せの米政策を転換し、国の責任で米価の暴落を抑え、再生産可能な米政策の実現を</p> <p>2)米価に「不足払い」制度を導入し、再生産可能な米価を保障するよう国に求めること。</p>	<p>県では、国に対し、①ナラシ対策については、補てん上限額の拡大や標準的収入額の設定方法の見直しなど再生産が可能となるような改善、②収入保険制度については、万全なセーフティネットを構築できるよう、地域の農業生産や経営状況を十分に踏まえた上で、より多くの農業者が加入できる制度設計を行うことなどを要望しており、国の検討状況等も踏まえ、引き続き、必要な要望を行っていきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、市場任せの米政策を転換し、国の責任で米価の暴落を抑え、再生産可能な米政策の実現を</p> <p>3)米の生産調整をやめるのではなく、水田における麦・大豆・飼料作物などの増産と一体に取り組むこと。転作条件を有利にし、増産に伴って輸入を抑制するなど、安定した販路と需要先を確保すること。</p>	<p>県では、国に対し、①米政策の見直しにあたっては、国の一定の関与を前提とした需給調整の仕組みにすること、②麦・大豆・飼料作物等へ安心して取り組むことができるよう、「水田活用の直接支払交付金」については、農業者の経営安定にもつなげるよう現行の交付水準を維持することなどを要望しており、引き続き、必要な要望を行っていきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、市場任せの米政策を転換し、国の責任で米価の暴落を抑え、再生産可能な米政策の実現を</p> <p>4)米の需給や流通を市場任せにせず、その安定に政府が責任を果たすこと。備蓄米100万トン以上を確保し、非常事態に備えること。輸入米の主食用米への流入を抑え、加工用も国産米で対応すること。</p>	<p>県では、国に対し、①米政策の見直しにあたっては、国の一定の関与を前提とした需給調整の仕組みにすること、②政府備蓄米の備蓄量を増やすなど、輸入増分を主食用米の市場から隔離することなどを要望しており、国の検討状況も踏まえ、引き続き、必要な要望を行っていきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、市場任せの米政策を転換し、国の責任で米価の暴落を抑え、再生産可能な米政策の実現を</p> <p>5)米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週4日以上をめざし日本型食生活の定着をめざすこと。県立病院はもとより民間の病院、ホテル・旅館、レストランなどで県産米の活用を進めること。</p>	<p>県では、平成26年10月から「食べよう！いわての美味しいお米」をキャッチフレーズに、県産米の消費拡大に向けた県民運動を展開しているところであり、27年度から、「日本一の美味しいお米の国づくり推進事業」において、米の消費拡大に結びつく商品開発等を目的としたモデル的な取組への支援や、お米の良さを啓発するシンポジウムの開催、テレビや雑誌媒体等を活用したごはん情報の発信等に取り組んでいます。学校での米飯給食は、平成26年度で週3.8回まで増加していますが、今後も栄養教諭等に対し利用促進を働きかけていきます。</p> <p>また、県産米を利用する県立病院等給食施設を対象とした「いわて地産地消給食実施事業所」や、ホテル・旅館、レストランなどを対象とした「いわての美味しいお米提供店」の認定など、これまで以上に県産米の消費拡大を推進していきます。</p>	農林水産部	県産米戦略室	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>1)多様な家族経営を維持・発展させ、農業を続けたいと願うすべての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。</p>	<p>本県農業・農村の維持・発展のためには、基幹となる担い手と小規模・兼業農家など、多様な志向をもった農家が共存する「いわて型集落営農」を確立することが重要であると認識しています。</p> <p>この考えのもと、引き続き、集落営農の組織化や法人化、経営管理能力の向上、農業機械・施設の整備等の支援を行っていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>2)地域農業を支えている大規模農家や生産組織を支援すること。</p>	<p>地域農業を支える大規模農家や生産組織については、生産基盤となる農地の集積や、機械・施設の導入による経営の規模拡大や効率化を支援しているところであり、今後も引き続き、農地中間管理事業などを活用しながら、経営発展を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>3)青年就農給付金事業は、農地集積をめざす「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学の施設整備と教育・研修の拡充を図ること。</p>	<p>青年就農給付金は、生活資金不足となるリスクを負いながら農業にチャレンジする新規就農者を対象としています。給付要件については、一部の要件が緩和されたところですが、必要に応じ、国に改善を要望していきます。</p> <p>新規就農者に対する支援について、県では、県内外における就農相談会の開催や、就農希望者に対する農大や先進農家での実践研修、農業改良普及センターによる就農後の生産技術・経営指導、経営開始時における施設整備等に対する助成など、発展段階に応じたきめ細やかな支援を実施しており、今後とも、引き続き、市町村等と連携しながら、新規就農者の確保育成に取り組んでいきます。</p> <p>県立農業大学校については、国の予算措置状況や県の財政状況なども踏まえながら、計画的に施設整備を進めるとともに、今後とも学生や就農希望者のニーズを踏まえ、カリキュラムや研修内容の充実に努めていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>4)株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。</p>	<p>株式会社の農地取得については、平成26年6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、リース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討し、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに併せて措置するとされているところです。</p> <p>県としては、農地中間管理機構を軸とする担い手への農地集積と集約化を推進していく上で、本県農業の発展に支障が生じることがないように、国の議論の動向を注視しながら、必要に応じて要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>4、農業予算を基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。</p>	<p>国では、TPP政策大綱実現に向けた施策として、農地の大区画化や畜産の収益性向上に向けた対策などを予算計上しており、県としても、国の予算を踏まえ、平成27年度2月補正予算及び平成28年度当初予算で対応しているところ。</p> <p>一方、総合的なTPP関連政策大綱においては、農林水産業の成長戦略や、国内産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、平成28年度秋を目途に具体的な内容を詰めるとされている。</p> <p>県としては、引き続き情報収集を行うとともに、農業者が安心して経営を継続できるよう、国の責任において、必要となる対策を十分に講ずるよう求めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>1)放射能汚染対策として、農産物の放射能汚染測定を徹底し「食品の安全」を確保すること。</p>	<p>県では、農作物への放射性物質の影響を防止するため「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」に基づく農作物の生産指導を行うとともに、しいたけホダ場の環境整備などに取り組んでいるところであり、今後こうした放射性物質の影響対策の取組を継続していきます。</p> <p>また、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき放射性物質濃度の「検査計画」を策定し県産農林水産物の検査を行い、安全性を確認、公表しており、今後も検査結果の公表による消費者への情報提供に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>2) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること</p>	<p>輸入食品については、国が「輸入食品監視指導計画」に基づき、検疫所に食品衛生監視員を配置し、原産国名を表示する必要がある加工食品等の監視指導及びモニタリング検査の体制を整備し、その安全性を担保しています。県では、「岩手県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内に流通する輸入食品の安全確保対策として、残留農薬や食品添加物などの検査を実施するとともに、監視指導や輸入事業者の自主衛生管理の支援等を行い、輸入食品の安全確保に努めているところです。</p> <p>また、食品表示については、県民が食品を選択するための重要な情報であることから、輸入食品や生鮮食品等に関する原産地等の点検・指導・収去検査等を実施し、適正な表示の普及・定着を推進します。</p> <p>なお、平成7年に製造年月日表示から期限表示に改正されていますが、この改正の趣旨は、食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食の安全を確保する上で品質保持が可能な期限の表示を行うことが消費者にとって有用であるとの判断によるものであることを御理解願います。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>3) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場の農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。米飯給食は当面週4回をめざすこと。</p>	<p>地産地消については、給食施設での県産食材の利用を促進していくため、栄養教諭等への県産食材の利用促進の働きかけ、県産食材を安定的に供給する仕組みづくりの支援を行うとともに、「いわて地産地消給食実施事業所」の認定に取り組んでいます。</p> <p>また、中食・外食事業者における県産食材の利用を拡大するため、「いわて地産地消弁当」の認証のほか、地域資源を活用した商品開発等に向け、食の専門家によるアドバイス等の支援を行っており、今後とも、安全・安心で魅力のあふれる県産農林水産物の情報発信、地産地消の推進等に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>4)口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。</p>	<p>口蹄疫対策については、侵入防止対策とともに、早期発見・通報による迅速な初動対応が重要であることから、家畜保健衛生所が行う農場巡回や、生産者が集まる機会を活用し、家畜の飼養者、獣医師、畜産関係者に対して注意を喚起しています。</p> <p>なお、家畜の飼養者には、迅速な防疫措置が可能となるよう、埋却予定地を確保するよう指導しており、自己で確保できない場合は、公有地の利用についても検討していきます。</p> <p>また、高病原性鳥インフルエンザ対策については、農場に対し、毎週の死亡羽数を家畜保健衛生所に報告するよう求めており、死亡羽数が通常の2倍以上となった場合は、家畜保健衛生所が死亡原因を確認しています。</p> <p>さらに、毎月、計画的にモニタリング検査を実施するとともに、万が一、県内で発生した際は、食の安全安心危機管理対応指針等により、全庁的に対応する体制が整備されており、毎年防疫演習等を実施して万々に備えています。</p> <p>なお、発生農場の処分畜や汚染物品については、国が全額を補償することとされています。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>5)米国産牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことに対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。</p>	<p>「国産牛肉のBSE検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる。」との食品安全委員会の評価は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行われてたものと認識しており、また、国内での発生リスクに対する国際的な評価・市場が混乱する恐れのない月齢区分、農業団体の意見や県民の科学的評価に対する理解等を総合的に勘案し、本県においても、全国の各自治体と足並みを揃えて、平成25年7月1日以降は、全頭検査を見直し、検査対象月齢を48カ月齢超としたところ です。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>6)鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>鳥獣被害については、全国的に200億円前後で被害金額が推移しており、国においては、平成27年度から新たに捕獲の強化を行い、平成28年度も予算が確保されることから、当初予算は増額となっています。</p> <p>県としては、この国庫事業を活用しながら市町村協議会等が行う有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵設置等の鳥獣被害防止対策を支援するとともに、侵入防止効果の高かつ省力的な電気さくを設置方法の技術実証や地域指導者等を育成するための研修会を開催するなど、鳥獣被害防止対策を強化していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、農協大合併を理由とした一方的な農家負債の整理は行わないよう指導すること。農家負債対策を強化すること。</p>	<p>農協が行っている農家負債の整理は、負債農家の再建が可能かどうか農協内部で十分な検討のうえ判断しているところですが、再建が困難であると判断された場合には、何度も面談を行うなど十分な理解と納得を得て行っており、一方的な負債整理は行っていないと聞いております。</p> <p>負債整理は、農家と農協双方の合意の下に進めることが重要であり、今後とも両者の話し合いにより行われるよう、また一方的な整理とならないよう指導していきます。</p> <p>また、農家負債対策については、農家の経営指導を充実するとともに、経営が不振な農家に対しては、経営改善計画を立てて継続的に指導を行うことが重要と考えており、必要に応じて農協など関係機関と連携を図りながら取組んでいきます。</p>	農林水産部	団体指導課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図ること。</p> <p>1)森林と林業の再生のため、緊急に被災した合板工場の再建を支援すること。森林整備、間伐の取り組みを抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取組むこと。</p>	<p>被災した合板工場の再建については、国の補助事業等を活用し、平成26年度までに復旧が完了しています。</p> <p>公共施設等への県産材利用については、平成26年2月に策定した「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」において、平成26年度から28年度までの木材利用の推進目標を21,000?と定め、県が率先して木材利用を進めるとともに、住宅等においても、既存の融資制度等活用した県産材利用を促進していきます。</p> <p>また、県では、平成25年9月に「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を策定するとともに、森林経営計画の作成を促進して施業の集約化を図り、国の補助事業を最大限活用した計画的な間伐等の森林整備に取り組んでいるところです。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図ること。</p> <p>2)「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、林業・木材産業を国の大切な産業として位置づけ、林業・木材産業の再生を図り、緑の環境を充実させ山村の活性化を図ること。</p>	<p>県では、平成28年2月にいわて県民計画第3期アクションプランを策定し、「豊富な森林資源を生かした全国屈指の木材産地等の形成」や「林産物の高付加価値化と販路の拡大」、「木質バイオマスエネルギーの利活用促進」等に取り組むこととしており、これらの取組を通じ、本県の林業・木材産業の振興や地域の活性化を図っていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図ること。</p> <p>3)現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。</p> <p>日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。</p>	<p>林道や作業道については、市町村や森林整備事業者の要望等に基づき計画的に整備しているほか、「市町村森林整備計画」で計画されている「路網整備等推進区域」において重点的に整備を進めています。</p> <p>旧緑資源幹線林道については、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、残区間の路線形及び幅員を見直し、県が整備しています。</p>	農林水産部	森林整備課、森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図ること。</p> <p>4)輸入材中心の加工・流通を改め、国産材を中心に木質バイオマスなどの利用を広げること。林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。</p>	<p>木質バイオマスエネルギーについて県では、木質バイオマスコーディネーターによる事業者等への技術指導や助言、普及啓発セミナーの開催、国の補助事業を活用した燃焼機器等の導入促進を進めるとともに、木質バイオマス燃料の安定供給体制の構築を図りながら、利用促進に取り組んでいきます。</p> <p>また、林業労働者の確保と技術の継承については、県の出捐団体である公益財団法人岩手県林業労働対策基金において、林業への新規就業者の確保や技術研修などを行っており、県としては、関係団体と連携し、本県における林業労働対策に継続して取り組みます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図ること。</p> <p>5)「緑の雇用事業」を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成・確保に取り組むこと。</p>	<p>国が平成15年度から実施している「緑の雇用事業」は、本県の新規林業就業者の約半数が利用するなど、これまで大きな成果を発揮してきたところです。県としては、実施団体を通じて「緑の雇用事業」による新規就業者の確保やキャリアアップ対策に取り組む、系統的な林業就業者の育成・確保に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図ること。</p> <p>6)国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めること。</p>	<p>林業事業体の育成については、国有林・民有林を含めた事業活動の中で、県が雇用の近代化や経営体質強化に意欲がある事業体を認定し、指導や支援に取り組むとともに、対策の強化を国に要望していきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>1)漁船の確保、養殖施設の再建整備を生かした取り組みを強化すること。魚市場を核とした流通・加工施設の一体的な再建整備に取り組むこと。</p>	<p>漁船や養殖施設については、漁業者の要望に基づいて復旧事業を実施した結果、震災後の生産体制において必要とされる数量が概ね確保された状況となり、今後は、整備した漁船や養殖施設を有効に活用し、一層の生産回復に取り組んでいきます。</p> <p>また、流通・加工関連施設の復旧・整備についても支援を継続し、今後も引き続き、産地魚市場を核とした漁業と流通・加工業の一体的な再生に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>2)ワカメ、アワビ、秋サケなどつくり育てる漁業の再建を図ること。サケふ化場、アワビ・ウニの種苗施設の再建整備を図ること。がんばる漁業・養殖復興支援事業について、フォローアップを行い必要な支援を強化すること。</p>	<p>これまでに、漁業協同組合等から要望のあったワカメ等養殖施設は復旧し、復旧予定としていたアワビ等種苗生産施設、サケふ化場施設整備は完了しています。</p> <p>平成27年度のワカメの生産量は1万5千トンで震災前の7割、アワビの種苗放流数は震災前を上回る890万個、サケ稚魚放流数は震災前と同水準の4億尾まで回復したところであり、今後も引き続き、つくり育てる漁業の再建に向けて取組んでいきます。</p> <p>また、がんばる漁業・養殖復興支援事業については、事業計画の策定段階から助言や指導等を行い、その導入を支援してきており、事業導入後においても、助言や指導を行っているところであり、今後も漁業者等の要望を踏まえながら必要な支援に取組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>3)被災したすべての漁港の早期復旧・整備に取組むこと。漁村集落の維持に取組むこと。</p>	<p>本県水産業は、生産の場としての漁港と生活の場である漁村が一体的な関係を保ちながら成り立っていることから、漁村の維持のためにも漁港の早期復旧・整備が重要と認識しています。このようなことから、本県では、水産業の復興やまちづくりの方向性と整合を図りつつ、漁協等関係団体や市町村と十分協議しながら全ての漁港について早期完成を目指し、漁村集落の維持が図られるよう取組んでいきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>4)漁業者の生活支援の強化を図ること。二重ローンの解消、緊急的な雇用の確保、生活資金への支援を強化すること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波で被害を受けた漁業者等の既往債務の負担軽減等を図ることを目的として、岩手県信用漁業協同組合連合会が創設した資金制度の無利子化を図るため、市町村と連携し利子補給を行うなど、漁業経営の早期安定化を図るための支援を継続して行っているところです。</p> <p>また、被災した漁業者の生活支援に関しては、生産を再開して収入を得られるまでの間の対策として、漁場等のガレキ等回収処理、定置網・養殖施設の復旧に際しての漁協による雇用、がんばる養殖復興支援の導入などを通じた支援に取組んだところですが、生産の再開が進んだことから、今後は、引き続き、生産の更なる回復や経営の安定化に向けた支援を中心に取組んでいきます。</p>	農林水産部	団体指導課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>5)被災した漁協への支援を強化し、漁業・水産業を核とした地域の振興を図ること。被災した漁協の再建へ施設とともに人件費の補助等を含む支援を強化すること。</p>	<p>被災した漁協への支援に関しては、漁協事務所の復旧・整備を支援するとともに、共同利用施設等の復旧・整備に際し、国の補助事業において県、市町村の嵩上げ補助により漁協の負担を軽減している他、補助事業等の事務処理について適切な助言・指導を行うなど人的支援にも努めているところ。</p> <p>今後も、引き続き水産業共同利用施設の復旧・整備を支援するとともに、漁協による地域再生営漁計画の実行支援を通じて、漁業者及び漁協の収益向上と経営の安定化を図られるよう取組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>6)サケの定置網漁の復旧とともに、サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。</p>	<p>定置網漁業については、漁協等の事業要望に基づき復旧整備を進め、震災時点で免許・許可されていた135ヶ統のうち、116ヶ統が操業を再開しています。</p> <p>サケ資源の利用に関しては、サケ資源が継続的な人工ふ化放流によって造成されたことや、県内だけではなく、関係する道県を含めた漁業調整が必要なことなどから、本県では、定置網とはえなわ漁業などに限って操業を認めています。また、定置漁業権の免許については、漁業法に基づく経営者免許漁業権として、適切に対応しているところです。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>7)凧型漁船漁業の復興・再生と具体的な振興策を講じること。</p>	<p>被災した漁船については、漁業者の要望に基づいて、その復旧整備を支援してきたところです。</p> <p>また、小型漁船漁業は、経営の規模が小さく収入が不安定なことから、減収補てんを受けられる国の経営安定対策事業の導入や、ケガニなどの資源管理の取組を支援する他、マダラなど資源状態の良い魚種の情報提供により魚種の転換を促すなどにより、経営の安定化を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>8)新規漁業就業者支援制度を国に求めるとともに、県としても漁業の担い手対策を強化すること。</p>	<p>国は、新規漁業就業者を確保するため、漁業就業情報の提供や就業フェア等の開催に加え、新規就業希望者の漁業現場における長期研修などの事業を継続実施しているところです。</p> <p>県としては、これらの国の事業を活用した新規漁業就業者の確保を支援するとともに、各漁協の地域再生営漁計画に掲げた担い手対策の取組支援や、市町村や関係団体と連携した新規就業者の受入体制の構築などに取組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>9)福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取組み、損害の全面賠償を実現すること。</p>	<p>福島第1原子力発電所事故への対応として、産地魚市場に水揚げされた水産物の放射性物質検査を毎週実施し、消費者への安全な県産水産物の提供に努めているところです。</p> <p>また、市町村や関係団体と連携して、消費者の不安の払拭を図るなど風評被害対策に取組むとともに、東京電力(株)に対し、漁業者等の損害賠償請求について早期かつ確実な賠償金の支払いを求めているところです。</p> <p>今後も引き続き、安全な県産水産物の提供や風評被害対策に取組み、消費者の信頼回復と県産水産物の販路の回復・拡大に取組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取組むこと。</p> <p>1)いじめ対策の基本として—目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取組むこと。</p>	<p>教職員と児童生徒、児童生徒同士及び教職員と保護者等が人間関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、学校が一丸となって、命の尊さについて子供たちに真剣に考えさせるとともに、いじめを見過ごすことなく、安全・安心な学校づくりに取組みます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取組むこと。</p> <p>①いじめへの対応を絶対に後回ししない、子どもの命最優先の原則・安全配慮義務を明確にすること。そのためいじめを認知できるように対策と研修を行うこと。</p>	<p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものと捉え、いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒の安全を確保し、その解決に向け、適切に対応するとともに、教員研修を充実させます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>②いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取組むこと。</p>	<p>いじめ及びいじめの疑いがあることが確認された場合、学級担任等が一人で抱え込むことなく、組織体制でその解決に当たります。</p> <p>また、家庭や教育委員会への連絡・相談を適切に行い、事案に応じ、関係機関と連携します。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>③子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。</p>	<p>全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人に育み、いじめを生まない学校風土づくりに取組めます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>④被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。</p>	<p>いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とした毅然とした態度で指導します。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>2)学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。</p> <p>⑤被害者・遺族の知る権利を尊重すること。</p>	<p>学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係について適時・適切な方法で報告します。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取組むこと。</p> <p>3)教育行政としては以下の課題に取組むこと。</p> <p>①教員の多忙化の解消、35人学級の実現、養護教諭・カウンセラーの増員、全ての学校でのいじめ問題の研修など、いじめの解決に取組む条件整備を進めること。</p>	<p>【多忙化の解消】 現在、教員が子どもと向き合える時間をより一層確保できるよう、職員団体とともに教職員の勤務負担軽減の協議を行っており、引き続き学校現場の状況を把握しながら、市町村教育委員会と連携し、勤務負担の軽減に努めています。</p> <p>【35人学級、養護教諭の増員】 生徒数の減少に伴う学級数の減少等により県全体の教職員定数は減少し、国からの加配定数も削減の傾向にあり、教職員の増員は難しいところではありますが、今後も国の標準法に基づきながら各学校の教職員定数を定めた上で、各学校の特色、現状等を勘案し、教職員の加配等を含め、適切な教職員配置に努めています。</p> <p>また、県内の小中学校35人以下学級については、これまで小学校では小学1年生から小学校4年生まで、中学校では中学1年生を対象に実施してきたところです。平成28度はこれに加えて、思春期に安定した学校生活を送れるよう中学2年生にまで拡充して実施することとしています。これらは、国からの加配定数を活用しているもので、今後の他学年への拡充については、国の動向を注視しながら検討していきます。</p> <p>学級編制については、国が制度化し、適切に進めることが安定した教育成果につながることから、今後も国に対して要望していきます。養護教諭についても市町村からの要望に基づき、学校規模、状況等を総合的に判断し、いくつかの学校に複数配置しているところです。</p> <p>【スクールカウンセラー】 スクールカウンセラー配置校の拡充に努めています。</p> <p>【いじめ問題の研修】 各教育事務所単位でいじめの問題に関わる教員研修を実施し、研修を受けた教職員が中心となって校内研修会を行うとともに、総合教育センターにおいていじめ問題に対する研修を充実する等により、いじめ問題に対応する教職員の資質を向上します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室、教職員課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取組むこと。</p> <p>3)教育行政としては以下の課題に取組むこと。</p> <p>②教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。</p>	<p>平成20年度から実施している新昇給制度においては、学校が教職員相互の協働や連携による取組によって成り立つ職場であることを踏まえ、教職員個々の取組のほか、他の教職員との協働や連携による取組についても重視すべきものとしています。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>2、被災地の学校への教職員の増員・加配、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を行い、被災児童・教職員への「心のケア」の取組を強化すること。内陸部等に転入した被災児童に対しても行き届いた対応を行うこと。</p>	<p>【教職員の増員・加配】</p> <p>現在、東日本大震災津波復興支援のための教職員の加配について、文部科学省に対して、学校の実状や要望を踏まえ、県立学校では47人(高等学校34人、特別支援学校13人)を、小中学校では200人を要望しているところで</p> <p>【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー】</p> <p>被災地の学校へスクールカウンセラーの配置及び巡回型カウンセラーの訪問を行うとともに、被災地の教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、心のケアに取り組めます。また内陸部に転入した被災児童生徒についてもきめ細かな対応をしていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室、教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>3、県立高田高校のグラウンドの早期整備を図ること。被災した小中学校等の早期の再建整備を進めること。必要な仮設グラウンド等の整備を行うこと。</p>	<p>【県立高田高校グラウンドの早期整備】 平成27年2月に仮設グラウンドが整備され、平成27年度からは自校新校舎・仮設グラウンドで授業が再開されたところです。 グラウンド本整備については、陸前高田市の土地区画整理事業等との関係から平成30年度以降となる見込みですが、平成28年度においては仮設グラウンド拡張整備工事を予定しており、今後も授業に支障が生ずることのないよう可能な限りの早期整備に向け努めていきます。</p> <p>【小中学校等の早期の再建整備】 公立小中学校の再建整備については、山田町の船越小学校(H26.4完成)に続き、平成28年3月に岩泉町の小本小学校、中学校の校舎が完成し4月から新校舎で授業を再開する予定となっているほか、復旧整備中の小・中学校11校のうち10校が、平成28年度の完成を目指し工事を進めています。 校庭に仮設住宅等が建設されている小中学校においては、仮設グラウンド等を整備するほか、校地内の空きスペースの活用や他校・他施設のグラウンドの利用など、学校の状況に応じて対応しています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>4、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。</p>	<p>県立学校については、財政事情が厳しい中で耐震化事業の予算を確保し、平成28年度には、1校の耐震改築工事が完成予定であり、さらに1校の耐震改築工事の設計に着手する予定となっており、今後も今までと同様に継続して計画的な耐震化に努めていきます。</p> <p>県産材を活用した木造校舎棟等の建築については、県の「木材利用促進計画」に基づき、平成26年度の特別教室棟等の2棟の木造施設建築の実績や平成27年度から2カ年計画で改築している木造校舎1棟が平成28年度に完成予定となっています。また、鉄筋コンクリート造においても内装仕上げ材として、床・壁・天井などに積極的に県産材を活用しており、今後においても県産材の利用促進に努めていきます。</p> <p>建設工事に当たっては、シックスクール対策として、その要因の一つとされるホルムアルデヒドの拡散が少ない材料を原則として使用することや、法に定める「VOC測定」を実施し、基準値内であることの確認をもって引渡しを受けてきたところです。「TVOC測定」実施の必要性についても今後検討していく必要があると考えています。また、生徒が被害を受けた場合の対応についても、医療の確保や教育環境の改善に向け努めていきます。</p> <p>公立の小中学校は、今後統廃合等を予定している校舎以外の耐震化については、平成29年度までに、ほとんどの校舎の改修工事が行われる予定です。引き続き、国に対して、耐震化に係る助成制度の継続について要望していきます。</p> <p>また、学校施設に起因して体調不良となる児童生徒が出現することがないように、室内空気汚染対策を徹底するよう、引き続き各市町村に要請していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教育企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>5、「全国学力テスト」は中止し、抽出調査についても押し付けないこと。「学力テスト結果」の公表は行わないようにすること。教育に市場原理を導入する目標管理型学校経営や県版学力テストの点数を目標とするやり方は見直すこと。</p>	<p>全国学力・学習状況調査は、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握分析することにより、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるものです。このことを踏まえ、本調査への参加及び公表については、学校の設置者が判断しています。文部科学省では、平成26年度より市町村教育委員会の判断に基づき、学校名を明らかにした公表を可能にしましたが、その際、教育上の効果や影響等に考慮しながら、序列化や過度な競争が生じないようにする等配慮すべき点について示しています。本県では、平成26年度及び平成27年度調査で学校名を明らかにした市町村はありません。</p> <p>県内の各小中学校では、目標達成型の学校経営への転換を目指し、児童生徒の実態や地域の状況を踏まえ、具体的な目標を設定した取組を進めています。目標の設定や検証については、数値目標のみに偏ることなく、目標達成に向けた具体的な取組過程を重視するものです。</p> <p>岩手県学習定着度状況調査についても、平均正答率の高低のみに注目するのではなく、正答数の分布状況や課題の見られる問題に着目する等、各小中学校において、児童生徒の学習状況をよりの確に把握するよう努めており、分析結果から各校において必要な指導を工夫し実施するなど、一人一人の学力を保障する取組を進めています。</p>	教育委員会事務局	教育委員会事務局	D 実現が極めて困難なもの
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>6、国・文科省に35人学級の実施を強く求めるとともに、県独自にも35人学級を当面小学校全学年に拡充し、さらに中学校でも全学年への拡充をめざすこと。</p>	<p>生徒数の減少に伴う学級数の減少等により県全体の教職員定数は減少し、国からの加配定数も削減の傾向にあり、教職員の増員は難しいところではありますが、今後も国の標準法に基づきながら各学校の教職員定数を定めた上で、各学校の特色、現状等を勘案し、教職員の加配等を含め、適切な教職員配置に努めていきます。</p> <p>また、県内の小中学校35人以下学級については、これまで小学校では小学校1年生から小学4年生まで、中学校では中学1年生を対象に実施してきたところです。平成28年度はこれに加えて、思春期に安定した学校生活が送れるよう中学2年生にまで拡充して実施することとしています。これらは、国からの加配定数を活用しているもので、今後の他学年への拡充については、国の動向を注視しながら検討していきます。</p> <p>学級編制については、国が制度化し、適切に進めることが安定した教育成果につながることから、今後も国に対して要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>7、小中学校の統廃合計画については、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の3点を基本原則にして取組むこと。住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。小中一貫校は全国で問題が出ており、進めないこと。</p>	<p>【小中統廃合】 小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育む上で必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要と考えており、被災地の学校においても、設置者である市町村が策定する復興計画等に基づき、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。</p> <p>【小中一貫教育】 子どもたちの成長にあわせて教育活動を9年間で体系的に展開していく小中一貫教育に関する取組は、全国的にも注目され、各自治体が主体的に進めている現状があります。県教育委員会としては、柔軟な教育課程編成の一つとして捉えており、平成28年4月には小中一貫教育が法制化されることを踏まえ、全国の状況を注視しながら、市町村教育委員会や学校を支援しているところです。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	S その他
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>8、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。</p> <p>1) 特別支援学校の生徒急増に対応し、緊急課題として教室不足の解消に取組むこと。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。都南支援学校の跡地への新たな特別支援学校の整備を急ぐこと。国に対し特別支援学校の設置基準を決め、計画的に整備に取組むよう求めること。男女共用トイレは直ちに解消すること。</p>	<p>県教育委員会では、特別支援学校での教室不足の解消に向け、地元市町村などからの要望も踏まえ計画的に特別支援学校・分教室の整備を進めています。</p> <p>具体的には、平成28年4月に二戸地域で盛岡みたけ支援学校高等部分教室を開室するほか、平成29年度に北上市での花巻清風支援学校小・中学部分教室を設置するため、平成28年度当初予算に整備経費を措置したところです。</p> <p>また、移転後の盛岡となん支援学校の校舎については、知的障がいを対象とした新たな特別支援学校として活用する方向で今後具体的な整備を検討していくほか、釜石祥雲支援学校の整備など課題解消に向けた検討を進めるとともに、国に対して特別支援教育に関する諸条件の整備等についても要望していきます。</p> <p>なお、男女共用トイレについては改修を完了していますが、今後も必要に応じ改修に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>8、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。</p> <p>2)子どもたちの障がいの複雑化に対応し、軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。</p>	<p>発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実を図るため、平成27年度は、全市町村において幼稚園、小学校、中学校に545人(前年比10人増)の特別支援教育支援員が配置され、その財源となる国の地方財政措置額も拡充されるなどの充実が図られているところです。また、県教育委員会においても平成27年度は高等学校へ32人の特別支援教育支援員の配置を行っていますが、今後も、研修などを通じ市町村を含めた特別支援教育支援員の専門性の向上などに努めていきます。</p> <p>小中学校においては、特別支援学級を設置している学校で、多人数、重度障がい等、指導困難が予想される学校に特別支援教育支援非常勤講師を配置していますが、現在は特別支援学級への配置に限定しており、国庫負担の関係もあり、通常学級において支援を行う加配まで拡充することは難しい状況です。</p> <p>全国都道府県教育委員長協議会、全国都道府県教育長協議会では、特別支援教育の振興について、特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置をさらに拡充することを国に対して要望しています。県としても、引き続き国の動向を注視するとともに、必要な加配定数について、国に要望していきます。</p> <p>なお、待遇改善については、国の地方財政措置の状況から非常勤職員としての採用とならざるを得ない状況ですが、県教育委員会では特別支援教育支援員研修会の開催や配置校担当者を集めての情報交換会を開催し、特別支援教育支援員の資質の向上などに向け取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室、教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>8、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。</p> <p>3)「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型をめざし拡充すること。</p>	<p>県教育委員会では、「共に学び、共に育つ」というインクルーシブ教育システム構築に向けて、障がいのある児童生徒も自分の住んでいる地域で学ぶことができるように、二戸市(H20小学部、H25中学部)、遠野市(H19小学部、H24中学部)、一関市千厩町(H19小学部、H21中学部)に特別支援学校の分教室を設置しています。併せて、盛岡地区以外の特別支援学校では、例えば、知的障がいのある児童生徒と肢体不自由の児童生徒に対応するなど、複数の障がい種を受け入れ、地域で学ぶことができるようにしています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>9、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。</p>	<p>併設型中高一貫教育の導入については、検討委員会を設置し、その在り方を検討し、設置の方向を示した上で、各地域への説明会を行いながら、十分に時間をかけて進めてきたものです。</p> <p>一関第一高等学校附属中学校は、平成27年3月に初年度の入学した生徒が高等学校を卒業し、平成28年4月に8年目を迎えます。生徒の学習や進学状況、同校が目指す教育の進捗状況等、導入の成果と課題を検証し、その方向性について継続的に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>10、県立高校の再編・統廃合計画については、生徒の学習権を保障し、地域と結びついた高校を守る立場から、地域住民の声を踏まえ策定すること。県立高校でも少人数学級を実施すること。県立高校再編計画案については、地域と生徒、教育関係者の理解と合意が得られるよう、丁寧に議論を進めること。</p>	<p>平成27年12月の「新たな県立高等学校再編計画(案)」では、地域の高校の存続も求める多くの意見に配慮し、前期計画においては、学級減を中心とした学級数調整とし、できる限り現在の高校を存続させる内容としています。県民の皆さまからの意見聴取に当たっては、同再編計画案の公表までに延べ1,000人超の参加で50回超、公表後も延べ900人弱の参加で約30回に渡り、県内各地で説明、意見交換の場を設け、丁寧に議論を進めています。一方、少人数学級の導入については、現在行われている復興加配の今後の見通し等、国の教員定数の改善の状況も見極める必要があります。同再編計画案においては、1学級定員を40人としていますが、引き続き国への要望を行う等、少人数学級の導入に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>11、県立高校の入試制度の改善にあたっては、生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。</p>	<p>【高校入試制度】</p> <p>高校入試は学校教育法施行規則の定めにより実施しており、生徒が志願先高等学校においてその資質や能力を十分発揮し、有意義な高校生活を送ることができるか判断しているものです。</p> <p>実施にあたっては、選抜方法を公開し、学力検査等の得点を口頭開示するなど、透明性と公平性の確保に努めています。</p> <p>【通学区域】</p> <p>平成26年度に県立高等学校教育の在り方検討委員会から、「今後の県立高等学校の在り方について」の報告をいただいております。その中で、学区の在り方については、今後高校の統合がおこなわれた場合には、より広域的な地域単位での学校配置も視野に入れつつ、学区の見直しについて必要に応じて検討を進めていくことが求められるとの提言をいただいたところです。この提言も踏まえつつ、平成27年度に策定予定である「新たな県立高等学校再編計画」に基づく統合の状況等も見据えた検討が、今後必要になるものと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>12、高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率の向上に努めること。違法な内定取り消しについては、毅然と対応し企業名の公表を行うこと。3年以内の離職率(47.6%)の改善をめざし、実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育にあたっては、憲法、労働法に基づく基本的な権利を盛り込むこと。</p>	<p>各振興局に配置の就職支援員や岩手労働局等の関係機関と連携し、高校生の安定した雇用の確保と県内就職率の向上及び早期離職の防止に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、生徒の発達段階に応じて「総合生活力」・「人生設計力」を育成し、生徒が自己の在り方・生き方を考え主体的に進路選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育全体で計画的かつ組織的に育むなど、キャリア教育の一層の推進に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>13、教員の増員と少人数学級の拡充、事務作業の抜本的な改善で「多忙化」を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されるようにすること。過労死ラインを超える超過勤務は直ちに解消するよう徹底すること。司書教諭を専任で配置すること。恣意的な「教員評価」「不適格教員」制度や「教員給与の格差付け」は見直すこと。パワーハラスメント防止対策を強化すること。</p>	<p>【多忙化解消】 これまでも学校行事の見直しや、会議、照会等の精選などの取組を実施してきましたが、現在、教員が子どもと向き合える時間をより一層確保できるよう、職員団体とともに教職員の勤務負担の軽減に向け、具体の協議を行っているところです。引き続き、学校現場の状況を把握しながら、市町村教育委員会とも連携し、勤務負担の軽減に努めていきます。</p> <p>【教員評価見直し】 平成20年度から実施している新昇給制度においては、複数の上司による二段階の確認を行い、二者の協議により上位区分候補者を決定している他、確認結果に対する相談窓口を設置するなどし、上位区分決定の判断の公正・客観性の確保に努めています。</p> <p>【教員の増員、少人数学級、司書教諭】 生徒数の減少に伴う学級数の減少等により県全体の教職員定数は減少し、国からの加配定数も削減の傾向にあり、教職員の増員は難しいところではありますが、今後も国の標準法に基づきながら各学校の教職員定数を定め、各学校の特色、現状等を勘案し、教職員の加配等を含め、適切な教職員配置に努めていきます。</p> <p>また、県内の小中学校35人以下学級については、これまで小学校では小学1年生から小学4年生まで、中学校では中学1年生を対象に実施してきたところです。平成28年度はこれに加えて、思春期に安定した学校生活を送れるよう中学2年生にまで拡充して実施することとしています。これらは、国からの加配定数を活用しているもので、今後の他学年への拡充については、国の動向を注視しながら検討していきます。</p> <p>学級編制については、国が制度化し、適切に進めることが安定した教育成果につながることから、今後も国に対して要望していきます。</p> <p>専任司書教諭については、小学校27学級以上、中学校で22学級以上の学校に配置することとしており、今年度は小学校6校、中学校3校の計9校に配置しているところです。専任司書教諭の配置の拡大については、限られた教職員定数の中では難しい状況にあること、新たな財政負担が生じることも踏まえ、配置校での成果を検証し、校長の意向や専任司書教諭を希望す</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
	<p>る教員の状況を把握しつつ検討していきます。</p> <p>【指導に課題を有する教員】 教育公務員特例法に基づく「指導が不適切な教諭等」の認定制度の実施に当たっては、市町村立小中学校の教員については所管市町村教育委員会や教育事務所の職員、県立学校の教員については、県立総合教育センター職員が評価を行う他、医師、弁護士、学識経験者等で構成する判定委員会を開催し、当該意見を踏まえて認定を行うことにより、客観性を確保しながら、指導能力の改善のために計画的な取組を行っています。</p> <p>【パワーハラスメント防止対策】 岩手県教職員コンプライアンスマニュアルにおいて、行動指針の項目を設け、ハラスメント防止のための取組の必要性・定義、具体例や行為類型、職員一人ひとりに求められる取組、相談窓口等について示しているところです。 ハラスメントに対する認識を組織内で共有することがその防止につながることから、各職場におけるコンプライアンスの取組の機会を利用した注意喚起や指導、管理職研修等において、意識啓発が図られるよう、引き続き取組みます。</p>			

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>14、教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止を求めること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。</p>	<p>【教員採用、管理職昇任制度の改善】</p> <p>教員採用試験においては、一次試験の成績を受験者全員に通知し、二次試験においても成績のランクを通知しています。また、答案等と協議資料との突合、抽出点検も実施するなど、公正な試験の実施のために工夫改善を行ってきています。</p> <p>管理職昇任においては、自薦制を導入し、教育に関する優れた理念や識見を有し、リーダーシップを発揮して組織的・機能的な学校運営を行うことができる人材の登用ができるよう改善してきているところです。今後ともより公正で透明化された採用と昇任が行われるよう工夫改善に努めます。</p> <p>教員免許更新制については、文部科学省で設置した「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」で議論され、その改善について報告がなされたところです。県としては、国における改正がなされた場合の制度を円滑に運用するよう努めるとともに、必要に応じ国に対して制度の改善を要望していきます。</p> <p>また、外国人講師による英語教育に当たっては、外国青年招致事業及び外国語教育推進事業により、希望するすべての県立学校に外国人指導助手を配置しています。</p> <p>なお、外国青年招致事業はJETプログラムによる配置、外国語教育推進事業は業務委託による配置を行っており、直接雇用による全校配置を確保することは難しい状況にあります。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>15、通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。</p>	<p>平成24年度の通学路緊急合同点検を機に、通学路の点検を行い安全対策の総点検を行っています。また、通学路の安全対策の継続的な取組のための推進体制の構築や基本的方針の策定を促進するために、各市町村に対して通学路安全プログラムの策定を働きかけています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>16、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること。</p>	<p>教科書採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律などに基づいて実施されています。県教育委員会では、教科書採択を行う各市町村教育委員会や各採択地区協議会において、歴史及び公民の教科書を含む教科書の採択が公正かつ適切に行われるよう指導しています。</p> <p>また、教育活動における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、「決意も新たに新しい生活への希望や意欲をもてるような動機付け」、「学校、社会、国家などへの所属感を深めるとともに、厳かな機会を通して集団の場における規律、気品のある態度を育て、公共の精神を養う」趣旨から、学習指導要領では「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されているところです。県教育委員会では、各学校において学習指導要領の趣旨に沿って措置するよう各市町村教育委員会に指導しています。</p> <p>性教育への政治介入についての事実は、把握していません。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>17、教師の体罰は生徒の人権を侵害する暴力であり、徹底して根絶すること。パワハラやセクハラ・不祥事を根絶する具体的対策を講じるとともに、「憲法」と「子どもの権利条約」の精神と内容を教職員にも徹底すること。</p>	<p>教員による児童生徒への体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントの禁止など、これまでも不祥事の発生防止や法令遵守の徹底に取り組んでいるところですが、今後も各職場におけるコンプライアンスの職場研修や体罰防止のための研修など様々な会議・研修などあらゆる機会を捉え、教職員の服務規律と倫理観の向上、徹底に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>18、給付制の奨学金を創設し、これまでの奨学金制度も無利子とするなどの改善を国に求め、県としても拡充をはかること。低所得者世帯に対する就学援助を改善・拡充し、高校授業料無償化への所得制限の導入に反対し、県立高校の授業料無償化については、すべての高校生を対象とすること。</p>	<p>【奨学金】 高校生等への給付制の奨学金については、市町村民税所得割非課税世帯等の高校生等の授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、平成26年度の入学生から高校生等奨学給付金を支給しています。 なお、公益財団法人岩手育英奨学会が実施している高校生等を対象とした奨学金は全て無利子です。 大学生等に対する奨学金事業は、国が担っており、県としては、高校卒業後の教育の機会均等を図る上からも、学生への経済的支援は重要であると考えており、繰り返し、給付型の奨学金の創設など、国が行う奨学金事業が充実したものとなるよう要望しています。</p> <p>【就学援助】 就学援助事業については、生活保護法第6条に規定する要保護者を除き、市町村の単独事業として、地域の実情に応じて市町村の判断で実施され、財源については地方財政措置されているところです。 引き続き、国に対し、市町村において必要な援助を実施できるよう、十分な財源措置を講じるよう必要な要望を行うとともに、市町村に対し、就学援助の適切な運用及びその趣旨の徹底が図られるよう、指導助言していきます。</p> <p>【授業料無償化】 高等学校等就学支援金制度については、本年度においても国に対して所得基準等の制度見直しについて要望を行っているところです。 今後とも、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう努めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教育企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>19、学校給食の食材の放射線量の検査を徹底し、食品の安全を確保すること。中学校までの学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)の実態と問題点を把握し改善を図ること。</p>	<p>県では、「県産食材等の安全確保方針」に基づき、県内で生産(収穫・漁獲)される農林水産物の主な品目について、主要産地を対象にモニタリング等を実施しているところであり、今後もこれらの取組により、学校給食の安全性の確保に努めています。</p> <p>自校で学校給食を調理している11の県立学校全てにおいては、測定機器を整備し、流通の場を通じない地場産物などの食材及び提供後の給食について、放射性物質濃度測定を実施し、より一層の安全安心の確保に努めているところではあります。</p> <p>また、学校給食については、義務教育諸学校の設置者において実施するよう努めることとされているところではあります。</p> <p>今後も、学校給食の意義を踏まえ、児童生徒の実態や地域の実情に応じた望ましい学校給食のあり方等について検討していただくよう働きかけていきます。なお、ランチボックス(仕出し弁当給食)については、設置者において、実施状況等を踏まえながら、検討されるものと考えており、必要に応じて支援してまいります。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課	B 実現に努力しているもの
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>20、私学助成を拡充し、私立高校の私学就学支援金については実質無料化をめざすこと。これまでの授業料減免の財源を復元し全国並みに拡充すること。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>私立高校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により修学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等に対して負担軽減措置を講じています。</p> <p>また、平成26年度に就学支援金加算金の増額が図られ、平成27年度には授業料以外の学費への支援策である奨学のための給付金の増額が図られ、平成28年度にはこの給付金のさらなる増額が見込まれているなど、支援策の充実が図られてきています。</p> <p>県としては、これらの制度と併せて実質的な教育費負担の軽減に向け、引き続き支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について、要望してまいります。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>21、岩手国体に向けて、官民の協力体制を強化し、大震災津波の復興と両立するように取組むこと。インターハイ参加者などへの派遣費への補助は廃止せず、競技力向上とスポーツ振興に取組むこと。埋蔵文化財調査の補助金廃止も行わないこと。</p>	<p>希望郷いわて国体は、東日本大震災津波からの復興に全力で取組んでいる中での開催であり、県民の皆様、企業、団体、市町村等と力を合わせて、「復興のシンボル」として、震災を乗り越え、新たな岩手を創り上げる大きな力となるよう、今後とも大会の成功に向け、オール岩手で全力で取組んでいきます。</p>	国体・障がい者スポーツ大会局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>【岩手国体に向けて】 大会成功に向けて、県民、企業、団体等との協働を基本に、復興と両立を優先しながら「オール岩手」で取組んでいくこととしています。</p> <p>【インターハイ派遣費補助】 本県中学生及び高校生の競技力向上とスポーツ振興のために、今後も全国中学校体育大会及びインターハイ派遣費の補助は継続していくこととしています。</p> <p>【埋蔵文化財調査に係る補助金】 埋蔵文化財の発掘調査経費は、原則として開発の原因者が負担することとなっていますが、個人住宅建設に係る発掘調査経費は、国庫補助制度により、個人負担を求めています。また、現行の県費嵩上げ補助についても、今後も継続することとしています。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課、生涯学習文化課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。被災地の児童・教職員・学校への支援の強化を。憲法と子どもの権利条約を生かして</p> <p>22、18歳選挙権に向けて、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であることから、小中学校社会科、高校公民科の授業や選挙管理委員会と連携して実施する模擬投票の機会などを通して、児童生徒の発達段階に応じ、計画的かつ継続的に指導の充実に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>1)大規模な津波から住民のいのちを守る基本は、速やかな避難です。小中学校の防災教育を徹底するとともに、住民レベルの防災教育と集落ごとの防災訓練・避難訓練を抜本的に強化すること。避難道路・避難施設を総点検し、整備すること。</p>	<p>東日本大震災のような大規模な災害に対しては、防潮堤整備等のハード面の対策のみでは対応できないことが検証されています。県では、自らが災害から身を守る「自助」を基本として、総合防災訓練への地域住民の参加を促進するとともに、岩手県地域防災サポーターを派遣し、地域の自主防災組織が行う防災対策・避難訓練などの取組を支援しています。</p> <p>また、防災教育教材を作成し、県内の小中学校に配付するとともに、教材活用を促進するため、教員を対象とした研修会を教育委員会等と連携して開催するなど、防災教育の推進に取り組んでいます。</p> <p>災害対策基本法に基づく指定避難所や避難道路については、県地域防災計画に市町村が地域の実情に応じて整備するよう定めているところであり、整備に当たっては、市町村の復興計画等と併せて整備されていくことが望ましいと考えています。</p> <p>なお、県としては、避難環境の整備等に対する国の財政支援について、引き続き要望していきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
	<p>「岩手県教育委員会経営計画」において、「いわての復興教育」を重点として位置付け、防災教育を推進しています。「いわての復興教育」プログラム【改訂版】では、「いきる」「かかわる」「そなえる」の3つの教育的価値と具体の21項目を示しており、各学校ではプログラムに基づき、「いわての復興教育」副読本や「防災教育教材」(DVD)を活用し、家庭・地域との連携も図りながら防災教育に取り組んでいます。</p> <p>平成28年度も、各学校での防災教育の充実を図るため、「岩手県防災教育研修会」、「復興教育研修会」、「防災教育に係る学校訪問」、「いわての防災スクール」実践校及び「いわての復興教育スクール」実践校の指定等を行う予定です。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>2)大震災津波の検証を踏まえ、行政と岩手大学、県立大学等の連携で「防災講座」「防災講演会」を開催し、防災担当者の教育と養成、職員と県民の防災意識の高揚を図ること。</p>	<p>県では、岩手大学の協力により、小・中学校の授業で活用可能な防災教育教材を作成するとともに、防災教育教材の活用を促進するため、教員を対象とした研修会に講師として参画いただき、防災教育の推進に連携して取り組んでいるところです。</p> <p>また、県は、岩手大学が設立した「岩手県地域防災ネットワーク協議会」に構成員として参画し、「防災・危機管理エキスパート講座」の開設に共同で取り組むことを通じて、市町村等関係機関担当者の防災意識の高揚や、能力の向上を図っているところです。</p> <p>今後も大学等と連携し、防災意識の高揚や能力向上の取組を行っていきます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>3)避難施設となっている小・中・高の校舎・体育館、公民館などの耐震診断と耐震改築・改修を図り、自家発電設備と暖房設備、洋式トイレ等を整備すること。情報設備と必要な人員の配置、食糧備蓄対策を講じること。</p>	<p>県では、市町村との連絡手段を確保するため、衛星携帯電話が未配備となっていた市町村に対し無償貸与を行う等、災害時における通信手段の確保に努めているところです。</p> <p>食料備蓄対策については、県及び市町村、県民並びに事業所それぞれにおける食料、生活必需品等の備蓄について、県地域防災計画に定めているほか、県では、市町村等の備蓄で不足する分を補完するため、県災害備蓄指針に基づき、県広域防災拠点施設への食料等の備蓄を計画的に進めています。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>【耐震化・施設整備】</p> <p>県立学校については、現在避難所として指定されている校舎、体育館については、耐震化を完了しています。</p> <p>また、防災機能強化に向け平成23年度に全ての県立学校に可搬型の発電機を配備したほか、平成25年度から平成27年度にかけて計画的に避難所指定となっている沿岸部の高校を重点に太陽光発電設備の導入を合計で12校を対象に実施したところです。</p> <p>県立学校における暖房設備については、学校の保有状況等を確認しながら、必要に応じ対応していきます。洋式トイレの整備については、県立学校の全てに整備されていますが、洋式トイレの整備率は県立学校全体で37.5%となっており、今後も学校要望を踏まえ必要に応じ随時対応していきます。</p> <p>公立小中学校の避難施設としての防災機能の強化については、各市町村の地域防災計画の中で、実情に応じた計画的に整備が図られるよう働きかけていきます。</p> <p>公民館については、県内すべての公民館の耐震診断や耐震化工事の実施状況等について調査を行い、その把握に努めるとともに、必要に応じて指導助言を行っています。</p> <p>【備蓄対策】</p> <p>避難場所の指定、物資の備蓄はそれぞれの市町村が地域防災計画に定め運用しているものであり、市町村と調整する必要があるものと考えています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室、生涯学習文化課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>4)地震対策の緊急課題として、住宅の耐震改修を積極的に推進すること。</p>	<p>市町村や関係団体との連携のもと、木造住宅耐震改修支援事業を実施するとともに、戸別訪問や説明会、小中学生等を対象とした耐震授業などの普及啓発の取組を通じて、住宅の耐震改修を促進しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>5)要援護高齢者や1人暮らし高齢者など災害弱者の実態と情報を共有し、避難計画の策定など具体的な対策を講じること。避難の警報システムを整備すること。全国的な同時多発型の地震への対応も検討すること。</p>	<p>住民への迅速かつ確実な災害情報の伝達については、各市町村において、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話による緊急速報メールやインターネット、ソーシャルネットワークサービスなど多様な伝達手段の整備・活用に取組んでいるところです。</p> <p>また、今年度整備している新たな災害情報システムでは、市町村が発令する避難勧告など、災害時に県民が必要とする情報を、Lアラート(公共情報コモンズ)を通じて、テレビ等で迅速かつ的確に伝達できるよう取組を進めているところです。</p> <p>さらに、全国的な同時多発型の地震への対応については、岩手県災害時受援応援計画を策定し、大規模かつ広域的な災害に対応できる体制の整備等に取組んできたところであり、今後も、災害対応力の強化に取り組んでいきます。</p>	<p>総務部</p>	<p>総合防災室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためには、要支援者の実態を把握し、支援に携わる関係者が情報共有することが重要であることから、県としては市町村に対し、災害対策基本法で作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」の作成、併せて個別計画の策定や福祉避難所の事前指定等、災害に備えた事前の対策がなされるよう、研修会や会議の場等を通じて働きかけているところです。</p> <p>また、要支援者情報を掲載した「福祉マップ」づくりなど、地域の避難行動支援に係る共助力の向上のための取組を働きかけています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>6) 自主防災組織の組織化と実践的な訓練など活動への支援を強化すること。</p>	<p>自主防災組織の組織化と活動への支援については、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会や、連絡会議を開催するとともに、岩手県地域防災サポーターを地域等へ派遣し、研修会や訓練等の取組を支援するなど、市町村と連携して取り組んでいます。</p> <p>また、平成28年度は、大学教授等を地域に派遣して講演会を開催するなど、自主防災組織活動活性化への支援を強化することとしています。</p> <p>今後も市町村と連携しながら、地域の実情に応じた自主防災組織の組織化や、研修会、訓練など活動の活性化のための支援を行っていきます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2、集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること。</p> <p>1) 市町村の復興計画を基本にしつつ、集落の高台移転や土地のかさ上げなどまちづくりに当たっては、徹底した地域住民の協議と合意に基づいて、コミュニティの維持を基本に進めること。浸水した土地については被災前の価格で買い上げるようにすること。</p>	<p>第2期復興実施計画では「暮らし」と「なりわい」を支える「安全」なまちづくりを概成することを目指していますが、計画を進めるに当たっては、若者・女性をはじめとした地域住民の幅広い参画を重視することとしています。</p> <p>新たなまちづくりに伴う地域コミュニティの運営力強化のための取組を支援するなど、コミュニティの再生・構築支援に取り組んでいきます。</p> <p>東日本大震災津波からの復旧・復興の事業に必要となる土地の取得価格については、平成24年1月12日付けで国（中央用地対策連絡協議会）から、「被災地内の用地取得における土地評価は、公共用地の取得に伴う損失補償基準等に定めるところにより行う旨」改めて通知がなされたところです。</p> <p>なお、本県沿岸12市町村や国、県などの復旧・復興事業の施行者において、「岩手県の被災地における土地価格の情報連絡会議」を設立し、同補償基準等に則り取得価格を適正に算定するための情報共有等を行っています。</p>	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2、集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること。</p> <p>2)住宅の再建を思い切って支援するとともに、戸建てや長屋方式の多様な復興公営住宅の建設で集落の維持を図ること。</p>	<p>県では、被災者の住宅再建支援として市町村と共同で最大100万円を補助する事業を実施しています。また、バリアフリー化や県産材の活用を行う場合の補助や住宅ローンの利子補給などを実施しています。</p> <p>災害公営住宅の整備に当たっては、地域の実情等に応じた多様な住宅の供給を推進する方針としており、住民意向調査に基づき市町村と協議しながら立地特性等に応じて、長屋や木造での整備を検討していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2、集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること。</p> <p>3)高台移転などで分散型まちづくりとなることから、高台と役場・公共施設、病院、学校、商店街等を結ぶ交通体系を確立すること。</p>	<p>県では、スキルアップ研修等の実施による市町村職員のスキル向上や有識者等で構成する公共交通活性化支援チームの派遣などにより、市町村が行う新しいまちづくりに対応した公共交通体系の確立に係る取組について支援しています。</p> <p>今後も被災市町村と連携し、市町村の公共交通体系の確立に対する支援に努めていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>3、まちづくりの柱となる庁舎、病院、学校などの施設の再建を早期に進めること。JR大船渡線・山田線の復旧と三陸鉄道の復旧を優先して進めること。</p>	<p>庁舎、病院、学校などの施設については、県と市町村において連携を図り早期完成に向けて努力します</p> <p>JR山田線については、復旧に関連する復興まちづくり事業との調整を図るとともに、早期の復旧に向けてJR東日本等との協議を進めているところです。また、国に対しても早期復旧に向けたJR東日本への適切な指導・助言を図るよう要望しているところです。</p> <p>JR大船渡線については、平成28年12月25日に国の主催により開催された第3回大船渡線沿線自治体首長会議において、BRTによる本格復旧が合意されたところです。</p>	復興局	まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>4、湾口防波堤の効果を徹底的に検証し、防潮堤の高さについても住民の合意に基づくまちづくりの中で検討すること。</p> <p>1)大船渡・釜石の湾口防については、破壊の状況と防災効果について、徹底して科学的・実証的に検証すること。その結果を踏まえて湾口防のあり方を見直すこと。</p>	<p>湾口防波堤の防災効果等については、国において「東日本大震災による被害状況と津波防災施設の役割の評価」に係る検証が行われ、「中間とりまとめ」において、「防波堤には、①津波高を低減、②港内の水位上昇を遅延させて避難時間を確保、③流速を弱め破壊力を低減させる効果がある。」と報告されています。</p> <p>安全安心のまちづくりをすすめるためにも、湾口防波堤の早期復旧について国に対して強く要請していきます。</p>	県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>4、湾口防波堤の効果を徹底的に検証し、防潮堤の高さについても住民の合意に基づくまちづくりの中で検討すること。</p> <p>2)防潮堤の高さについては、先に結論ありきとするのではなく、まちづくりのあり方と合わせて、住民の協議と合意に基づいて検討すること。</p>	<p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながら事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきています。市町村からも、復興まちづくりとあわせて、防潮堤を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられており、防潮堤の早期復旧・整備に取り組んでいます。</p> <p>なお、防潮堤の高さは、まちづくりと計画策定の過程で、頻度の高い津波に対する安全度が確保される場合などには、地域の意向や他地区への影響を確認したうえで、防潮堤の高さを最大値より低くした箇所もあります。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、2013年の集中豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。</p> <p>1)被災者の生活再建と事業者の営業の再建への支援を強化すること</p>	<p>(被災者の生活再建)</p> <p>平成25年に本県で発生した大雨・洪水災害及び台風災害は被災者生活再建支援法の適用要件に該当しなかったところですが、こうした災害においても、地域限定的に深刻な被害が多数発生していることから、制度の適用要件を緩和するとともに、住宅半壊世帯も対象とするなど支給範囲を拡大するよう、平成25年度から毎年度国に対し要望を行っています。</p> <p>なお、7月・8月の大雨・洪水及び台風18号に伴う大雨・洪水により発生した住宅被害について、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯に「被災者生活再建支援金」を交付する市町に対し、県独自の補助を行っています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>平成25年度には、被災した事業者の資金繰りを支援するため、県の制度融資として信用保証料を全額補給する中小企業災害復旧資金の取扱いを実施したところですが。</p> <p>平成26年度以降も、災害等で経営環境が悪化している事業者には、中小企業経営安定資金等の制度融資を通じ、引き続き、円滑な資金の供給に努めています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、2013年の集中豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。</p> <p>2)被災地域での災害復旧とともに抜本的な河川改修に取り組むとともに、治山・砂防の取組みを強化すること。</p>	<p>平成25年度の豪雨により被災した河川においては、住家の浸水対策などを基本的な方針として、沿川の土地利用などを勘案しながら、それぞれの河川の特性を踏まえて治水対策を検討しています。具体的な方針については地域の方々へ説明を行ないながら、できる限り早期に治水対策を進めていきます。</p> <p>また、土砂災害対策については、ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせながら推進していきます。</p> <p>ハード対策は、より一層の選択と集中を図り、要配慮者利用施設、避難所、防災拠点などの公共施設がある箇所を優先とするほか、人家戸数、過去の被災履歴などを考慮しながら施設整備を行っていきます。また、治山事業との連携を図ることにより、効率的で効果的な事業の推進を図ります。</p> <p>ソフト施策は、土砂災害警戒区域等の指定を推進することにより、市町村が行う警戒避難体制の整備を促進します。</p> <p>引き続き、土砂災害対策事業を推進するように予算の確保に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課 砂防災課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、2013年の集中豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。</p> <p>3)農地等の復旧を行うこと。農家負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>2013年の大雨・台風によって被災した農地約1,400haについては、2015年(平成27年)7月までに復旧工事が全て完了しています。</p> <p>なお、当該災害は、激甚災害の指定を受け、補助率嵩上げの対象となっており、農家負担の軽減が図られています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農村建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、2013年の集中豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。</p> <p>4)災害対応を検証し、情報伝達、避難指示、排水ポンプの効果的な配置と運用など改善を図ること。</p>	<p>平成25年の大雨災害においては、避難勧告発令の判断や災害情報の伝達等に課題があったと考えています。</p> <p>このことから、県では、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に、市町村の具体的な避難勧告等発令基準の作成を継続して支援しているほか、Lアラート(公共情報コモンズ)を活用し、テレビ等で県民に避難勧告等の災害情報を迅速かつ的確に伝達できる、新たな災害情報システムを平成27年度に整備しました。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>6、除雪対策を徹底し、除雪とともに排雪の取組みを抜本的に強化すること。拡幅除雪とともに、歩道の確保対策を講じること。通学路の除排雪と安全対策を講じること。</p>	<p>県では、雪による幅員減少や圧雪等による通行障害の防止のため、初期除雪や拡幅除雪、排雪作業等の強化を図るとともに、市町村等と連携した効率的な除雪を推進し、安全で安心な道路交通の確保に努めています。</p> <p>また、通学路においては、通学時間帯前に通行可能な歩行空間を確保するなど、通園・通学路を重点とした歩道除雪を推進するとともに、歩行者の安全対策のため、横断歩道や交差点等における歩行障害の防止や見通しを確保する排雪作業を実施しています。</p> <p>今後とも、地域の皆様の御理解と御協力のもと、更なる連携を図りながら、きめ細やかな除排雪作業を実施し、安全で安心な冬期歩行者空間の確保に努めていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>7、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の火山活動の観測体制を引き続き強化し、継続的で多様な防災訓練を一層強化し、防災教育・啓発の取組みを系統的に進めること。火山との共生にふさわしい総合的対策を講じること。</p>	<p>県では、県内の常時観測火山(岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山)について、定期的な機上観測を行っているところですが、平成28年度においては、機上観測の回数を増やし、観測体制を強化することとしています。</p> <p>また、火山災害を想定した総合防災訓練は平成26年度に実施しているところですが、今後については、火山防災協議会での議論を踏まえ、ハザードマップや避難計画の作成と併せて、避難訓練や普及啓発を始めとするソフト対策のあり方についても検討していきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>8、防災体制の強化を図ること。</p> <p>1)総合防災室に、防災の専門技術者を配置するとともに、岩手大学・県立大学、東北大学と連携し、市町村の防災担当者を含めた「防災講座」を実施するなど、防災担当者の研修・教育・訓練を強化すること。</p>	<p>防災の専門技術者については、総合防災室に元自衛官の防災危機管理監を配置している他、警察本部及び消防本部からも職員の派遣を受け、それぞれの専門知識を生かした防災・危機管理体制の強化に努めています。</p> <p>防災担当者の研修・訓練等については、岩手大学と連携し、「防災・危機管理エキスパート講座」等を開設しているほか、市町村の防災担当者を対象とした図上訓練を実施し、災害対応力の強化に努めています。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>8、防災体制の強化をはかること。</p> <p>2)要をなす消防職員は基準人員の65.7%(12年4月現在)にとどまっており計画的に増員(1010人増)を図ること。</p>	<p>消防職員数は、国が示す消防力の整備指針を基本としつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な実情を踏まえ、それぞれ消防活動を行う市町村や一部事務組合などの判断に基づき決定しています。</p> <p>県では、市町村や一部事務組合等の判断を尊重しつつ、消防力の充実強化が図られるよう、今後も必要な対策の実施を働きかけていきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>8、防災体制の強化をはかること。</p> <p>3)消防団員の確保と待遇の改善、地域住民による自主防災組織の育成・訓練の強化に取り組むこと。災害時の消防団員の安全の確保対策を講じること。県消防学校の施設、体制の改善・強化を図ること。</p>	<p>消防団員の確保と処遇の改善については、従来から市町村への働きかけを行ってきたところですが、市町村が作成する「地方版総合戦略」に消防団の充実強化を位置付け、国の支援を効果的に活用し、団員確保の取組みを強力に推進するよう助言を行っているところです。</p> <p>自主防災組織の育成及び訓練の強化については、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会や、連絡会議を開催するとともに、岩手県地域防災サポーターを派遣し、研修会や訓練の取組を支援するなど、市町村と連携して取り組んでいるところです。</p> <p>災害時の消防団員の安全の確保対策については、市町村が消防団の活動マニュアルの策定、見直しを行う際の指針を取りまとめたところであり、安全確保に向けた支援を行っています。</p> <p>消防学校については、女性消防職団員の受入れ態勢について、ハード、ソフトの両面で整備を進めている他、計画的に修繕等を行うなど教育環境の整備に努めるとともに、国が定める消防職団員の教育訓練の基準の見直しに対応し、県の基準を改正するなど、教育体制の強化を図っています。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>1、築川ダム建設事業は、ダム本体事業は凍結し、見直しを検討すること。津付ダム建設事業(141億円)は中止すること。</p>	<p>築川ダムについては、洪水調節、盛岡市及び矢巾町の水道水の確保、既得取水の安定化、河川環境の保全を目的とした多目的ダムです。</p> <p>治水安全度については、洪水氾濫区域内の人口や資産の状況、北上川本川をはじめとする県内の河川とのバランスを総合的に判断し、治水安全度を1/100とし、整備手法を検討するにあたっては、「河川改修単独」案、「放水路トンネル+河川改修」案、「宅地嵩上げ+河川改修」案、「ダム+河川改修」案などについて社会的影響や経済性を考慮し、総合的に判断して最も有利である「ダム+河川改修」で整備を進めており、既に治水安全度1/10程度の河川改修が概ね完成している現在、ダムの完成により下流河川の治水安全度が全川にわたり、飛躍的に高まることとなります。</p> <p>なお平成27年度の大規模事業評価専門委員会においても、現対策案が妥当であるとの答申があったところです。(C)</p> <p>津付ダムについては、東日本大震災津波により被災した気仙川下流域の復旧復興に向けた新しいまちづくりへの取組に合わせ、気仙川の治水対策手法の再検討を行ない、河川改修案が優位となることから、大規模事業評価専門委員会にダム建設中止を諮問し、ダム建設中止が決定しました。(S)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>2、大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの維持管理など生活密着型に転換し地元中小企業の仕事を拡大すること。</p>	<p>「いわて県民計画」においては、岩手の未来をつくる7つの政策の柱の一つとして「社会資本・公共交通・情報基盤」の整備を掲げ、「いわてを支える基盤」の実現を目指しているところです。</p> <p>このため、洪水や土砂災害対策、県立学校施設の耐震化などの「安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備」をはじめ、復興支援道路などの地域間を結ぶ道路や企業ニーズを踏まえた物流の拠点となる道路の整備などの「産業を支える社会資本の整備」、道路・河川・橋梁の維持修繕などの「社会資本の維持管理」などに取組んでいます。</p> <p>また、大型の開発事業や公共事業の実施に当たっては、大規模事業評価により、事業の効果的効率的な推進と重点化を図っていきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>政策推進室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>3、港湾整備事業(総事業費1354億円)は、計画と実績が大きく乖離しており、大震災津波の被害状況を踏まえ抜本的に見直すこと。</p> <p>310億円(内県費270億円)の花巻空港整備事業も当初の計画と目標から大きく乖離し、利用客は大幅に減少しており、事業の検証を行い今後に生かすこと。</p>	<p>各港の港湾計画については、企業ヒアリング等により社会経済情勢を的確に反映させて計画改訂することとしています。</p> <p>また、今後の整備については、東日本大震災津波からの復旧状況や需要動向を踏まえながら、公共事業評価制度に基づく事前評価や再評価を行い、効率的、効果的に進めていきます。</p> <p>花巻空港整備事業は、地域間交流の活性化や本格的な国際化時代の到来に対応した空港機能の一層の拡充を図るために実施したところ。いわて花巻空港は、産業及び観光振興などにおいて極めて重要な役割を担っており、東日本大震災津波においても、災害拠点空港として重要な役割を果たし、交通インフラとしての重要性が再認識されたところ。</p> <p>花巻空港の利用客は平成23年に増加に転じ、平成25年度以降の上期ダイヤでは過去最高となる1日12往復の国内定期便が運航されるなど、路線網の拡充が図られてきています。また、国際線についても平成26年度には本県初の台湾との定期チャーター便が運航され、その定期路線化に向け必要な取組を行っているところ。県としては、国際線の受入態勢の充実を図るほか、岩手県空港利用促進協議会とも一体となり、花巻空港の更なる利用促進に今後とも取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>空港課 港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、県の大規模事業評価専門委員会の審議は県の立場に偏重しており、結果的に県の追認機関となっており、委員会の審議の在り方、人選についても地域住民の意見や専門家の意見聴取を行い科学的・専門的な審議が行えるよう見直すこと。</p>	<p>専門委員の人選は、専門委員会が所掌する案件の審議等に求められる専門性と調査審議に当たっての中立性に配慮することを基本方針としています。</p> <p>大規模事業評価専門委員会については、審議予定事業の多い道路・河川分野の他、環境分野や事業費の適正化の観点から会計分野などの専門性を重視した人選を行っており、科学的・専門的な見地から十分な調査審議ができる体制を整えています。</p> <p>また、専門委員会の調査審議に当たり、更に専門的・技術的な観点から意見を聴く必要がある場合には、該当する分野の専門家等を招いて意見を聴くこととしているほか、地域住民の意見を適切に反映させる必要がある場合には、当該議事の関係者を招いて意見を聴くこととしています。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>政策推進室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>5、農家の利用の見通しが見えない馬淵川沿岸水利事業(国営495億円、県営115億円)や八戸平原水利事業(国営510億円、県営200億円)などは抜本的に見直しすること。</p>	<p>5 馬淵川沿岸地区及び八戸平原地区については、国営事業による基幹水利施設の整備を終えており、現在、附帯する県営事業による畑地かんがい施設の整備や、整備に向けた調査を行っているところです。</p> <p>かんがい施設を整備した畑地においては、レタスやキャベツ、りんごやおとうなど、野菜・果樹などの収量・品質の向上・安定化、果樹の霜害の大幅軽減などの効果が確認されております。</p> <p>県としては、これまで確認されているかん水効果の普及・啓発を図りつつ、地域の状況を踏まえた県営事業の推進を図っていきます。</p>	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>6、盛岡市が進めるオムニバスタウン計画、パークアンドライドの取組みを支援するとともに、住民の利便性が向上するよう改善を図ること。公共交通機関の充実で、市内中心部への自動車乗り入れ総量を規制するなど、歴史と文化を大切にしながら城下町にふさわしい町づくりを進めること。</p>	<p>県では、「運輸事業振興費補助」により、盛岡市がすすめるオムニバスタウン計画に基づき整備されたバスロケーションシステムやハイグレードバス停などの整備・更新について財政支援を行っています。</p> <p>今後も盛岡市と連携し、住民の利便性向上が図られるよう支援を行います。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>7、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>1)被災者のみなし仮設住宅として活用するとともに、今後の活用策を検討すること。</p>	<p>雇用促進住宅は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が管理運営しているものですが、平成20年秋の世界同時不況の際や東日本大震災津波の際には、それぞれ非正規労働者や被災者の方々の住宅として提供されるなど、社会情勢に柔軟に対応した活用が図られてきました。</p> <p>今後も、社会情勢に対応した活用が図られるよう、要望していきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>7、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>2)「派遣切り」や「雇止め」となった労働者の入居を速やかに行うこと。継続して入居できるよう徹底すること。入居者に対する一方的な退去勧告は撤回し、中止すること。</p>	<p>離職に伴い住居を喪失した方々が、雇用促進住宅の入居を希望された場合、ハローワーク等が、迅速に入居ができるよう手続きを行っています。入居時の契約は、6カ月間の定期借家契約を締結し、継続を希望する場合は、さらに6カ月の継続契約が可能となっています。</p> <p>また、県は、これまで、厚生労働省に対し、入居者に十分な説明を行うこと、高齢者、障がい者、母子世帯などの退去については、関係市町村と十分な連携を図ること等について要望してきました。</p> <p>県としては、今後とも住民の方々の不安が生じないよう、雇用促進住宅の廃止に係る国からの情報を収集し、関係市町村に情報提供していきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>7、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>3)雇用促進住宅の果たしている役割を評価し、国に廃止の撤回を求めること。自治体に譲渡する場合は、無償譲渡など特別の財政支援を行うこと。</p>	<p>県は、これまで、厚生労働省に対し、入居者に十分な説明を行うこと、高齢者、障がい者、母子世帯等の退去については、関係市町村と十分な連携を図ること等について要望してきました。</p> <p>雇用促進住宅を所管している(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構は、入居者が入居した状態で譲渡されるよう、市町村と譲渡協議を行うとともに、民間事業者への売却にも取り組んでいます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>7、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>4)県は市町村と協力し、入居者の生活を守るためあらゆる手だてを尽くすこと。</p>	<p>県は、これまで、厚生労働省に対し、入居者に十分な説明を行うこと、高齢者、障がい者、母子世帯などの退去については、関係市町村と十分な連携を図ること等について要望してきました。</p> <p>県としては、今後とも住民の方々の不安が生じないように、雇用促進住宅の廃止に係る国からの情報を収集し、関係市町村に情報提供していきます。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力し ているも の
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>8、県民の要望が強い県営住宅の新增設を進めること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること(2980戸に無し)。駐車場のあり方(1世帯1台)を見直し整備すること。</p>	<p>東日本大震災津波の被災者のための災害公営住宅は、県と市町村で約5,800戸の整備を進めています。</p> <p>県営住宅の整備に当たっては、従来から内装材等への県産木材の使用に努めてきたところであり、一部では木造による整備も実施しているところです。</p> <p>県営住宅への浴槽等の設置については、建替えや改修に合わせて順次進めているところであり、既存の県営住宅の風呂釜については、新規入居者の負担軽減を図るため再利用を可能とする運用を実施しているところです。</p> <p>県営住宅の駐車場については、一部団地において2台目駐車の実施しており、今後、条件の整った団地での拡大を検討していきます。</p>	県土整備 部	建築住 宅課	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>9、資材と労賃の高騰等による入札不調に対応した効果的な入札制度に改善すること。</p> <p>1)復興事業の進展に伴い、資材・労賃の高騰、建設職人の不足と工期の延長など入札不調が急増。災害公営住宅の建設など復興事業が停滞することのないよう、適正な建設単価の見直しを求めるとともに、効果的な入札を進めること。</p>	<p>県営建設工事においては、実勢に即した設計価格にするために労務単価や資材価格などが上昇した場合には速やかに積算に反映させること、被災地以外からの労働者を確保するために必要となる宿泊費や交通費など実際に要した費用を考慮し設計変更において計上できること等実情に即した対策を講じています。引き続き入札状況を注視しながら、適切に対応していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建設技術振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>9、資材と労賃の高騰等による入札不調に対応した効果的な入札制度に改善すること。</p> <p>2)公共事業の発注にあたっては、下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。制定された「公契約条例」に基づき、公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を優先すること。</p>	<p>県営建設工事の入札においては、地元企業の入札参加に配慮した地域要件等を設定して条件付一般競争入札を実施するとともに、地域貢献度を評価する総合評価落札方式を導入しています。</p> <p>また、入札参加企業の技術力や企業努力等が価格に加味され、より低廉で良質な調達が可能となる低入札価格調査制度を導入し、工事の品質確保や過度な価格競争を防止している他、これまで調査基準価格や失格基準価格の見直しに取組、落札水準も向上しています。引き続き、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図る取組も進めながら、適切に対応します。</p>	<p>総務部</p>	<p>総務室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>県では、県営建設工事請負契約書附属条件において、下請契約を締結した場合、下請調書を提出することや、土木工事特記仕様書において、下請契約締結後、速やかに、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、提出することを義務付けており、下請の契約関係の適正化に努めています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建設技術振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>9、資材と労賃の高騰等による入札不調に対応した効果的な入札制度に改善すること。</p> <p>3)分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。</p>	<p>談合の疑いが強い情報があった場合には、入札参加者から事情聴取等の調査を行い、談合の事実があった場合や談合等不正行為の疑いが強い場合には、入札を取り止めることとしている他、必要に応じて公正取引委員会や警察に通報することとしています。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
	<p>公共工事の発注に当たっては、地元業者で施工可能なものは地元業者を優先する発注に努めています。</p> <p>また、専門性が高い工種等の工事発注に当たっては、従前から分離発注により、専門業者が受注できる機会の確保に努めており、引き続き適正な発注に努めていきます。(B)</p> <p>下請契約書(調書)は、公開することによって請負人の競争上の地位を害するおそれがある下請金額等が記載されていることから、施工体制台帳等活用マニュアルの主旨にのっとり、公表していません。(C)</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>10、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消の対策を講じること。難視聴地域と世帯が解消されない場合はアナログ放送中止の延期を求めること。</p>	<p>地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消の対策については、国と放送事業者が対象世帯から恒久対策について同意を得て実施し、岩手県内の対象世帯について平成27年3月までに全て対策を完了したと伺っています。</p>	政策地域部	情報政策課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直し、津付ダム建設事業は(141億円)は中止すること。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>11、ILC国際リニアコライダー)誘致の取組は、学術会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学術会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて、過大な取組にならないよう進めること。</p>	<p>国では、日本学術会議が指摘した課題に対する調査・検討を進めるため、平成26年度から継続的にILCに関する経費を予算措置しています。また、文部科学省の有識者会議では、新たに「人材の確保・育成方策検証作業部会」が設置され、検討が進められています。</p> <p>県としては、今後も引き続き、国等の動向を注視しながら、ILCの実現に向けて、必要な取組を行っていきます。</p>	政策地域部	科学ILC推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>1、「即時原発ゼロ」の方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。</p>	<p>六ヶ所村の使用済み核燃料再処理施設については、国が安全性を審査し、設計認可等するとともに、現在、新規基準に基づく安全審査を行っており、その安全性については、国及び事業者の責任において確保されるべきものと考えています。</p>	環境生活部	環境保全課	S その他
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>2、原発の再稼働、輸出の中止を求めること。</p>	<p>原子力政策に関しては国の責任において決定されるべきものと考えています。</p>	環境生活部	環境保全課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>3、自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>1)地球温暖化防止に真剣に取り組むこと。県が独自に決定した8%削減目標の達成めざしあらゆる対策を講じること。特に排出量の69.8%を占める産業界の取組を重視して、自主努力にとどめず削減協定を締結するなど具体的に進めること。家庭部門についても実効性のある具体的な対策を講じること。</p>	<p>県では、平成11年9月に策定した「岩手県環境基本計画」及び平成17年6月に策定した「岩手県地球温暖化対策地域推進計画」において、平成22年度の二酸化炭素排出量を平成2年(基準年)比で8%削減する目標を掲げ取組を進めてきたところ、目標年である平成22年度の排出量は、基準年の10.2%減となり、目標を達成しました。現在は、平成24年3月に策定した「岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、取組を進めています。</p> <p>なお、岩手県地球温暖化対策実行計画は、平成27年度に計画期間中間年における見直しを進めており、平成32年度に平成2年比25%削減を目標とし、各部門における今後の対策を明らかにしたうえで、具体的取組を進めることとしています。</p> <p>産業界や家庭部門における具体的対策についてですが、県では、市町村や産業、運輸、地域活動団体など全県的な団体で構成される「温暖化防止いわて県民会議」と連携しながら、省エネや再生可能エネルギーの導入に取組んでいます。</p> <p>産業・業務部門に対しては、条例に基づく「地球温暖化対策計画書」の作成義務や、環境マネジメントに取り組む「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定等を行っています。</p> <p>また、家庭部門に対しては、岩手県地球温暖化防止活動センターによる「うちエコ診断」の実施の他、地域における勉強会等への温暖化防止活動推進員の派遣などによる身近な省エネや節電の普及啓発などの各種対策を実施しています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>3、自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>2)地球温暖化防止についての啓発・学習の取組を学校、地域、職場などあらゆるところで、草の根から取組むこと。</p>	<p>県では、地球温暖化防止活動推進センターを拠点に、温暖化対策に係る情報発信や普及啓発などの取組を進めています。</p> <p>具体的には、「CO2ダイエットいわて倶楽部」会員の募集や、当該会員へのメールマガジンの発行、小学生とその家庭での取組を促す「地球温暖化を防ごう隊」事業、各地域で開催される研修会や勉強会等への地球温暖化防止活動推進員の派遣などを行っています。</p> <p>また、平成26年度より地球温暖化防止に関する活動発表や講演会・セミナーなど総合的な情報提供や普及啓発を図るために、「いわて温暖化防止フェア」を開催しており、本年度は、10月に釜石市、11月に盛岡市で開催しました。</p> <p>今後においても、こうした取組を継続して実施し、家庭や職場、更には地域における取組を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>3、自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>3)2020年めざす30%削減目標を達成するために、目標にふさわしい戦略と具体的な方策と行程表を策定し取組むこと。</p>	<p>県では、平成24年3月に策定した「岩手県地球温暖化対策実行計画」について、計画期間中間年に当たる平成27年度に、これまでの取組状況や温暖化対策等に係る国内外の動向等を踏まえ見直しを進めており、平成32年度の目標を平成2(基準)年比25%削減(平成17年度比29%削減)に変更するとともに、計画期間後半における対策や施策、具体的行程表を明示することとしているところです。</p> <p>計画の改訂については、2月議会における御承認を得た後に、3月下旬に決定する予定としており、県においては、当該計画に基づき、市町村や各団体との連携・協働のもと、全県的に取組を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>3、自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>4)自然エネルギーの活用を大幅に拡大すること。太陽光発電や風力、小水力、木質バイオマスなどそれぞれの具体的な目標と計画を立て強力に推進すること。</p>	<p>本県に豊富に賦存する再生可能エネルギーの最大限の活用を図るため、「岩手県地球温暖化対策実行計画」(平成24年3月策定)において、再生可能エネルギーによる電力自給率を平成32年度までに現状の2倍とする目標を定め、取組を進めています。</p> <p>県では、この計画に基づき、地域の特徴を活かし、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入が図られるよう、主要な施策の行程表等も示しながら積極的な導入を図ることとしています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>4、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>1)有害廃棄物の早期撤去、廃棄物の全量撤去に取り組むこと。</p>	<p>青森県境の産廃不法投棄事件については、平成26年3月に廃棄物の全量撤去を完了しています。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>4、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>2)専門家の協力と地域住民の参加で解決に取り組むこと。そのために、定期的な現地説明会を開催するなど地域住民に対する説明責任を果たすこと。</p>	<p>青森県境の産廃不法投棄事件については、学識経験者や住民代表等で構成する原状回復対策協議会を二戸市内で公開で開催し、専門家や地元の意見を聴きながら事業を進めています。</p> <p>また、二戸市と連携しフォーラム等を行い、事業の進捗状況の報告、環境再生等について二戸市民等と意見交換を行うなど、地元の理解が得られるよう努めています。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>4、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>3)産廃物の不法投棄の根絶をめざし、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。</p>	<p>不法投棄産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導については、産廃Gメンを広域振興局等に配置し、地域に密着した監視指導を効率的に実施するとともに、隣県や市町村等と連携し、合同パトロールを行うなど不法投棄の未然防止や早期発見に向け引き続き努力しています。</p> <p>また、不法投棄行為者に対して原状回復など改善を求め、早期解決を図っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>5、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入（熔融炉）は見直すこと。</p> <p>1.盛岡広域3市5町のごみを盛岡市1カ所に集中させる「ごみ広域化計画」は、ごみの減量・リサイクルに逆行するとともに、何よりも焼却施設周辺の住民に大きな影響を与えるものであり、地域住民が求める分散型に見直すこと。焼却施設周辺の小学校におけるぜんそく罹患率が高い実態と原因について調査すること。</p>	<p>ごみの減量化、リサイクルについては、ごみ処理広域化により地域内の先進的な取組が地域内の他のエリアに拡大されていくことから、ごみ処理広域化は今後も進める必要があると認識しています。</p> <p>焼却施設の稼働と喘息罹患率の関係については、調査実施を含め、設置者が判断するべきものと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>5、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入（溶融炉）は見直すこと。</p> <p>2.大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となり、ゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しを図るとともに市町村に押しつけないこと。</p>	<p>「岩手県ごみ処理広域化計画」は、新たな制度の創設や社会情勢の変化によりごみ処理状況に変更が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すとしており、この計画策定以降において、ごみ処理施設を大切に長期間使用するといういわゆる長寿命化の考え方が打ち出されているなど、計画を進めるにあたり地域の状況の変化を考慮する必要があると認識しています。</p> <p>なお、ごみ処理広域化の目的である廃棄物処理事業のコストの低減や、排熱等未利用エネルギーの有効活用、リサイクルの推進などは、引き続き実現を目指すべきものと考えており、ごみ処理施設の段階的な集約やこれに必要な長寿命化等について社会情勢の変化も踏まえながら対応していきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>5、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入（溶融炉）は見直すこと。</p> <p>3.小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。</p>	<p>廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を徹底するため、循環型社会形成推進交付金による交付対象は、エネルギー回収型廃棄物処理施設とされ、小型焼却炉に多い単純焼却施設は交付対象外となっています。</p> <p>循環型社会形成推進交付金の交付対象については、地域の実情や社会情勢の変化を踏まえた見直しが図られるよう、必要に応じて国に対する要望等に取組んでいきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>5、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入（溶融炉）は見直すこと。</p> <p>4.新たな焼却施設の整備にあっては、地域住民との覚書等を守り、住民合意を大前提にして進めること。一関市の場合もこの立場を堅持して進めること。</p>	<p>県央ブロック、県南ブロックにおける新たな焼却施設の整備については、必要に応じ助言を行っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。 6、PM2.5の観測体制を抜本的に強化すること。焼却場周辺の観測も行うこと。</p>	<p>岩手県では、環境省が策定した事務処理基準に基づきPM2.5測定器を配置し、測定を行っています。 今後も常時監視体制を維持し、測定を実施していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。 7、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。 1)ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>家畜排せつ物は、大部分がたい肥化处理され田畑等に還元されるほか、一部で焼却処理による熱源利用や浄化处理などが行われていますので、これらの家畜排せつ物処理施設について、国の「農山漁村地域整備交付金」や、県単の「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」等を活用し整備を支援していきます。 また、平成24年7月から再生可能エネルギーの固定買取制度が始まっており、一部地域では、畜産バイオマスエネルギーを活用した発電が実施・予定されており、県では、再生可能エネルギー施策の情報や支援制度等を一元的に情報発信し、県内事業者等による再生可能エネルギー導入を支援していきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>「岩手県循環型社会形成推進計画」においてごみの排出量等について目標値を定めており、ごみの発生抑制を第一とする3Rの取組を一層推進するために、「もったいない・いわて3R運動」を展開し、県民に対する普及啓発や市町村等が進めるごみ減量化への助言等を行っています。 また、廃棄物の資源化等については、「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により取組を進める企業等について支援をしており、今後も当該事業を継続していきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>7、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。</p> <p>2)ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。</p>	<p>「拡大生産者責任」については、循環型社会形成推進基本法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他、各種リサイクル法に基づき取組が進められているものと認識しておりますが、県としても、関係法令等の運用状況等を踏まえて、国に対する要望や周知等に取組んでいきます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>資源循環推進課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>1)健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実を図ること。</p>	<p>健康被害者の早期発見のための検診制度の確立等について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
	<p>アスベスト関連疾患の診断に関しては、エックス線写真の読影など、その判断には困難な事例が多く、また、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についての知識も必要となるものであり、県内においては、予防医学協会が特殊健診(第一次)に対応しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	C 当面は実現できないもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>2)中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚などの被害実態調査も行うこと。</p>	<p>「アスベスト問題に係る総合対策(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)」の計画的な推進による実態調査の実施について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>3)アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。</p>	<p>建築物のアスベスト使用実態調査については、公共施設・民間施設それぞれにおいて実施しており、公共施設についてはその結果を公表しているところ です。</p> <p>解体工事等のアスベスト飛散防止対策については、大気汚染防止法に基づき、原則として立入検査の上、必要な指導を行って行きます。また、作業に当たってはその内容を表示して、周辺住民に周知することとなっています。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>4)中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。</p>	<p>融資制度については、県の商工観光振興基金の低利子融資が利用可能であり、アスベストの除去・改修については1億円までの融資が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>5)県としてアスベスト検査体制を確立すること。</p>	<p>建材等のアスベストの含有検査については、県内の民間検査期間において対応が可能であることを確認しています。また、大気中の濃度測定については、県環境保健研究センターなどで対応が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。</p> <p>1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。</p>	<p>県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境、廃棄物焼却施設などの発生源周辺のモニタリングを実施し公表しています。</p> <p>なお、同法による廃棄物焼却施設等規制対象施設には、排ガス等の自主測定と知事への報告が義務付けられており、これについても取りまとめのうえ公表しています。ダイオキシン類の人体への取り込み、蓄積状況については、国(厚生労働省、環境省等)により、専門的・継続的調査が実施されているものと承知しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。</p> <p>2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。</p>	<p>県では、平成10年度から平成19年度までの10年間、県内の主な河川、海域について内分泌かく乱物質いわゆる環境ホルモンの実態調査を実施し、全国に比べ検出頻度、濃度範囲ともに低いこと、魚類に対し内分泌かく乱作用が疑われる物質について無影響濃度を下回っていることを確認するとともに、調査結果についてはインターネット等を通じて公表してきたところです。</p> <p>食品用の器具又は容器包装については、公衆衛生の見地から、国が食品衛生法に基づき必要な規格基準を定めており、ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装についても、材質試験及び溶出試験の規格基準に合わないものは、販売や営業上の使用等が禁止されています。</p> <p>なお、国では、平成24年4月に「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」を作成、同年12月にはポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装の材質試験法の改正を行うなどの取組を進めており、県としては、こうした国の対応を注視していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>10、2・4・5-T系除草剤の埋設処分問題では、国の責任で恒久対策を講じるよう引き続き求めること。</p>	<p>県としては、今後も関係市町村と十分連携を図りながら、国に対し恒久対策を要望していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>11、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。</p>	<p>本県の希少な野生動植物の保護対策を推進するため、平成25年度にいわてレッドデータブック改訂を行い、平成26年度からは、掲載種の追跡調査を行うなど生息状況の把握に努めています。</p> <p>平成27年度は、追跡調査や条例指定種の希少植物を対象とした流通監視活動等の結果を踏まえ、希少植物の環境整備などの保護対策に取り組んでいます。</p> <p>また、今後は、現在策定中の生物多様性地域戦略に基づき、希少動植物の脅威となる外来生物の防除や震災の影響を受けた沿岸部の貴重な自然環境の保全にも取り組んでいきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>12、大型開発・公共事業の乱開発を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。</p>	<p>規模が大きく、環境に著しい影響を与えるおそれがある事業については、環境影響評価法及び岩手県環境影響評価条例による環境アセスメント制度の対象となります。</p> <p>同制度において、県は関係市町村の意見及び各分野の有識者で構成される岩手県環境影響評価技術審査会の意見等を踏まえて、事業者に対し県としての意見を述べているところであり、今後も、県民、事業者及び行政が相互に有益な意見を出しあいながら、猛禽類を含めて的確な調査、予測及び評価が行われるよう、同制度の適切な運用に努めていきます。</p> <p>また、同制度の適用対象外事業についても、自然環境の保全に配慮した事業の実施について要請していきます。</p>	環境生活部	環境生活部	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>13、県庁舎は議会棟を含め全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。</p>	<p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねたうえで、県民や事業者の方々を始め、関係団体の理解を十分に得て、その気運の高まりの中で進めることが必要であると考えています。</p> <p>このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識に係る普及啓発や官公庁等の公共的空間における受動喫煙防止対策に取り組んでいます。これらの取組を一層進めつつ、他の都道府県、国の動向なども注視しながら対応していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
	<p>議会棟においては、平成26年11月に喫煙室を設置し、喫煙室以外は全面禁煙としたところです。</p> <p>なお、総務部管財課が年3回実施している分煙効果測定において、当該喫煙室内及び周辺について調査した結果、浮遊粉じん濃度や一酸化炭素濃度の数値が大幅に基準数値を下回っており、分煙のための必要な措置が適切に講じられているものと理解しています。</p>	議会事務局	議会事務局総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>職員にあつては、県庁舎内(議会棟を含む)において全面禁煙としていること。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>10、存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>1、競馬事業の継続に当たっては、今年度の事業実績の正確な評価を踏まえ、来年度事業計画の妥当性・実効性を関係者はもとより、県、盛岡市、奥州市の議会で検討すること。</p>	<p>岩手県競馬組合の平成28年度事業計画は、平成27年度事業の実施状況を踏まえながら、競馬組合運営協議会の場などを通じて競馬関係者や構成団体と十分な協議を行うとともに、構成団体議会からの選出議員で構成する競馬組合議会に対し、その基本的な考え方を説明して御意見を伺いながら検討を進め、策定しています。</p> <p>その上で、この事業計画に基づき作成された平成28年度当初予算は、平成28年2月22日に開催された競馬組合議会で、審議のうえ、可決されました。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>10、存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>2、地方財政に寄与するという存在意義を失った県競馬組合は、330億円融資の元金返済の見通しもなく、コスト削減も限界にきており、廃止を含めて今後のあり方を検討すること。</p>	<p>競馬事業を廃止した場合、構成団体が融資した330億円が返済されなくなることに加えて、施設の解体費用等の、廃止に伴う費用が発生すると見込まれるほか、地域の雇用や地域経済への直接・間接の効果が失われることとなります。</p> <p>このため、「新しい岩手県競馬組合改革計画」のルールに沿って、新たな赤字を発生させない仕組みの下、競馬事業を継続していくことが、構成団体、ひいては県民・市民の負担を最小限とすることにつながるものと考えています。</p> <p>なお、競馬組合では、平成23年に、農林水産大臣の同意を得て、事業収支改善計画を策定しており、引き続き、低コストの経営体質への構造転換や発売体制の充実強化に取り組んでいくこととしていますので、構成団体としてもその取組が実現するよう支援していきます。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの
<p>10、存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>3、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬管理者であった前知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。</p>	<p>岩手県競馬組合の経営悪化の原因と管理者の責任については、構成団体が共同で設置した岩手県競馬組合事業運営監視委員会が、過去の事業運営の検証を行い、平成19年8月に報告書を取りまとめたところです。</p> <p>その報告書では、経営悪化の原因について、競馬組合の経営がその時々々の情勢の変化に適切に対応できなかったものとの指摘がありましたが、事業運営の手続きや内容に明らかに法令に違反するものや著しく合理性を欠くものは認められなかったとされており、当時の関係者の個人的な法的責任を問うまでには至らないものと認識しています。</p> <p>また、金融機関は競馬組合の要請に応じて融資を実行したものであり、金融機関の貸し手責任は問えないものと認識しています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>1、マイナンバー制度の1月1日実施の中止を求めること。制度の凍結・中止を求めること</p>	<p>マイナンバー制度は、番号利用法に基づき、平成28年1月1日から法に規定された事務において個人番号の利用が開始されています。</p> <p>本制度は、行政手続における所得証明書等の添付書類の省略など、住民の利便性向上の効果が期待されているものであり、個人情報保護の保護に取組みながら制度の運用を行っていきます。</p>	政策地域部	情報政策課	D 実現が極めて困難なもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>2、「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。</p> <p>1)地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。</p>	<p>地方公共団体が安定的な財政運営を行っていくためには、地方税・地方交付税を含めた一般財源の確保が何よりも重要です。県では、これまで機会をとらえて地方一般財源総額の確保を国に要望してきたところであり、今後も強く要望していきます。</p>	総務部	財政課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>2、「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。</p> <p>2)地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。</p>	<p>道州制については、国と地方の役割分担を再構築することにより、地方分権型の地方自治への転換や広域的課題を解決するための視点から議論されることには意義がありますが、住民自治や道州のガバナンスなどの観点から検討されるべき課題も多く、今後幅広く議論していくことが必要と考えています。</p> <p>本県においては、今般の東日本大震災津波への対応の中で、これまでにない主体的かつ大規模な県内外の自治体との連携や、行政・民間等の枠を超えた連携・協働の取組の進展が見られるなど、地域の底力が発揮され、今、岩手の自治力が高まりを見せているところです。</p> <p>東日本大震災津波からの復興に最優先で取組む本県としては、現段階では引き続き、住民自治や地方分権を進める中で、地域の主体性を発揮した復興の取組を着実に積み重ねていくことが重要であると考えています。</p>	政策地域部	政策推進室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>3、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。</p> <p>1)「平成の大合併」の検証を行い、住民の声が届く住民自治が貫ける市町村のあり方をめざすこと。</p> <p>そのために県は支援を強化すること。</p>	<p>本県では平成の大合併などにより、現在33市町村となりましたが、合併を契機として行財政基盤の強化が図られ、生活に必要な施設整備が進んだ他、住民同士の新たな連携や地域資源の活用などの効果が現れていると考えています。</p> <p>県としては、それぞれの市町村に最も相応しい姿は、住民の意向を踏まえて、それぞれの地域が決めるべきものと考えており、住民自治について、これまでどおり、地域の自主的な取組を支援することを基本とし、行財政運営についての助言や情報提供を行うなど、必要な支援を行っていきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>3、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。</p> <p>2)広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取組を進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。</p>	<p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、地方分権改革に係る一括法に基づく事務移譲のほか、県条例に基づく独自の事務移譲を行っており、今後とも、市町村と十分に合意形成を図りながら、事務移譲を行っていきます。</p> <p>地方公共団体が、安定的な財政運営を行っていくためには、地方税・地方交付税を含めた一般財源の確保が何よりも重要であり、県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保を国に要望してきたところです。今後においても、地方団体固有の財源として地方交付税の所要額の確保に加え、その機能の維持について国に対して強く要望していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>3、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと</p> <p>3)合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。</p>	<p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、市町村への権限移譲や自主的な広域連携の取組に対する支援を行うとともに、市町村行財政コンサルティング等を通じて、行財政運営への適切な助言を行い、市町村の更なる行財政基盤の強化を支援していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>1)犯罪の防止・摘発、オレオレ詐欺、交通事故等県民の安全を守る警察の取組を強化すること。要望の強い交通安全施設の整備を強化すること。</p>	<p>犯罪の防止・摘発については、警察本部内に「戦略的犯罪抑止対策推進本部」を設置し、重点的に抑止すべき重点犯罪を指定し、抑止対策と検挙活動を強化しています。</p> <p>オレオレ詐欺を含む特殊詐欺については、警察本部内に「特殊詐欺対策本部」を設置し、被害防止対策と検挙対策を推進しています。具体的には、平成27年から継続しています金融機関と連携した「預金小切手プラン」を推進するほか、ATMからの送金被害を減少させるためチラシの貼付による注意喚起や、「岩手県警察特殊詐欺被害防止広報センター」からの注意喚起、県担当部局等との連携による民生委員やケアマネージャーの活動を通じたチラシ配布による啓発活動を引き続き実施します。</p> <p>交通事故防止対策については、平成27年中の交通死亡事故増加の主な要因として、高齢者の死者が増加し、交通事故死者全体の約6割を占めたことから、平成28年交通死亡事故抑止対策における最重要課題を高齢者対策と位置づけ、年初から各種対策を強化しています。</p> <p>具体的には、高齢歩行者の交通事故が多発あるいは発生が懸念される地域を「高齢歩行者対策重点地域」に指定し、街頭における保護・誘導活動や反射材の普及促進等の交通事故抑止対策を重点的に実施しているほか、歩行環境シミュレータ等による参加・体験・実践型の交通安全教育及びボランティア団体と連携した高齢者宅訪問による個別指導等を推進しています。</p> <p>さらに平成28年は、新たに毎月1回「交通事故ゼロを目指す日」を指定しての県下一斉検問等を実施するほか、高齢者を対象としたスクエアドストレイトによる交通安全教育やドライブレコーダーを活用した交通事故防止対策を推進します。</p> <p>交通安全施設の整備については、地域住民等から多数のご意見・ご要望が寄せられるなど県民の交通安全への思いは極めて高いものと認識しています。</p> <p>交通規制計画の策定に当たっては、こうしたご意見・ご要望を踏まえ、実地調査に基づき必要性等を検討し、計画案を地域の代表者等から構成される警察署交通規制対策協議会へ諮問するなど、民意の反映に努めているところであり、今後とも、限られた予算の中で最大限の効果を得られるよう整備を推進していきます。</p>	警察本部	警察本部	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>2)東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動を引き続き強化すること。遺族等の要望を踏まえた湾内での捜索活動を重視すること。</p>	<p>行方不明者捜索活動を引き続き強化することについては、防潮堤工事に伴う排水作業などで、新たに捜索可能となる場所が生じていることなどを踏まえ、これまでの手段や方法を見直しつつ、各月命日を中心とした沿岸警察署単位の捜索活動及び3月と9月の集中捜索を、引き続き実施していきます。</p> <p>要望を踏まえた湾内捜索活動等を重視することについては、これまでも、行方不明者ご家族等からの要望については、その都度対応してきました。</p> <p>今後も、関係機関・団体と更なる連携を図りながら、真摯に対応していきます。</p>	警察本部	警察本部	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>3)捜査報酬費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。</p>	<p>捜査用報酬費については、これまでも適正に執行されていますことから、あらためて検証を行うことは考えていません。</p> <p>不適切な事務処理については、平成20年11月からの調査において、約3万4千件の全ての契約内容を突合した上で、その全容を明らかにしたものであることから、あらためて調査等を行う必要はないものと考えています。</p>	警察本部	警察本部	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>4)警察の不祥事の根絶をめざすこと。岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑の捜査もみ消しと警察幹部の天下りなど関係機関との癒着を正すこと。</p>	<p>警察職員による非違事案の発生は、県民からの警察に対する信頼を失わせ、警察活動を大きく阻害するものであり、県警察としては、全職員に職務倫理の徹底を図るなど、非違事案防止に取り組んでいます。(B)</p> <p>岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑について、捜査をもみ消した事実はありません。</p> <p>天下りについては定義が明確ではありませんが、退職者の再就職については、民間企業等がどのような人材を必要とし、どのような採用を行うかは、あくまで、当該企業等の独自の裁量と努力によるところであり、再就職は、雇用主と退職職員本人との雇用契約に基づいているものです。(S)</p>	警察本部	警察本部	選択してください

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>5、「官から民へ」のかけ声で公共福祉の仕事を投げ捨てる「規制緩和」「地方行革」路線は見直すこと。</p> <p>1)指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、制定した「公契約条例」の立場に立って、適正な労働条件の確保ができるよう検証・検討すること。県の事業で非正規労働者の増加やワーキングプアを生まないように労働条件の改悪・低下などがあれば見直しを行うこと。</p>	<p>指定管理者制度を導入している公の施設の管理について適正を期するため、当該管理業務の状況について報告を求め、必要に応じて実地に調査し、又は必要な指示を行い、雇用・労働条件に適切な配慮がなされるよう、これまでも指定管理者に対し指導を行ってきたところです。</p> <p>今般、「県が締結する契約契約に関する条例」においても、賃金及び社会保険に関する法令遵守が位置づけられたところであり、条例の趣旨も踏まえ、引き続き各所属において事業完了後の事業報告や実地調査等により、その状況について適宜確認を行うよう指導していきます。</p> <p>また、来年度以降、条例に係る取組として指定管理者に対する労働条件等の実態調査を実施することとしています。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>5、「官から民へ」のかけ声で公共福祉の仕事を投げ捨てる「規制緩和」「地方行革」路線は見直すこと。</p> <p>2)指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的対策を講じること。指定管理者制度そのもののあり方を根本的に検証し、見直すこと。</p>	<p>指定管理者制度については、施設毎に施設のあり方について検討したうえで個別に適否を判断し、制度の導入や更新を行ってきたところです。</p> <p>また、指定管理者の選定に当たっては、選定の透明性、公平性を確保するため、「公の施設に係る指定管理者の導入ガイドライン」に基づき有識者を交えた選定委員会を設置し、施設の機能、性質、設置目的を踏まえた選定基準を設け、総合的に審査しているところであり、引き続き質の高いサービスの提供や効果的・効率的な施設の運営に努めていきます。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>1) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。</p>	<p>パブリック・コメント制度については、実施に関する要綱に説明会や公聴会等について規定し、広く県民に計画等の案を公表することとしており、その実施に際しては、多くの意見が寄せられるよう意見募集期間を十分確保するとともに、寄せられた意見について十分に検討を行い、計画等への反映に努めています。</p> <p>引き続き、説明会・公聴会等の開催、関係機関への情報提供、報道機関への資料提供等、複数の機会を設け、県民への周知に努めていきます。</p>	秘書広報室	広聴広報課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>2) 必要な情報を公開し、住民参加を広げるよう積極的に取り組むこと。</p>	<p>情報公開の推進については、県が保有する情報は県民の共有財産であるという認識のもと、県政の諸活動の状況を県民に説明するとともに、県民による県政の監視及び参加の充実に資するため、積極的な情報の公開に努めています。</p> <p>特に一定額以上の競争入札の随意契約の情報について、行政情報(サブ)センター及びホームページで公表するなど、予算執行過程の透明性の確保に努めており、県民が情報を入手しやすいよう公表内容等の充実に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、県民とともにつくる開かれた県政が推進されるよう、県民の知る権利を尊重し、より一層情報公開の推進を図っていきます。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>3)各種審議会の委員は兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用を図ること。</p>	<p>審議会等への県民の参画をより一層推進するため、「審議会等の設置・運営に関する指針」(平成12年2月策定)を定め、幅広い視点から適任者を登用するよう努めています。</p> <p>委員の兼任については、法令等による充て職以外は広く適任者を求め、原則として同一部局内において同一人による複数の委員兼任を避けること、また、同一人が委員を兼任できる審議会等の数の上限を、原則として4機関とすることとしています。</p> <p>また、女性委員や若手委員についても目標値を設定し、積極的な登用に努めています。</p> <p>さらに、審議会等に民意を反映させ、県民の参画機会を拡充するために、当該審議会等の役割や性格を考慮し、専門的知識の必要性など委員に求められる要件を検討のうえ、委員の一部を公募により専任する委員公募制を導入しています。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>7、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにすること。</p>	<p>岩手県労働委員会の委員については、労働組合法の趣旨及び同法に定める手続きに則り、労働者全体を代表し職責を担う者として、より適任と認められる者を総合的に判断し選任・任命しています。</p>	商工労働 観光部	雇用対 策・労働 室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>8、県の広域振興局のあり方については、県南広域振興局、総合支局、出張所のあり方を総点検し、メリット、デメリットを明らかにし見直すこと。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取組が円滑に進められるようにすること。市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして進めること。</p>	<p>広域振興局の円滑な運営を図るため、広域振興局体制整備の考え方や県議会からの附帯意見等を踏まえて、効果を検証しながら所要の改善に努めるとともに、各分野において広域的なサービスが円滑に実施できるよう、局長のリーダーシップの下、広域振興局全体で情報共有を図りながら一体的に取り組んでいきます。</p> <p>また、市町村との情報共有、意見交換等の場を積極的に設けるなど、連携を強化しており、それぞれの役割を十分に果たしつつ、ともに課題解決に取り組むことができるよう努めています。</p> <p>職員に対しては、総合力・機動力を発揮できるよう、研修会の開催やプロジェクトの立ち上げなどを行うよう努めています。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施延期、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>9、県職員の超過勤務の実態を調査し、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握は厚生労働省通知に基づいてタイムカードやパソコン等で客観的に把握すること。</p> <p>県職員の賃金引き下げとなる総合的見直しは行わないこと。国の「総人件費抑制政策」に追随してきた県人事委員会の在り方を抜本的に見直すこと。</p>	<p>人事委員会は、地方公務員法の目的である、民主的かつ能率的な近代的な地方公務員制度の推進を図るため、①公正な人事行政の確保、②社会の変化に対応した人事施策の調査研究、③適正な勤務条件の整備による労働基本権制約の代償措置としての役割を担っています。</p> <p>このため、平等取扱いの原則及び情勢適応の原則等地方公務員法に定められた原則に則り、適正な運営に努めているところです。</p>	人事委員会事務局	人事委員会事務局職員課	S その他
	<p>【反映区分A】</p> <p>職員の始業は、管理・監督の立場にある職員が出勤簿により確認しており、終業についても、管理職員自ら確認できる場合はその確認により、また、超過勤務を命じた場合は、その記録簿等により確認しているところです。なお、必要に応じて行われた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正に手当を支給しています。</p> <p>【反映区分:D】</p> <p>職員の給与改定については、これまでも県人事委員会の勧告を最大限尊重するという基本姿勢で決定しているところです。給与制度の総合的見直しについては、県人事委員会の勧告を踏まえつつ、法に定める給与決定の諸原則にのっとり、国及び他の都道府県の動向等諸般の情勢を総合的に勘案し、勧告どおり実施することとしたものであり、総合的見直しに係る条例案を県議会2月定例会に提出しています。</p>	総務部	人事課	選択してください

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>1、国連女性差別撤廃条約の具体化を図り、普及する取組を強めること。</p> <p>女子差別撤廃条約選択議定書や、ILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約の具体化・実現をめざすこと。</p>	<p>国連女性差別撤廃条約の内容については、男女共同参画センターにおいて情報提供や学習機会の提供などを行っています。</p> <p>女性の差別撤廃条約選択議定書やILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約については、国の動向を注視していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>1)男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など、働く女性への差別をなくす対策を進めること。</p> <p>パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。</p>	<p>県では、セミナーの開催などにより、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用の転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について周知を図っている他、岩手労働局等と連携して、非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善などについて、関係団体へ要請しているところです。</p> <p>また、労働問題を抱えた方が労働相談を利用しやすく、円滑に解決へとつなげることができるよう、県内の相談窓口や無料電話相談先などについて、各種媒体を通じて周知を図るとともに、丁寧な対応に努め、相談しやすい環境づくりにも取り組んでいます。</p> <p>さらに、平成28年度には、事業主向けの処遇改善セミナーを実施することとしており、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保に一層努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>2)妊娠・出産への不利益取扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。</p>	<p>妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益取扱いをすることは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されており、県では、ホームページ等により事業主等へ周知・啓発を行っている他、岩手労働局雇用均等室において相談を受け付けていることについても周知しているところです。</p> <p>また、問題を抱えた方が県に対し相談された場合には、速やかに岩手労働局につなぐ等、迅速丁寧な対応に努めているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>3) 所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。</p>	<p>所得税法の改正等については、国における議論等を注視していきたいと考えています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>商工企 画室</p>	<p>C 当面 は実現 できない もの</p>
	<p>本県の農業就業人口に占める女性の割合は約5割となっており、農業経営の重要な役割を担っています。</p> <p>このため、県では、家族の役割分担を明確化する家族経営協定の締結を促進するとともに、女性がアイデアや能力をより発揮できるよう、各種研修会の開催やネットワーク化の支援を実施しているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	<p>農林水産 部</p>	<p>農業普 及技術 課</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>4)乳幼児医療費助成の対象を、当面、小学校卒業まで拡充し現物給付化すること。待機児童を解消する認可保育所の増設・整備、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。</p>	<p>人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、県では市町村等と協議のうえ、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、平成28年8月から未就学児及び妊産婦を対象とした窓口負担の現物給付を行うこととしたところであり、現在その取組を進めているところです。</p> <p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で行われるべきであり、平成27年6月に実施した県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望したところであり、全国知事会からも同様の要請を行っています。</p> <p>国においては、現在、子どもの医療制度の在り方等に関して、有識者による検討会を設置し、見直しに向けた検討を行っているところであり、その動向を注視し、今後の状況を見極めながら、国に対する働きかけに積極的に参加していきます。</p> <p>なお、要望のありました小学校卒業の通院までの拡充は、約2億9千万円と、多額の財源を確保する必要があり、現在の厳しい財政状況の中で、助成対象の更なる拡充は直ちには難しいと考えています。</p> <p>待機児童を解消する認可保育所の増設・整備については、平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、各市町村において、認可外保育施設も含めた保育ニーズの把握に努め、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、これに基づき計画的な認可保育所等の整備を推進することとされており、これを支援していくとともに、併せて、「いわて子育てにやさしい企業等」認証・表彰を実施することにより、仕事と子育てを両立するための職場環境づくりを促進していきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課、子ども子育て支援課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 5)夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化をはかり、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。</p>	<p>県では、平成27年5月に「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施していますが、この調査において、配偶者間の暴力に関する調査項目があり、年度内に調査結果を県のホームページで公表することとしています。 また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターは、県内に12カ所あり、被害者からの相談対応や支援をしています。平成28年度も相談対応職員の資質向上のための研修を引続き実施するとともに、市町村や関係機関との連携を強化し相談・保護体制の充実を図っていきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。6)選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度の導入については、国の法律等の動向を注視していきます。 なお、非嫡出子の相続差別廃止については、平成25年9月の最高裁判所の違憲判決を受け、平成25年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立し、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になりました。(同月11月公布・施行)。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 7)ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。生活保護基準以下の世帯には生活保護受給を進めること。</p>	<p>県では「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、相談機能の充実、就業支援対策の充実、養育費確保の促進、経済的支援の充実などを重点に、ひとり親家庭等への支援に取り組んでいるところです。 なお、平成28年度は、児童扶養手当の第2子加算、第3子以降加算額の増額や、ひとり親家庭の親が資格取得のために修学する場合に給付する高等職業訓練促進給付金の拡充を予定しています。 今後とも、相談対応職員の資質の向上、各種事業の周知徹底を図るとともに、効果的な支援を行うため関係機関と連携し、ひとり親家庭等の自立に努めていきます。 生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。 なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課、地域福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性と青年を登用すること。</p>	<p>平成27年度から、女性職員を対象にリーダー養成やキャリア形成に関する研修を開始したところであり、キャリアアップを支援することで、女性職員がより能力を発揮できるよう取組み、適材適所の考え方を基本としながら、女性職員の登用に取組んでいます。</p> <p>また、審議会委員については、女性委員や若手委員についても、目標値を設定したうえで積極的な登用を行っており、引き続き一層の向上に取り組んでいます。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの
	<p>各審議会への女性の登用については、いわて男女共同参画プランにおいて、審議会等委員の男女割合についての指標を定めて取り組んでいるところであり、今後も目標達成に向けた取組を進めていきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>1) 若者を使い捨てにするブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援を強化し、とりわけ県内就職の取組を強化すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業への対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設、企業に対する重点監督等を実施しています。</p> <p>また、平成28年3月から、青少年の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、ハローワークにおいて、一定の労働関係法令違反の求人者について、新卒者の求人申込みを受理しない制度が開始されています。</p> <p>県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しています。県では、違法な労働時間等に関する相談については、岩手労働局に伝え改善につなげていきます。</p> <p>青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援については、これまでの取組に加え、今年2月に設立した「いわてで働こう推進協議会」において、関係機関が連携し、若者の県内就職の促進を図っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>2) 県立高校の授業料無償化への所得制限導入に反対し、すべての高校生を対象としたものとする。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料の値上げは行わず、授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。</p>	<p>【奨学金】 高校生等への給付制の奨学金については、市町村民税所得割非課税世帯等の高校生等の授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、平成26年度の入学生から高校生等奨学給付金を支給しています。 大学生等に対する奨学金事業は、国が担っており、県としては、高校卒業後の教育の機会均等を図る上からも、学生への経済的支援は重要であると考えており、繰り返し、給付型の奨学金の創設など、国が行う奨学金事業が充実したものとなるよう要望しています。</p> <p>【授業料無償化】 高等学校等就学支援金制度については、本年度においても国に対して所得基準等の制度見直しについて要望を行っているところです。 今後とも、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないように努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>私立高校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により修学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等に対して負担軽減措置を講じています。 また、平成26年度に就学支援金加算金の増額が図られ、平成27年度には授業料以外の学費への支援策である奨学のための給付金の増額が図られ、平成28年度にはこの給付金のさらなる増額が見込まれているなど、支援策の充実が図られてきております。 県としては、これらの制度と併せて実質的な教育費負担の軽減に向け、引き続き支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について、要望してまいります。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 3)青年の定住をめざし、(魅力ある町づくりを進め、スポーツ、レクリエーション施設の充実、)青年向け県営住宅と家賃補助などの対策を進めること。</p>	<p>青年向け県営住宅と家賃補助についてですが、県営住宅は低額所得の方を対象とした住宅であり、所得要件を満たす場合は年齢に関わりなく入居いただけます。 また、家賃低減措置により近傍同種家賃よりも低廉な家賃で入居いただけるほか、収入が特に低い場合は家賃の減免措置により対応をしています。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
	<p>【スポーツ、レクリエーション施設の充実】 現有の県営体育施設は、そのほとんどが昭和45年に開催された岩手国体の会場として整備された施設であり、経年とともに施設・設備の老朽化が進行しているため、利用者の安全を最重点とし、必要性や緊急性を考慮しながら計画的に施設の維持保全を行っているところです。今後、県営体育施設のあり方について検討していきます。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課	C 当面は実現できないもの
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 4)青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、就労支援などの取組を強化すること。NPOや民間団体の取組を支援すること。</p>	<p>引きこもりの実態調査については青年の引きこもりを含め、今年度先駆的に釜石保健所において実施し、今後調査結果の取りまとめを行うこととしています。 また、相談・居場所の設置については、平成21年8月から岩手県精神保健福祉センター内に「岩手県引きこもり支援センター」を設置し相談支援体制の強化を図るとともに、各保健所において関係機関との連携を図りつつ、居場所支援や家族教室、関係機関支援連絡会議、研修会等の取組を行っています。NPOや民間団体による取組の充実を図るためには、当面、技術的な支援や必要と思われ、相談支援者への研修などを実施し、家族会などの支援団体等の活動を支援しているところであり、引き続き関係部局、関係機関と連携しながら、引きこもり者及び家族への支援に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
	<p>引きこもりの青年に対しては、国が県内2か所(盛岡、一関)に設置した地域若者サポートステーションにおいて、NPO等民間の団体が国から委託を受け、相談、居場所の設置、就労支援を行っています。国から委託を受けた団体は、県をはじめ関係機関が参集する会議を開催し、引きこもりの青年の情報共有等を行っており、今後も関係機関が連携し、支援を行っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 5)18歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子どもの権利条約に基づく主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であることから、小中学校社会科、高校公民科の授業や選挙管理委員会と連携して実施する模擬投票の機会などを通して、児童生徒の発達段階に応じ、計画的かつ継続的に指導の充実に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>13、戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 1、憲法違反の戦争法(安保法制)の廃止を国に求めること。</p>	<p>安保関連法の廃止については、国において国民的な議論を十分に行ったうえで、国民総意の下、法にのっとり手続きされるべきものと認識しています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>13、戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 2、南スーダンでの駆けつけ警護やIS空爆への後方支援など、憲法違反の「武力行使」となるあらゆる動きに反対すること。</p>	<p>安保関連法については、政府において、国民的な議論を十分に尽くし、国民が納得したうえで施行されることが必要であると考えています。 南スーダンの駆けつけ警護やIS空爆への後方支援などは、国の専管事項であることから、政府の責任において議論されるべきものと考えています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>13、戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 3、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、中止を求めること。米軍機の超低空飛行訓練の中止を求めること。</p>	<p>オスプレイの飛行訓練について、県では、オスプレイの安全性の確保はもとより、県民に不安をあたえることのないよう国において十分な対応を図るべきと考えており、防衛省東北防衛局長に対して、県民の不安が払拭されない中での飛行訓練は容認しかねる旨申入れを行っている他、全国知事会を通じて飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項が遵守されるよう要請しています。 なお、オスプレイについては、昨年9月の航空自衛隊三沢基地における三沢基地航空祭での一般公開の際に、横田基地からの移動中、本県上空を飛行したことから、県民への丁寧な説明、飛行する際の飛行ルートの明示について、防衛省東北防衛局長に対して改めて要請を行っています。</p>	総務部	総合防災室	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>13、戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>4、「核兵器廃絶平和宣言」(98年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。とくに、「日米核密約」の存在を踏まえ、名実ともに非核3原則の厳正な実施を求めること。核兵器廃絶を主題とした国際交渉の速やかな開始など「核兵器のない世界」に向けて積極的なイニシアチブを発揮するよう国に求めるとともに、県としても取組むこと。</p>	<p>平和は人類普遍の願いであり、わが国は平和憲法の下にいわゆる非核三原則を国是として国の平和と安全の確保に努めています。</p> <p>県としても、非核三原則を国是とするわが国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、様々な機会をとらえて核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。</p> <p>また、世界平和に関する取組は、世界各国と協調しながら取り組むべき課題であり、「唯一の被爆国」としてわが国が核兵器廃絶のための積極的な取組を行うことを願っています。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
<p>13、戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>5、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び、啓蒙する取組を行うこと。</p>	<p>県では、先の大戦の岩手県戦後処理史の一部として、昭和46年11月に「援護の記録」としてまとめ、恒久平和に役立てられるよう、県の援護の施策の参考としたり、戦没者関連の資料として情報提供するなど活用しています。</p> <p>平和は人類普遍の願いであり、わが国は平和憲法の下に国の平和と安全の確保に努めています。県としても、わが国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、県のホームページ等を活用し、様々な機会をとらえ、核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
<p>13、戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>6、日米の軍事一体化・米軍支援をめざす岩手山演習場での日米共同訓練に反対すること。米兵の基地外への外出禁止措置を求めること。</p>	<p>日米共同訓練における訓練内容の調整については、国の専権事項ではありますが、その実施に当たっては、主権者である国民の理解が不可欠です。</p> <p>県内において訓練が行われる場合は、訓練実施に伴って県民の生活や安全に支障をきたすことのないよう、国に申入れを行っています。</p>	総務部	総合防災室	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>13、戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>7、国民を戦争に動員する有事立法・国民保護法制の廃止を要求すること。ありえない日本への攻撃を想定した岩手県国民保護計画は、県民を戦争態勢に動員するものであり、県民を動員する訓練などは行わないこと。市町村に対しても計画策定を押し付けないこと。</p>	<p>有事立法・国民保護法制は、武力攻撃事態やテロなどの緊急対処事態が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を守るために、国や地方公共団体等の責務や対処方法等を定めたものです。</p> <p>岩手県国民保護計画は、武力攻撃事態等が発生した場合に、県が住民を保護するための措置等を迅速かつ確実に実施するために作成しているものであり、実動訓練の実施に当たっては、住民に広く参加を呼びかけることとしています。</p> <p>なお、参加への協力は任意であり、住民の自主的な判断に委ねられています。</p> <p>また、市町村における国民保護計画作成については、平成19年3月までに県内全市町村で作成を完了しています。</p>	総務部	総合防災室	S その他
<p>13、戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>8、憲法を敵視し、侵略戦争を美化する育鵬社と自由社「歴史教科書」に、事実に基づいた検証を進め、侵略戦争を美化する動きを、芽のうちに摘み取る草の根の取組を広げること。</p>	<p>学習指導要領において、中学校社会科では、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことをねらいとしています。</p> <p>歴史的分野の内容(5)の学習においては、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させることをねらいとしており、県教育委員会では、各学校において学習指導要領の趣旨に基づいた歴史学習が進められるよう指導しています。</p> <p>また、教科用図書についても、学習指導要領の趣旨に基づいて適切に活用されるよう指導しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置